

令和2年第1回

甲佐町議会 3月定例会会議録

令和2年3月6日～令和2年3月10日

熊本県甲佐町議会

令和2年第1回甲佐町議会（定例会）目次

○3月6日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	6
日程第4 町長の行政報告について	6
日程第5 町長の提案理由の説明について	10
散会	13

○3月9日（第2号）

出席議員	14
欠席議員	14
本会議に職務のために出席した者の職氏名	14
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	14
開議	17
日程第1 同意第1号 甲佐町副町長の選任に付き同意を求めることについて	17
日程第2 同意第2号 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めること について	19
日程第3 同意第3号 給水区域外給水について	20
日程第4 議案第1号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の 利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図 るための行政手続等における情報通信の技術の利用に 関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例の制定について	21
日程第5 議案第2号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	23
日程第6 議案第3号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	25
日程第7 議案第4号 職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	29
日程第8 議案第5号 甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定につい	

		て……………	30
日程第9	議案第6号	甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料 に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	33
日程第10	議案第7号	甲佐町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正 する条例の制定について……………	35
日程第11	議案第8号	甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	37
日程第12	議案第9号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について……………	38
日程第13	議案第10号	甲佐町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	40
日程第14	議案第11号	甲佐町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の 制定について……………	41
日程第15	議案第12号	工事請負契約の変更について……………	42
日程第16	議案第13号	工事請負契約の変更について……………	45
日程第17	議案第14号	工事請負契約の変更について……………	48
日程第18	議案第15号	財産の無償譲渡について……………	49
日程第19	議案第16号	甲佐町交流拠点施設指定管理者の指定について……………	51
日程第20	議案第17号	甲佐町フィットネスセンター指定管理者の指定につ いて……………	57
日程第21	議案第18号	甲佐町グリーンセンター指定管理者の指定について……………	59
日程第22	議案第19号	令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）……………	62
日程第23	議案第20号	令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）……………	76
日程第24	議案第21号	令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）…	79
日程第25	議案第22号	令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第3号）……………	81
日程第26	議案第23号	令和2年度甲佐町一般会計予算……………	83
	延会……………		86

○3月10日（第3号）

出席議員……………	87
欠席議員……………	87
本会議に職務のために出席した者の職氏名……………	87
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名……………	87
開議……………	89

日程第 1	議案第23号	令和 2 年度甲佐町一般会計予算	89
日程第 2	議案第24号	令和 2 年度甲佐町国民健康保険特別会計予算	141
日程第 3	議案第25号	令和 2 年度甲佐町介護保険特別会計予算	145
日程第 4	議案第26号	令和 2 年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算	149
日程第 5	議案第27号	令和 2 年度甲佐町水道事業会計予算	151
日程第 6	発議第 1 号	甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に ついて	153
日程第 7	総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について		155
日程第 8	産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について		155
日程第 9	議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について		155
閉会			157

3月6日（金曜日）

令和2年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第1号)

1. 招集年月日 令和2年3月6日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 3月6日 午前10時01分 議長宣告
1. 散会 3月6日 午前10時50分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	9番 福田謙二
10番 井芹しま子	11番 宮川安明	12番 本田新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本幹春 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 山本洋子	総務課長 一圓秋男
企画課長 北野太	地域振興課長 北畑公孝
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 古閑敦
環境衛生課長 橋本良一	住民生活課長 井上理恵
総合保健福祉センター所長 奥村伸二	福祉課長 福島明広
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 山本洋子	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 荒田慎一
社会教育課長 吉岡英二	農業委員会事務局長 井上幸介
選挙管理委員会書記長 一圓秋男	代表監査委員 豊永康法

1. 開会 3月6日 午前10時01分

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

6番 佐野安春

7番 荒田博

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の行政報告について

日程第5 町長の提案理由の説明について

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時01分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

これより、令和2年第1回甲佐町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開く前に、1点だけお知らせをいたします。

現在、新型コロナウイルスによる発症者が日本各地で発生しており、また、一昨日は新たな感染者が県内でも確認をされております。このため、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るために今定例会におきましては、議員、執行部及び事務局職員のマスク着用を許可いたします。

本日は、傍聴者はいらっしゃいませんけれども、傍聴者におかれましてもマスクの着用に、ご協力のほどをお願いいたします。

それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮川安明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、6番、佐野安春議員、7番、荒田博議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮川安明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件は議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

12番、本田議会運営委員長。

○議会運営委員長（本田 新君） それでは、ご報告いたします。

さきの定例会において付託を受けておりました令和2年第1回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る2月26日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財務係長の出席を求め、正副議長を交え検討を行いました。

今定例会については、新型コロナウイルスの感染者が御船保健所管内で発生したこと、国からの国民に対する異例の協力要請が行われたこと、及び感染拡大を予防するために議会としてできること、議会運営委員会開催時点において、リスクをいかにして軽減できるかということを念頭に、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配付のとおり、会期を本日3月6日から10日までの5日間と決定いたしました。

このため、今定例会では一般質問を中止します。

本日は会期の決定、議長の諸般の報告、町長の行政報告及び提案理由の説明、7日及び

8日は議案調整のため休会。9日は人事案件、その他同意案件、条例案件、工事請負契約の変更案件、財産の無償譲渡案件、指定管理者の案件、令和元年度一般会計補正予算、令和元年度各特別会計補正予算及び令和2年度一般会計予算。11日は引き続き、令和2年度一般会計予算、各特別会計予算、企業会計予算及びその他議会提出案件についての審議。すみません。訂正させていただきます。

「11日」と言いましたところ、「10日」です。

10日は引き続き、令和2年度一般会計予算、各特別会計予算、企業会計予算及び、その他、議会提出案件についての審議。

以上のとおり議会運営委員会では決定いたしましたので、議員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げ、報告といたします。

○6番（佐野安春君） 議長、動議。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい、6番、佐野です。

動議を提出いたします。令和2年第1回定例会の会期及び日程につきまして、本田議会運営委員長から報告がありましたが、審議の上、決定ということでしたので、私から会期及び日程について、変更及び延長についての動議を行います。この動議提出の理由について、述べさせていただきます。

第1に新型コロナウイルス感染拡大防止のためということ、2月20日に政府は「イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討いただくよう、お願いします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません」とありました。ほかにも要請内容はありますが、基本的な点を述べさせていただきました。この発信に基づき、町議会議運において協議され、今回の会期を及び日程について決定されたものと思います。

感染拡大防止の観点からすれば、町議会議場等における感染リスクを回避するためには、県内自治体議会で行われているように、町民の皆様に傍聴をご遠慮いただくこと。また、議場に入場前に手洗いの推奨やアルコール消毒の推奨、マスクの着用、咳エチケットの徹底などでリスクを軽減することはできるものと考えます。

第2に、今回の一般質問通告は、7名の議員が行っております。それぞれに町政全般の問題点や、町民の声からの意見や要望に基づき、項目は今回のウイルス対策に対する質問を行う予定の議員もありました。コロナウイルス対策は、町民の皆さん一人一人に関係する重大な問題です。議員の発言は、町民の皆さんの声でもあります。そうした町民の皆さんの思いも反映した一般質問を行い、コロナウイルス対策にも反映させることができると思います。

直接的なウイルス対策は、2月27日付けで甲佐町における新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が出されています。それとあわせて、商工業者や農業者、勤労者などに各種の自粛による大きな経済的なマイナスの影響が出ているという声も聞こえています。そう

した全般的な問題を含めて、町執行部だけでなく、議会も積極的な対応が必要とされていると考えます。

一般質問は議員必携において、次のように定義されています。「政策に取り組み政策に生きるべき議員にとって、一般質問はもっとも華やかで意義のある発言の場であり、また住民からも重大な関心と期待を求める大事な議員活動の場である。」

一般質問は、議員必携にもあるように議会において一定時間を確保されている行財政全般にわたる議員主導による政策論議の場で、議員にとって大変重要な機会です。したがって、一般質問の実現に向けて、ぜひともできる限りの可能性を議会として探る必要があると考えます。

一つの例が、休会をはさんだ議会の延長を行い、今月最終週付近において一般質問の日程を設定することです。この方式は、今回県内においては、湯前町議会が行う予定とされています。今回の政府の要請を受けて、一般質問を中止される議会はありませんが、県内において自治体ホームページや新聞記事などの情報からすれば、45自治体中、一般質問を行う議会は28市町村あります。

新型コロナウイルス対策は、必要なことであることに異論はありませんが、一般質問を議会の中で予算審議等と同じように重要なことで、はずすことはできないものと考えます。

今定例会において、ぜひとも会期の延長及び一般質問を日程に追加されることを望みます。ぜひとも議員各位におかれましては、賢明なご判断をお願い申し上げ、私の動議提出の提案といたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） しばらくお待ちください。

ただいま6番、佐野議員から会期の延長及び一般質問を日程に追加することの動議が提出されました。この動議は、所定の賛成者が必要です。

ただいまの動議に賛成の方いらっしゃいますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） この動議は、一人以上の賛成者がいますので、成立しました。

次に、会期の延長及び一般質問を日程に追加することの動議を議題として、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この動議のとおり決定することに、賛成の方は起立をお願いいたします。

〔起立少数〕

○議長（宮川安明君） 起立少数です。

したがって、会期の延長及び一般質問を日程に追加することの動議は、否決されました。会期の日程については、ただいま本田議会運営委員長の報告のとおり、決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、ただいまの本田委員長の報告のとおり、本日3月6日から10日までの5日間と決定いたしました。

同意第1号及び同意第2号の人事案件、同意第3号、給水区域外給水について、議案第1号から議案第11号までの条例案件、議案第12号から議案第14号までの工事請負契約の変更について、議案第15号、財産の無償譲渡について、議案第16号から議案第18号までの指定管理者の指定について、議案第19号から議案第22号までの令和元年度一般会計及び各特別会計の補正予算、議案第23号から議案第27号までの令和2年度一般会計及び各特別会計、企業会計予算、その他議会提出案件を一括上程します。

日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（宮川安明君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告については、議席に配付のとおりです。これについては説明を省略します。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の行政報告について

○議長（宮川安明君） 日程第4、町長の行政報告についてを議題とします。

町長から行政報告の申し出がっております。これを許します。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、あらためまして、おはようございます。

本日は、令和2年第1回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、行政報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策について、ご報告を申し上げます。

連日の報道等でご存じのとおり、中国湖北省武漢市において、昨年12月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の発症が複数報告をされて以来、世界各国で患者発生が報告をなされております。WHO（世界保健機関）は、1月30日未明に国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当すると発表いたしました。

国内では、最初の感染者が確認されました1月14日以降、国内各地で感染が確認をされており、国・県におきましても、対策本部が設置をされて感染症対策が進められております。

本町では、上益城地域新型コロナウイルス感染症対策会議開催後の2月1日から町のホームページにおいて、感染に対する注意喚起を行っております。

また、2月7日に1回目の感染症対策推進会議を開催し、国の対応等について、情報を共有するとともに、各課における行動計画を確認しあい、町民の皆様に対する感染予防対策等の注意喚起を防災行政無線で呼び掛けているところであります。

また、県内で初めての感染者が確認をされました2月22日に、緊急招集の上、2回目の感染症対策推進会議を開催し、発生状況の確認、感染予防対策、相談対応、職員の行動等について協議を行い、窓口職員は連休明けの25日からマスクを着用して業務に当たることとし、公共物の消毒、部屋の換気などを行っております。

2月25日、政府において、新型コロナウイルスの感染の拡大に備えた基本方針が決定をされておりますが、本町におきましても、各種行事等の中止、または延期などについての基本方針を2月27日に開催をいたしました感染症対策推進会議において決定をしたところでございます。

議員各員には、予定の変更などがあり、大変ご迷惑をおかけいたしますが、どうぞご理解のほど、よろしくお願いいたします。

町といたしましては、感染拡大防止に向けての町での取り組みと住民の皆様への情報提供、注意喚起を引き続き行ってまいります。

なお、本日予定されております全員協議会におきまして、町の対応状況等の報告をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、熊本地震及び豪雨災害関連事業のうち、主なものについて、進捗状況をご報告申し上げます。

まず、公共土木災害復旧工事につきましては、災害復旧件数が241件で工事契約額は、約16億6,000万円となっております。

災害復旧工事については、すべての発注が終わっており、このうち2月末現在で発注件数に対しまして、225件、93.4%が完了しております。今年度中に239件、99%が完了する見込みとなっております。未完了となります2件につきましては、繰り越しをお願いして、令和2年度に完了する予定となっております。

次に、被災宅地復旧支援事業についてでございますけれども、令和2年2月末までに150件の相談があっており、そのうち82件の申請を受け付けまして、今年度末までに75件の宅地復旧が完了予定となっております。

今後も申請の見込みがありますので、支援を続けていく必要があるというふうに思っております。

続いて、農林業関係につきましては、農業用施設及び農地災害につきましては、3月中に全て完了する見込みとなっております。林道施設災害におきましては、2月末現在において、発注率100%、竣工率73.9%となっており、対象7路線のうち、林道本坂谷線、及び林道倉谷線の2路線につき、繰り越しをすることといたしております。

なお、林道倉谷線は、5月末、林道本坂谷線は9月末の完成を予定しております。

また、本年1月27日に発生をいたしました強風による農業用施設災害につきましては、あわせてご報告を申し上げておきたいと思っております。

発生をいたしました強風については、甲佐町の観測地点において、最大瞬間風速22.7メートルを記録し、1月の観測史上最大を記録しており、農業用施設において金額で約2,000万円の被害が発生をしております。この件につきましては、先だって議会のほうか

らも早期復旧支援について、町への要望も提出をされておりますけれども、本町といたしましても、被害の大きかった益城町と、それから御船町と連携をしながら、3町連盟により、県に対しまして復旧支援の要望を行う予定としております。

本被害の復旧につきましては、町としましても迅速に対応していきたいと考えております。

続いて、仮設住宅の件でございますけれども、これまで228戸の建設を行って、269世帯の方が入居をされておりました。令和2年2月末時点で、14世帯の方が入居されておりますが、7月末までには、全ての方の自宅再建が完了される見込みであります。今後も被災者の方に寄り添った対応に努めてまいります。

続いて、被災者の見守り支援等についてでございますけれども、仮設住宅の入居世帯数は、令和2年度中には建設型仮設住宅がゼロ世帯、借上型みなし仮設住宅が2世帯となる見込みであり、被災者の方も元の生活を取り戻しつつある状況となっております。

このような状況に鑑みまして、震災後から被災者の見守り支援等を実施してまいりました地域支え合いセンター事業につきましては、令和2年度中に事業終了見込みであり、今後は行政、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、地域福祉推進員などへのつながりを重点的に行っていくことで事業終了後も切れ目のない支援を行ってまいります。

次に、町営住宅建替事業について、ご報告申し上げます。

現在、甲佐町公営住宅等長寿命化計画のもとに、老朽化をした町営住宅の建て替え工事を計画的に進めてまいっております。

上揚団地につきましては、平成29年度から建て替え工事に着手をして、これまでに11戸が完成し、令和元年7月から、もう既に入居が始まっております。また、令和元年10月から2期工事の3棟8戸に着手をし、令和2年5月末までには竣工する予定となっております。今後、残りの4棟10戸に着手をして、令和2年度には、29戸全てが完了する見込みとなっております。加えて、早川第一団地建替工事につきましては、今年度実施設計を完了して造成工事に着手をする予定でございます。

次に、県道嘉島甲佐線田口橋右岸側平面交差点改良事業の進捗状況につきまして、ご報告を申し上げます。

県において、実施測量設計、建物調査が完了し、現在は県道の仮設道路の工事と用地交渉が行われ、おおむね順調に進んでおります。今後の予定といたしましては、仮設道路の工事については、今年の5月には完了予定でございます。その後、仮設道路への切り替えが行われます。

本線道路改良工事につきましては、今年度中に発注が行われ、令和4年度の工事完了を目指されております。この平面交差点改良事業に伴い、町道古閑山出線付け替え道路の整備と、町が事業主体で行います町道古閑八丁線の道路改良工事の測量設計にも着手したところであります。

次に、国土交通省と連携して取り組んでおりますかわまちづくり事業の一環として整備を行っております総合運動公園の整備状況について、ご報告申し上げます。

熊本地震復興支援の一環として、日本サッカー協会にて整備をしていただきました天然芝サッカー場につきましては、昨年7月に協会より引き渡しを受け、現在、芝生の養生を行っており、本年4月には供用を開始したいと考えております。

人工芝サッカー場につきましては、昨年10月よりナイター施設利用を除く供用を開始しており、本年にはナイター施設についても供用を開始する予定でございます。

令和2年度につきましては、昨年より工事に着手をいたしましたテニスコートの整備を行うほか、管理棟の建設及び野球場の整備に着手する予定としており、令和3年度以降にソフトボール場及び周辺施設整備を進め、令和4年度の事業完了を目指しているところであります。なお、総合運動公園の名称につきましては、昨年の9月定例会におきまして、設置、管理及び使用料に関する条令について、ご議決をいただき、「熊本甲佐総合運動公園『緑川リバーサイドパーク』」に決定をいたしておりますけれども、愛称について公募を行い決定することといたしております。その結果、全国から170点を超える多数の応募をいただき、選定委員会での選考を経て、名称は「Kパークこうさ」に決定をしたところであります。

また、「Kパークこうさ」において、毎年開催をしておりました緑川スポーツフェスタにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止という観点から、既に中止を決定したところであります。3月15日開催に向け、関係団体等からご協力を得、準備を進めてまいりましたが、どうかご理解のほど、お願いを申し上げます。

次に、交流拠点施設として整備を進めております古民家交流拠点施設旧西村邸及び井戸江峡交流拠点施設旧井戸江峡キャンプ場の整備状況につきまして、ご報告を申し上げます。

両施設とも現在工事は完了しており、今月中に竣工検査を行うことといたしております。また、両施設の運営につきましては、今議会におきまして、甲佐町交流拠点施設指定管理者の指定についてを議案として提出させていただいており、指定管理者での運営を予定しており、本年7月オープンを目指しているところでございます。

次に、上益城郡5町が協議会を設置して取り組んでおります一般廃棄物処理施設の新設整備につきまして、ご報告を申し上げます。

平成30年5月の建設予定地決定以降、現地の境界立ち会い、測量調査に取り組んでまいりましたが、昨年11月にこれらの測量調査業務が完了をいたしました。今年1月には、用地取得に向けた住民説明会を実施して、2月からは地権者への個別説明を開始したところでございます。今年4月には、協議会の事務を上益城広域連合のほうに移管をして、以後は上益城広域連合として用地取得を着実に進めてまいりたいと考えております。

最後に、他の自治体からの派遣職員の受け入れについて、ご報告を申し上げます。

震災当初から全国の自治体から短期職員を受け入れ、その後、中長期派遣としまして、鹿児島県の6つの自治体、また県内からは山鹿市及び熊本県土地改良事業団体連合会からもご支援をいただきながら、早期の復旧復興が現在進められておりますことに、大変感謝しているところでございます。来年度におきましても、鹿児島県のほうからは二つの自治体から計4名の職員を引き続き派遣していただけることになっており、改めて感謝とお礼

を申し上げるところであります。

長くなりましたけれども、以上で行政報告のほうを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） 以上で町長の行政報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時35分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 町長の提案理由の説明について

○議長（宮川安明君） 日程第5、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、先ほどの行政報告に引き続きまして、今期定例会に提案をいたしております各議案についてご説明を申し上げます。

今期定例会にご提案をいたしております案件は、同意案件が3件、条令の制定案件1件、条令の一部改正案件10件、工事請負契約の変更案件が3件、財産の無償譲渡案件1件、指定管理者の指定案件3件、令和元年度甲佐町一般会計補正予算及び特別会計補正予算4件、令和2年度甲佐町一般会計予算及び各特別会計予算5件の合わせて30件でございます。

まず、同意案件といたしましては、甲佐町副町長の選任に付き同意を求めることについて、ほか2件を、条例の制定案件といたしましては、情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを、条例の一部改正案件としましては、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか9件を、工事請負契約の変更につきましては、井戸江峡キャンプ場整備工事、ほか2件の工事内容変更に伴う契約金額の変更について、いずれも議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会のご議決を求めるものでございます。

財産の無償譲渡案件といたしましては、町有財産、これは「みんなの家」の麻生原区への無償譲渡についてを、指定管理者の指定案件につきましては、甲佐町交流拠点施設指定管理者の指定について、ほか2件をご提案いたしております。

次に、令和元年度一般会計補正予算及び各特別会計補正予算4件につきましては、まず令和元年度一般会計補正予算では、去る1月30日に成立いたしました国の補正予算に対応するために、土木費で測量設計委託料、町道改良舗装工事費を、教育費で総合運動公園整備に伴う変更設計業務委託料及び工事費を、災害復旧費で工事費及び用地購入などを計上し、事業執行見込みの精査による減額などを行い、総額で5,399万4,000円を減額補正し、

補正後の総額を80億8,806万9,000円といたしております。

各特別会計補正予算では、それぞれの療養給付費の決算見込み額での増額、増減額補正を行い、国民健康保険特別会計では、6,507万7,000円を減額し、補正後の総額を14億9,349万4,000円に、介護保険特別会計では、1,779万6,000円を減額し、補正後の総額を15億8,780万3,000円に、後期高齢者医療特別会計では、487万8,000円を減額し、補正後の総額を1億4,777万3,000円といたしております。

次に、令和2年度一般会計予算及び各特別会計予算5件につきまして、まずは令和2年度一般会計のほうからご説明申し上げます。

まず、予算編成にあたっての基本的な考え方を申し述べますけれども、令和2年度の予算編成にあたりましては、平成28年に策定をいたしました甲佐町震災復興計画の仕上げの段階として、その実現に向け総力を挙げ、迅速かつ強力に推進するとともに、私が4期目に掲げました「創生・復興から復幸へ、次世代へ残す輝く郷づくり」の確実な実施のため、甲佐町総合計画、後期基本計画、甲佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略などの目標達成に向け、着実な取り組みを図り、国の動向を注視しながら最小の経費で最大の効果を上げるよう、事務事業の内容を厳正に精査し、将来を見据えた予算となるよう編成を行ったところであります。

その結果、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億3,964万4,000円といたしております。これを前年度と比較いたしますと2.0%、1億5,421万7,000円の増となりました。

予算の主な内容でございますけれども、まずは歳出予算の主な内容について、款ごとにご説明申し上げます。

総務費におきましては、庁舎及び議会棟の長寿命化に向けた屋上及び外壁の防水工事費、甲佐町総合計画及び地方創生に係る人口ビジョン、総合戦略の次期計画策定経費、住宅開発行為等支援補助、5年に1回調査が行われる国勢調査費などの経費を計上しております。

民生費におきましては、子育て支援として、安心して産み育てることができる社会の実現のための保育料無償化などに要する経費、乙女高齢者福祉センター太陽光発電施設等設置工事費、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定に係る経費などを計上しております。

衛生費におきましては、子育て支援として満15歳までの子どもの医療費の一部助成について、完全現物支給により県内の医療機関など窓口での外来などの一部負担金の支払いが不要となるよう、引き続き実施をしております。

また、甲佐町総合保健福祉センターの長寿命化に向けた屋根及び外壁の防水工事費、高齢者保健介護予防一体化事業に係る経費などを計上しております。

次に、農林水産業費では、農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保するための直接支払交付金や農作業の効率化、低コスト化を図るための農機具導入事業などを引き続き推進しております。また、第3期の中山間総合整備事業費、農村地域の防災減災事業としてのため池調査に要する経費などを計上しております。

次に、商工費におきましては、地域特産品の振興及び町の財源確保に資するため、ふる

さと甲佐応援寄附金事業を引き続き実施するとともに、地元商工業者の総合的な振興と地域経済の活性化を図ってまいります。また、本町の観光施設への誘導を図るための観光案内看板等の充実を図り、入込客数の増加に努めてまいります。その他、昨年から引き続き、旧西村民俗資料館や井戸江峡キャンプ場を地域内外の交流拠点の場として利活用を図るための整備費や管理費用などを計上しております。

土木費では、町道の新設改良舗装工事を甲佐町道路整備計画に基づき計画的に取り組んでまいります。また、住宅につきましては、町営住宅の上揚団地及び早川第一団地の建て替え事業費、その他、熊本地震からの復旧として、引き続き、被災宅地復旧事業などを推進してまいります。

消防費では、町民の安心安全な暮らしの確保のため、常備及び非常備消防のさらなる充実に努めるとともに、消防施設の計画的な更新整備を図るための計画策定経費、また防災面では、内水対策として排水機場整備調査費などを計上しております。

教育費では、生涯学習センターの長寿命化に向けた屋上及び外壁の防水工事費、小中学校に学校のICT化を進めるための電子黒板やタブレット、通信ネットワークの整備費、また総合運動公園整備として、テニスコート、野球場、管理棟の整備費などを計上しております。

災害復旧費では、主に熊本地震、豪雨災害の平成28年災害に係る公共土木施設、農林業施設の復旧工事を鋭意進めてまいります。

次に、国民健康保険につきましては、昨年度から熊本県と市町村が共同で運営を行っており、引き続き将来にわたり安定的な国保運営が可能となるよう、熊本県と連携を強化してまいります。

次に、介護保険につきましては、平成29年度末に策定をいたしました第7期介護保険事業計画に基づき、安定的な介護保険の運営に努めてまいります。また、次期計画、これは第8期介護保険事業計画でございますけれども、この計画策定に伴います経費などを計上しております。

次に、後期高齢者医療保険につきましては、後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、安定運営に努めます。

次に、水道事業につきましては、安定的で低廉な水道事業を進めるための町の上水道事業基本計画に基づき、計画的な建設改良等を実施いたします。

ただいま歳出予算の主な内容についてご説明申し上げましたが、歳入予算につきましては、税源のより一層の的確な把握と課税の適正化に努め、収入の確保に万全を期するとともに、あわせて国県支出金等の効果的な活用に配慮をした財源を算定の上、計上したところでございます。

以上で、今期定例会にご提案をいたしております各議案についてご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は各担当課長に説明いたさせますので、適切なご議決をいただきますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） 以上で町長の提案理由の説明を終わります。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明日7日と、あさって8日は議案調査のため休会、9日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れでした。

散会 午前10時50分

3月9日（月曜日）

令和2年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第2号）

1. 招集年月日 令和2年3月6日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 3月9日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 3月9日 午後4時35分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲 斐 良 二	2番 甲 斐 高 士	3番 田 中 孝 義
4番 鳴 瀬 美 善	5番 森 田 精 子	6番 佐 野 安 春
7番 荒 田 博	8番 宮 本 修 治	9番 福 田 謙 二
10番 井 芹 しま子	11番 宮 川 安 明	12番 本 田 新

1. 欠席議員

な し

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本幹春 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 奥 名 克 美	副 町 長 師 富 省 三
会 計 管 理 者 山 本 洋 子	総 務 課 長 一 圓 秋 男
企 画 課 長 北 野 太	地 域 振 興 課 長 北 畑 公 孝
環 境 衛 生 課 長 橋 本 良 一	住 民 生 活 課 長 井 上 理 恵
くらし安全推進室長 佐々木 善 平	税 務 課 長 古 閑 敦
総合保健福祉センター所長 奥 村 伸 二	福 祉 課 長 福 島 明 広
農 政 課 長 井 上 幸 介	建 設 課 長 志 戸 岡 弘
会 計 課 長 山 本 洋 子	町 民 セ ン タ ー 所 長 中 林 健 次
教 育 課 長 蔵 田 勇 治	学 校 教 育 課 長 荒 田 慎 一
社 会 教 育 課 長 吉 岡 英 二	農 業 委 員 会 事 務 局 長 井 上 幸 介
選挙管理委員会書記長 一 圓 秋 男	

1. 開会 3月13日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 同意第1号 | 甲佐町副町長の選任に付き同意を求めることについて |
| 日程第2 | 同意第2号 | 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて |
| 日程第3 | 同意第3号 | 給水区域外給水について |
| 日程第4 | 議案第1号 | 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第2号 | 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第3号 | 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第4号 | 職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第5号 | 甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第6号 | 甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第7号 | 甲佐町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第8号 | 甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第9号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第10号 | 甲佐町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第11号 | 甲佐町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第12号 | 工事請負契約の変更について |
| 日程第16 | 議案第13号 | 工事請負契約の変更について |
| 日程第17 | 議案第14号 | 工事請負契約の変更について |
| 日程第18 | 議案第15号 | 財産の無償譲渡について |
| 日程第19 | 議案第16号 | 甲佐町交流拠点施設指定管理者の指定について |
| 日程第20 | 議案第17号 | 甲佐町フィットネスセンター指定管理者の指定について |
| 日程第21 | 議案第18号 | 甲佐町グリーンセンター指定管理者の指定について |

- 日程第22 議案第19号 令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第23 議案第20号 令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第21号 令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第22号 令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第23号 令和2年度甲佐町一般会計予算

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日、代表監査委員については、体調不良のため欠席の連絡がっておりますのでお知らせいたします。

それでは、本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略します。

日程第1 同意第1号 甲佐町副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（宮川安明君） 日程第1、同意第1号「甲佐町副町長の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます前に、本案の当事者である副町長につきましては、慣例により退出をお願いいたします。

それでは、提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 同意第1号についてご説明申し上げます。同意第1号、甲佐町副町長の選任につき同意を求めることについて。下記の者を甲佐町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記、住所、甲佐町大字■■■■■■。氏名、師富省三。■■■■■■日生。令和2年3月6日提出、町長名です。

提案理由といたしましては、現副町長師富省三氏が、令和2年4月9日で任期満了となるためでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 町長の選任理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、副町長の選任についてご説明を申し上げます。

今回提案をいたしております師富省三氏につきましては、皆様方もご承知のとおり、37年間県職員として勤務をされた後に、平成20年4月1日から甲佐町副町長に就任をされて、3期12年間、その職責を果たされてこられたところでございます。

これまで町長の補佐に務められると共に、町長の施策、方針、マニフェストなどに沿った政策推進のため、職員の指導、推進体制の強化及び組織内部管理などへのリーダーシップに当たってこられたわけでありませぬけれども、私の4期目の政策推進に向けて、引き続き副町長としての職責を担っていただきたく議会の同意を求めるものでございます。ご承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。説明に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

福田議員。

○9番（福田謙二君） 師富副町長が、今、甲佐町から県のほうに出向とか、県のほうから甲佐町に出向とか、いろんな情報交換もしながら、そういうのが今の副町長がおられたおかげで、そういう情報交換とか県の出向とかこっちからの出向が始められたわけですかね。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 師富副町長が就任されて、現在のような体制が整ったというふうに思っております。で、これに至る経緯については、やっぱり師富副町長のほうがいろんな県との先輩もおられましたでしょうし、後輩もおられましたでしょうし、やはりその人材、人物に対する評価というのが、非常に県ご当局とされても非常に高い評価だったというふうに思っておりますし、それを基本としていろんな人脈も広がっておりますし、過去のいろんな県のいろんな事業についても、やはり果たされてきたその役割というのは非常に大きかったというふうに判断をしているところです。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

福田議員。

○9番（福田謙二君） 同意第1号、甲佐町副町長の選任に付き同意を求めることについて。先ほど今、町長のほうからご説明がありましたとおり、県とのパイプも、この12年間の間に情報交換をし、立派にその残してきておられますので、今度の任期期間中も更なる活躍を願ひまして、この同意に賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから同意第1号「甲佐町副町長の選任に付き同意を求めることについて」採決します。

本案は原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、同意第1号「甲佐町副町長の選任に付き同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

役員等も歴任されており、教育委員としての資質が十分備われておると思いますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから同意第2号「甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」を採決します。

本案は原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、同意第2号「甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 同意第3号 給水区域外給水について

○議長（宮川安明君） 日程第3、同意第3号「給水区域外給水について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 同意第3号について説明申し上げます。同意第3号、給水区域外給水について。甲佐町水道事業給水区域外の下記のように給水したいので、甲佐町水道事業の設置に関する条例第2条第2項の規定により議会の同意を求めます。

記、申請者、住所、上益城郡御船町大字水越4274番地。氏名、清水廣人。給水先は申請者住所と同様でございます。令和2年3月6日提出、町長名です。

提案理由は、甲佐町水道事業の設置に関する条例第2条第2項の規定により、給水区域外の給水については、議会の同意を必要とするためでございます。なお、甲佐町水道事業の設置に関する条例第2条には、給水区域は甲佐町上水等給水条例第2条に定めるところによる。ただし、水量に余裕があると認めるときは、議会の同意を経て区域外へ給水することができると規定してございます。

本町の上水道施設と給水先との位置関係は、添付させていただいている申請地図のとおりでございます。給水に要する工事費及び使用料については、本町給水条例の規定を適用することとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 一つだけお伺いいたします。この地図のほうからの質問ですが、今度申請をされました〇〇さんですかね、ここに申請地ということで赤く枠囲みしてありますけれども、その地図でいきますと、ちょっと下のほうに大きな家が1軒ございいます。ここににつきましては、私も以前、仕事のほうで1、2回、十数年前に訪問させていただいたことがございますけれども、ここも同じく御船町の方だったと思っておりますけれども、そこの方への給水についてはどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 位置図の申請地の下にありますもう1軒につきましては、現在、住民の方は御船町内の別の場所にお住まいになっておりまして、住まわれてないということでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

福田議員。

○9番（福田謙二君） 同意第3号、給水区域外給水についてでございます。この下の地図に見ますように、ここは上早川の5区の六谷地区でございます。本当、もう六谷地区からほんの何十メートルぐらいしかありません。そしてこの〇〇さんて方はですね、その六谷の地区の人たちのいろんな行事にもいろいろ参加をされているということで、この件につきましては、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから同意第3号「給水区域外給水について」を採決します。

本案は原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、同意第3号「給水区域外給水について」は、同意することに決定しました。

日程第4 議案第1号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第4、議案第1号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条

例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 議案第1号についてご説明申し上げます。

議案第1号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものでございます。令和2年3月6日提出、町長名です。

提案理由につきましては省略をさせていただきたいと思っております。次のページをお願いいたします。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。以下、条文を示しておりますが、説明資料を添付しておりますので、説明資料により説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい、ありがとうございます。

それでは、議案第1号、説明資料により説明をさせていただきます。資料の1の所でございます。改正の理由でございますが、今回の条例の制定につきましては、法の改正に伴いまして、現行の甲佐町固定資産評価審査委員会の条例、それから、甲佐町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例、甲佐町行政不服審査関係手数料条例において、引用の法令名の改正、それから、引用条文のずれ等が生じておりますので、本条例を制定するものでございます。

2の改正内容といたしまして、第1条で甲佐町固定資産評価審査委員会条例の一部改正といたしまして、引用条文の改正で、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項が、改正後、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に。情報通信技術利用法第4条第1項が、情報通信技術活用法第7条第1項に。第2条におきましては、甲佐町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正としまして、題名の改正で甲佐町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例が甲佐町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例に。

引用条文の改正としまして、行政手続等における情報通信と技術の利用に関する法律第

9条第1項が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第13条第1項に。第3条としましては、甲佐町行政不服審査関係手数料条例の一部改正としまして、引用条文改正で、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第4条第1項が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項に改正をしているところでございます。

3で施行期日、公布の日から施行するをいたしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 議案第1号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、ただいま担当課のほうより説明がございましたとおり、国の法律の一部改正ということですので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第1号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

日程第5 議案第2号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第5、議案第2号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

議案第2号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について。職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。令和2年3月6日提出、町長名です。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例。職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を次のように改正する。第2条に次の1項を加える。第2項、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定に関わらず任命権者は別段の定めをすることができる。附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任用形態や任用手続に応じた方法を実施するため、本条例の一部を改正する必要性が生じたのでこの議案を提出するものでございます。

今回の改正につきましては、改正理由としましては、会計年度任用職員のサービスの宣誓ということで、これにつきましては、常勤職員と同様に、地方公務員法第31条の規定が適用されまして、会計年度任用職員のサービスの宣誓につきましては、任命権者等の前で宣誓書への署名を行う必要があります。また、任期が1会計年度であるということ踏まえまして、再度の任用を行う場合は任期ごとにサービスの宣誓を行う必要が生じてまいります。

今回の改正を行うことにより、会計年度任用職員のサービスの宣誓について柔軟に対応したいということで今回提出をさせていただいているところでございます。今回の改正にて別段の定めをすることができる旨を規定しております。会計年度任用職員のサービスの宣誓につきまして、柔軟に対応したいという考えでございまして、対応としましては、任命権者の前で宣誓書への署名を要さず、署名した宣誓書を提出することで足りるものとする。また、同一の職員につき再度の任用を行った場合に、先の任用に際して行ったサービスの宣誓をもってこれを行ったものとみなすなど、そのような対応を考えているところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 議案第2号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、総務課長のほうから説明がありましたとおり、一部の法律を改正する法律ということで、任用形態や手続に関して一部を改正する必要が

生じたということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第2号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

日程第6 議案第3号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第6、議案第3号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 議案第3号についてご説明申し上げます。

議案第3号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。令和2年3月6日提出、町長名です。

提案理由といたしまして、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第204条の2の規定に基づき、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。第8条中、第10条を第11条に改める。別表第1を次のように改める。別表第1、別表第1の説明につきましては、省略をさせていただきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

今回の改正につきましては、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、一般職の給料表を基にしている会計年度任用職員の給料表を改正するものでございます。また、引用条文の条に誤り等がございましたので、今回改正をお願いするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） ちょっと認識不足のところがあるかもしれませんが、ちょっとお尋ねします。号級がありますね、1から37まで。これはどういうふうにかこれが決まるのかなというのをちょっとお聞きしたいと思っております。それと、1級と2級の違いは書いてありましたね。こういうふうにか号級は一般の職員と合わせた形でこうなっているの

かどうかちょっとお尋ねしたいんですけれども、こういうふうにはやっぱり必要なわけですね、これがですね。号級数がこれ、1から37まで。それで、これで任用で職員になった場合、これは毎年更新をして、そして、これはもうずっと10年とか20年とかっていうふうには、その本人さんの希望に沿って、職員として勤めることができるのかどうか、そこら付近についてはちょっとお尋ねをします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） ご質問の、どのようにその金額が決まるのかということでございますけれども、国家公務員の給料に基づき、この給料は決まっております、その職種職種ごとに給料はこちらほうで決定をさせていただいております。で、最初の部分につきましては、1級の1号のほうから始まっております、その経験に応じたところで徐々に上がっていくという形にはなります。

で、期間でございますけれども、先ほど申し上げましたように、これは1会計年度ということで、単年度の契約でございます。毎年毎年更新をしていくというものでございます。それから、どれくらいの期間かということでございますけれども、本人の希望もありますけれども、当然、町の希望もありまして、町は単年単年でこういう人材、こういう仕事ができる人を募集したいということでの募集を行い、それに応じたところで職員を採用するという形になります。そういうことで、単年単年にはなりますけれども、ただ、ずっと同じような形になりますと長期ということもあり得るということです。

現在も、今ちょうど3月の6日から会計年度任用職員の今募集を行っており、3月の18日まで募集期間となっているところでございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） その採用ですけれども、普通の一般職の人たちは試験とかを受けて採用されるわけですが、この方たち、任用職員の方たちってというのはどういうふうな形で採用されるのかな、1部署でこういった形が何名必要だということで、これが1人が10名とかですね、全体になりますかね、全体の中で配置をしていくという形になるんでしょうけれども、募集よりもちょっと多かったとかというふうな場合は、こういった形で採用されるんですかね。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 今、先ほどちょっとお話をさせていただきましたけれども、業務については各課の業務の中で必要な人員を募集することになります。で、今各課のほうから募集があつておまして、今、70名程度募集があつているところでございます。

採用につきましては、その募集をしまして応募が多かった場合、それは各課ごとの業務でございますので、例えばどここの課が1名募集したと。1名募集しているとした場合、役場ということではなくて、役場の中の各課の業務が1名募集、2名募集とかそういう形で今募集をしてございます。そこに1名でなくて2名、複数の応募があつた場合でございますが、その場合については、選考と当然なります。で、その応募された2人につきまし

ては、町のほうで登録というふうな形をさせていただいて、もしそこで採用がされなかった方につきましても、当然、今後行政としても必要になるときがございますので、登録をさせていただくとというふうな形で進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 会計年度任用職員のことについてお尋ねしますが、今、総務課長のほうから募集人員のことで70というお話がありましたが、正確には何人、会計年度任用職員を募集してるのか。それと、会計年度任用職員以外に非常勤の職員というのがあるのか。それと合わせて正規職員は何人なのかお尋ねしたいと。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時46分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 募集でございますけれども、募集につきましては、73名を募集をしております。パート70、すと、フルが3名というものです。それから、職員ということでございましたが、1月1日現在で126名職員はおります。非常勤が63名、臨時が8名というところでございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 最後に1点だけ。やっぱり採用についてはですね、公平性とか透明性が必要になると思うんですけれども、この給料月額についても、ずーっとずらっとこうあるわけですけども、これについてはやっぱりこの基準とかっていうふうにあるんですかね、規定っていいですか、こういう規定に達したらば、この9号級だとか何号級だとかいうふうに、ここら付近はちょっとそれ1点だけちょっとお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） お答えします。今、基準というか、そういうものがあるかということではございますけれども、基準というものはございません。ただ、今回1級の1号から始めているという部分がございますが、これにつきましては、本町のほうで通常の今までの給料表あたり、今、非常勤と臨時職員の部分がございますけれども、その額を下回らないような設定はさせていただいております。あと、職種によってももちろん変わります。今、いろいろお願いしている非常勤とかそちらのほうにお願いしている額、下回らないような設定のやり方で今させていただいているところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 1点だけです。これは年齢に応じてはこの金額変わってくるわ

けですかね。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 年齢については一切何も関係はございません。以上です。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 会計年度職員の給与費用弁償に関する条例の中の、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当という改正案が出ておりますけれども、1級においては大体2,000円、それから、2級においては1,500円という形となっておりますが、これはどういった、キロ数とか何かで関係あるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） お答えいたします。今、議員のほうから通勤手当というお話がございました。通勤手当といいますが、これは費用弁償と今度なりますけれども、これにつきましては、一応予算のほうとしては、片道10キロを想定いたしまして、月7,100円の予算を計上しているところでございます。以上です。それから、フルタイムとパートについて、その部分についての経費といいますが、費用弁償につきましては、変わりはありません。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番 甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 議案第3号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありますけれども、ただいま総務課長からの説明がありましたように、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴う本条例の一部改正ということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第3号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

日程第7 議案第4号 職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第7、議案第4号「職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 議案第4号についてご説明申し上げます。

議案第4号、職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について。職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。令和2年3月6日提出、町長名です。

職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例。職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を次のように改正する。第2条中、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。任命権者は、法第28条第1項第1号または第3号の規定に該当するものとして、職員を降任し、また免職する場合においては、勤務実績またはその職に必要な適格性を評定するに足りると認められる客観的な事実に基づかなければならない。附則、この条例は公布の日から施行する。

提案理由といたしましては、地方公務員法の改正を踏まえ、分限処分の降任及び免職の手続について、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、この議案を提出するものでございます。

今回の改正でございますけれども、地方公務員法の改正が行われまして、平成28年4月1日より人事評価制度が法律上に位置付けられまして、任用、給与、分限、その他人事管理の基礎とすることとされたことなどを踏まえまして、職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正するものです。

改正内容としましては、職員の降任、免職について、現在の条例では、地方公務員法第28条第1項第2号の心身の故障のためということを規定しております。で、地方公務員法第28条第1項第1号及び第3号の勤務実績が良くない場合や、その職に必要な適格性を欠くような場合の部分については規定がなされておきませんので、今回その部分も加えるというものでございます。施行期日、公布の日から施行するとしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 議案第4号、職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけども、地方公務員法の改正を踏まえて本条例の一部を改正する必要があるということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第4号「職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号「職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

しばらく休憩します。11時10分から再開いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの総務課長の答弁で、総務課長より補足説明をしたいと申出がっておりますので、これを許します。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） すみません、先ほど、井芹議員のご質問の中で、給与の基準というご質問があったと思います。私のほうで、基準については今の段階では定まっていませんというところで申し上げましたけれども、この基準につきましては、この規則で正式に定めるということになっておりまして、先ほどちょっと言いました一般職につきましてはどうするかということですが、一般の事務ですね、一般の事務についてが、1の1という話をちょっとさせていただいたと思いますけれども、ほかにもいろんな職種がございます。その部分については、規則のほうで給料については定めるというふうになっておりますので、その点よろしく願いいたします。以上です。

日程第8 議案第5号 甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第8、議案第5号「甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 議案第5号についてご説明申し上げます。

議案第5号、甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町課設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。令和2年3月6日提出、町長名です。

提案理由といたしましては、課の事務分掌の見直しを行うため本条例を改正する必要が生じたので、地方自治法第158条の規定に基づきこの議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。甲佐町課設置条例の一部を改正する条例。甲佐町課設置条例の一部を次のように改正する。以下、条文を示しておりますけれども、改正内容については、別紙の新旧対照表で説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。それでは、新旧対照表によりご説明を申し上げます。この新旧対照表を見ていただきますと、アンダーラインを付けている所が今回の改正した所でございます。まず、第1条の課の設置という所でございますが、ここでは健康推進課を追加をしているところです。これは、現在の総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の中で、職員及び職務の内容を規定しておりますけれども、今回施設と業務を明確にするため、新たに課を設けるものでございます。

次に第2条、課の分掌事務でございますが、まず企画課につきましては、企画課と地域振興課の事務分掌の見直しを行いまして、地域振興課のウの土地開発に関する事項、エの公共交通に関する事項、キの情報発信に関する事項を企画課の事務分掌に追加し、各事務分掌名もわかりやすい表現に改正をしているところでございます。

地域振興課でございますけれども、企画課での説明申し上げたとおりでございます。現行のウ、エ、キの部分につきまして削除をさせていただいております。それから、住民生活課につきましては、住民生活課と福祉課の事務分掌の見直しを行いまして、福祉課の児童福祉に関する事項を住民生活課の事務分掌に追加をしているところでございます。

次のページをお願いいたします。健康推進課につきましては、先ほど第1条でご説明いたしましたように、課として追加しておりますので、その事務分掌につきましても、ア、健康づくりに関する事項、イ、保健医療に関する事項、ウ、総合保健福祉センターの管理、運営に関する事項、エ、その他保健衛生に関する事項を追加しております。

福祉課につきましては、先ほど住民生活課でも説明しましたとおり、児童福祉に関する事項を住民生活課へ、また、高齢者の保健、介護予防を推進するため、現在は総合保健福祉センターの業務でございますけれども、地域包括支援センターに関する事項を追加をしているところでございます。

次のページをお願いいたします。これは附則でございますけれども、附則におきまして、第1条で施行期日を令和2年4月1日からとしております。第2条では、今回の改正に伴いまして甲佐町新型インフルエンザ等対策本部条例の一部の改正としまして、条例第5条

中、総合保健福祉センターを健康推進課に改めております。また、第3条におきましては、甲佐町子ども子育て会議条例の一部改正といたしまして、条例第6条中の福祉課を住民生活課に改めております。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） ちょっと些細なことで申し訳ないんですけど、今回、総合保健福祉センターを健康推進課に変えられるということで、あそこの総合保健福祉センター、あゆみっていうふうに名称を呼んでたと思うんですけど、そのあたりをどういうふうに、今後そのあゆみでそのまま通されるのか、健康推進、何ていうのですかね、そのあたりもちょっと、住民の方にちょっと慣れるまでが大変じゃないかなと思ひまして、ちょっと質問させていただきました。そのあたりはどう考えてられますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 今回の改正につきましては、総合保健福祉センター、先ほどちょっと言いました総合保健福祉センターについては、施設と業務と分けるということで、公の施設という部分もありますけれども、施設は施設、業務は業務という分け方でございます。これは、本町は今までは総合保健福祉センターという、で、所長がいたり、そういう形でしておりますけれども、よその他市町村の事例見ますと、やはり施設は施設、課は課という形で設置してございまして、本町もそういう形ではっきりさせたほうがいいと。明確にさせたほうがいいということで、今回しております。

で、呼び名でございましてけれども、呼び名については、施設が総合保健福祉センターでございまして、今まであゆみということで、通称、言っておりますので、これについては何ら変わりはないかというふうに思います。で、あゆみの中に健康推進課が入っているという考えでございまして。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 議案第5号、甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の改正につきましてでございますけれども、健康づくりの推進や福祉の充実をはじめ、行政機能の効率化による住民サービスの向上を目的とした組織再編であることから、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第5号「甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決

します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号「甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

日程第9 議案第6号 甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第9、議案第6号「甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君） それでは、議案第6号についてご説明を申し上げます。

議案第6号、甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。令和2年3月6日提出、町長名でございます。

甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例。甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を次のように改正する。第3条の見出し「施設及び業務」を「施設」に改め、同条第2項中「次の業務を行うものとする」を「次の活動を行う場とする」に改める。第4条を次のように改める。第4条削除。第8条第1項中「午後5時」を「午後7時」に改める。附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するというものでございます。

提案理由といたしまして、甲佐町課設置条例の改正に伴い、本条例を改正する必要が生じたので本議案を提出するものでございます。今回の改正についてでございますけれども、現在、総合保健福祉センターは総合保健福祉センターという施設の中で二つの係、総合保健福祉センター係と包括支援センター係が業務を推進し、建物の名称を課名として使用しておりますので、今回の課設置条例の一部改正に伴い、総合保健福祉センター内に健康推進課を一つの課として位置付けるものでございます。

また、4月からシャワー室が指定管理者の管理となりますので、シャワー室の使用時間を、利用者の利便性向上のために、午後5時までを午後7時までに変更するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今、所長から説明の中にありましたシャワー室ですが、利用状況についてはどうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君） 平成30年度の使用状況でございますけれど、7名で年間延べ745回。1回100円でございますので7万4,500円の使用でございます。また、今年度令和元年度1月末現在でございますが、これも7名の利用者で576回、延べ576回の利用で、1回100円でございますので5万7,600円の使用料ということでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 2年間の実績について報告が、答弁がありました。平成30年度に比べたら、同じ方ですよね、7名ということですね。だから、利用されてる回数が少なくなっているということですね。

○議長（宮川安明君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君） はい、そうなると思いますが。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時27分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君） すみません、時間をとらせてまして。30年が月62回、平均で62回ございまして、今年度は平均の約57回ということで、若干少のうございまして。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 議案第6号、甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただいま担当課長のほうから説明がありましたとおり、甲佐町課設置条例の改正に伴い本条例を改正する必要が生じたので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第6号「甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号「甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

日程第10 議案第7号 甲佐町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第10、議案第7号「甲佐町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（井上理恵君） それでは、議案第7号、甲佐町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案第7号、甲佐町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。令和2年3月6日提出、町長名です。

提案理由につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本条例を改正する必要が生じたためこの議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。甲佐町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。甲佐町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。以下、改正条文をお示ししておりますけれども、資料として新旧対照表を添付させていただいておりますので、新旧対照表のほうをお開き願います。

今回の改正は、新旧対照表の中で下線を引いた部分となります。第2条におきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正を受けまして、印鑑の登録資格を改正するものです。

現行条例におきましては、成年後見制度を利用しておられる方等につきましては、一律に印鑑の登録を受けることができませんでしたが、この改正によりまして、成年被後見人等におかれましては、法定代理人等が同行している場合に限って印鑑の登録申請が可能となります。

第5条以下につきましては、令和元年11月5日に施行されました住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正を受けまして必要な改正を行うものとなります。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴いまして、住民票やマイナンバーカード等へ旧姓、旧氏を併記できるようになりましたけれども、印鑑登録証明書につきましては、システム改修しなければ対応ができない状況でございましたので、12月補正

予算にシステム改修の経費を計上させていただきました。この印鑑登録システムの改修作業が3月中に完了いたしますことから、令和2年4月1日の施行、対応開始に備えて改正を行うものでございます。この改正によりまして、条件はございますが、旧姓、旧氏の印鑑でも印鑑登録ができるようになります。

なお、本条例改正後におきましては、町ホームページや広報紙等で旧氏対応についての周知を行う予定としております。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） ちょっとあまりよくわからないので、旧氏を今回加えることになったということなんですけれども、今までなかったものを加えるその理由っていいですかね、そういうのをちょっと説明をお願いをいたします。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（井上理恵君） 今回は印鑑登録に限ってのご説明になりましたけれども、昨年の11月5日に住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が施行されまして、11月5日から住民票等、住民票とかマイナンバーカード、電子証明書、印鑑証明書とかに、本人からの申出によりまして、旧氏ですね、旧姓を併記して使えるようになるというふうになっておりました。その目的は、どちらかと言えば女性が社会の中で活躍する場面が増えてきたということが背景にあります。婚姻等とかで名前が変わったりした場合にでも、一部契約等の場面とかにおきましては、旧姓で引き続き使用していくことができるというように、そういう場면을より広げていきたいという国の思いからです。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 議案第7号、甲佐町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますけども、担当課長の説明がありまして、本条例を改正する必要が生じたということで、何ら異議なく賛成します。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第7号「甲佐町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号「甲佐町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されま

した。

日程第11 議案第8号 甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第11、議案第8号「甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） それでは、議案第8号について説明いたします。

議案第8号、甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。令和2年3月6日提出、町長名でございます。

甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。附則第2条中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

提案理由としましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき本条例を改正する必要性が生じたので、この議案を提出するものでございます。

改正の内容としましては、各放課後児童クラブにおきまして、放課後児童支援員は基準で2人以上必要となっておりますが、現在、経過措置として各クラブ1人ずつおられます。その支援員の資格を取得するためには、県などが行う研修が必要であり、その研修の受講のため、経過措置の期間を延長する改正となっております。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ございませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） その研修の要する時間といたしますか、どのくらい研修時間があればそういう取得できるのかちょっとお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 研修期間ということでございますけども、熊本県の場合におきまして、昨年の実績ですけども、24時間、1科目90分、16科目ということで、4日間、1日6時間ですね、4日間の研修が必要ということになっております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 議案第8号、甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただいま担当課長の説明がありましたけれども、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、期間延長との優遇措置をされたということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第8号「甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号「甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

日程第12 議案第9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第12、議案第9号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） それでは議案第9号について説明いたします。

議案第9号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。令和2年3月6日提出、町長名でございます。

提案理由は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、本条例を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く、以下この項において同じ）」を加え、同項に次の1号を加える。第3号、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存しない場合であって、兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ居りまたは生計を同じくしていた者）に対して災害弔慰金を支給するものとする。第15条第3項を次のように改める。第3項、償還金の支払猶予、償還免除、報

告等一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。附則、この条例は公布の日から施行する。

改正の内容としましては、災害弔慰金を支給する遺族の範囲に、兄弟姉妹が追加されました。また、災害援護資金の貸付受給者に対し、償還金の支払猶予、また免除をするかどうかを判断するために必要があるときは、貸付受給者等の収入や資産状況の報告を求めることができることとするという改正となっております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。災害弔慰金の支給対象を広げるということではないことだと思うんですが、過去に熊本地震等で災害弔慰金の支給等あったと記憶しますが、この兄弟姉妹しかいない事例とかいうのはありましたか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 兄弟姉妹の事例があったかということですけど、熊本地震においてはございません。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 議案第9号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、これにつきましては、ただいま担当課長のほうから説明がありましたように、法律の一部改正に伴います本条例の改正ということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第9号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

日程第13 議案第10号 甲佐町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第13、議案第10号「甲佐町水道事業の設置に関する条例の

一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 議案第10号について説明申し上げます。

議案第10号、甲佐町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することといたします。令和2年3月6日提出、町長名です。

甲佐町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例。甲佐町水道事業の設置に関する条例の一部を次のように改正する。第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」に改める。第13条を削る。附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

提案理由は、地方自治法等の一部を改正する法律が、令和2年4月1日から施行されることに伴いまして、本条例の一部を改正する必要が生じたためこの議案を提出するものでございます。地方自治法の改正内容でございますが、改正後の地方自治法第243条の2に普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免除についての規定が追加されました。このため、引用部分にずれを生じることになったのが改正理由でございます。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これより討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 議案第10号、甲佐町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただいま担当課より説明がありましたとおり、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴うということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第10号「甲佐町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号「甲佐町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

日程第14 議案第11号 甲佐町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第14、議案第11号「甲佐町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 議案第11号についてご説明申し上げます。

議案第11号、甲佐町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和2年3月6日提出、町長名です。

甲佐町監査委員に関する条例の一部を改正する条例。甲佐町監査委員に関する条例の一部を次のように改正する。第8条中「法第243条の2第3項」を「法第243条の2の2第3項」に改める。附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

提案理由といたしましては、地方自治法等の一部を改正する法律が、令和2年4月1日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要が生じたのでこの議案を提出するものでございます。

内容につきましては、添付資料を付けております。添付資料の2をご覧ください。まず、この法改正の内容についてここにありますが、先ほど議案第10号のほうでも説明がありましたように、この現行の職員の賠償責任の243条の2というふうになっておりますけれども、今回の法改正によりまして、令和2年4月1日以降は、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の条文が追加されるということで、現行の職員の賠償責任243条の2の条文内容については何ら変更はございませんけれども、条文のずれということで、第243条の2の2に改正されるというものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 議案第11号、甲佐町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、法律の改正ということで、先ほど説明がありましたとおり、本条例を制定する必要が生じたということで、何ら異議なく賛成します。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第11号「甲佐町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号「甲佐町監査委員に

関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。
昼食のためしばらく休憩します。午後は1時より会議を開きます。

休憩 午前11時57分
再開 午後1時00分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第12号 工事請負契約の変更について

○議長（宮川安明君） 日程第15、議案第12号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） それでは、議案第12号についてご説明申し上げます。

議案第12号、工事請負契約の変更について。令和元年第5回議会臨時会において議決された井戸江峡キャンプ場整備工事のうち、契約金額2億900万円を2億1,465万2,803円に変更するものでございます。令和2年3月6日提出、町長名でございます。

提案理由、工事内容を変更したいので契約金額を変更する必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

添付資料といたしまして、まず資料1といたしまして、変更契約の仮契約書の写しを添付しております。今回の増額につきましては、565万2,803円となっております。資料2のほうをお願いいたします。今回変更に伴います主な工事について明記しております。まず、下の表になりますけれども、①の人工木製ウッドデッキの追加になります。これは図面中央部のキャンプテラスのデッキ4つございますけれども、もともとの設計につきましては、この通路の部分についてコンクリート仕上げになっておりましたけれども、利用者の安全な動線確保と利便性向上のためウッドデッキを追加しております。

続きまして②のグリストラップの追加になります。図面中央上の部分になりますけれども、屋外水道施設がございます。そこから浄化槽に流れ込みます経路におきまして、油分等を除去する施設を追加しております。

③軒、樋、落ち葉除け金網の追加、樋の落ち葉詰まり防止のために金網を設置しております。

④フェンスの範囲の縮小、扉の追加、目隠しフェンスの追加でございます。まず入場者の安全面を考慮し、フェンスの範囲を縮小しとございますけれども、図面の右上の橋の部分につきましては、もともと青で明記しておりましたけれども、若干見にくいかと思っておりますけれども、右端の部分の縮小いたしまして、そこから先には入れないように、そちらのほうにフェンスをしております。また、隣接への通行の確保のために扉を追加しておりま

す。あと、キャンプテラスと通路に段差があり、利用者の落下防止のためフェンスを追加。この部分につきましては、中央部分のキャンプテラス、4つのデッキがございますけれども、上2つの部分についてのフェンスの追加です。

⑤監視カメラの追加。施設の防犯またその抑制のため、監視カメラを追加いたしております。あと、その他増額の工事、その他減額の工事、合わせまして565万2,803円の増額となっております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） この工事は今からですか。もう終わってますか。1点だけ。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 議会初日の町長の行政報告のほうでも報告させていただいておりますけれども、現場のほうは工事が完了し、今月中に完了検査を行うこととしております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） ここの周りのフェンスですけども、これは入るところからやったら、外部の人も全然入ってこられないようにしてあるわけですかね。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） いえ、外部のほうからは入ってこれます。図面の下の部分が町道になりますけれども、フェンスが周りの隣接地、右側の田圃になりますけれども、そちらの部分から河川側にかけてフェンスをいたしております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） お尋ねしますけれども、変更5番の中で、監視カメラという文言がございますけど、監視カメラでもいいですけど、防犯カメラでもいいですけども、捉え方とすれば、特にシャワー室に監視カメラを追加するということなんですけど、シャワー室のどの部分に監視カメラをして、その目的は何の目的になりますか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） シャワー室の監視カメラですけども、これは出入口部分、入る出るの部分を書す所に設置することとしております。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） その出入口に付けるということですけど、その付ける意味は何ですかね。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） シャワー室に関しましては、中が密閉状態、見えない状態になりますので、出入りのチェックと、もしシャワー室内で事故とか事件とかあったときには、そのカメラで出入り者のチェックができるかと思っております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） この井戸江峡キャンプ場に今回、落ち葉詰まりの防止のための金網を追加ということですが、あそこのキャンプ場には大きな落葉樹が何本かあると思うんですね。ああいうのはこれから先、夏場はいいですけど、秋から冬にかけてはですよ、ものすごい量の落ち葉がまた出てきて、この施設を何といいますか、傷つけるようなことがありますし、そういったところでは、環境もそうですけど、落葉樹の樹木は何か考えたほうがいいのかなとは思いましたか。いかがですか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） このキャンプ場につきましては、樹木等がございます。キャンプ等を行う場合、やはり自然環境ということで樹木は必要かと思ひますし、議員がおっしゃられるとおり、夏場に関しては木陰等々になるかと思ひます。今後の樹木につきましては、秋冬の時期を見ながら、どのようにしていくか検討していきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） この監視カメラですよ、要するにシャワー室に二つでしょう。ショップのほうに一つあるわけですけども、ここに並べて三つしなくてもですよ、手前のほうからこう、その3カ所は設置仕方によっては見えるんじゃないかなと思ひますけども、こんなに近距離で二つも三つも付けなくちゃいけないのかな、そういうカメラなんですかね。監視カメラというのは、結構こう、テレビなんかで見ると、広範囲に見えるような監視カメラなんですけども、こういうふうにすぐ近くにカメラしなくても、ちょっと手前から三つが見えるようなこの設置の仕方っていうのはないんですかね。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） カメラの設置状況につきましては、いろんな形態がございますけれども、今回宿泊施設ということもございまして、先ほど福田議員のほうからご質問がありましたとおり、外部から入ってこられる状態にございまして、ここに事故の防止と防犯の意味も兼ねまして、より詳細に写るように事業者と等々打ち合わせをした結果、このような状況になっております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） あと一つだけですね。この左側のほうのレストランバーがございまして、この上のほうに階段がございまして、で、私も釣りをしますが、これまでこの左側のほうからずっとこの敷地内に入って、その階段を降りて、その前にあの国土交通省の踊り場みたいな河川の公園みたいなものがあるんだったと思ひますよ。そこは今後も一般の方が自由に川に行く時に通って行っていいのかは、これは確認しておきたいんですけど。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） たしか以前にも同じような質問を鳴瀬議員のほうからいただいとると思ひますけれども、先ほど説明しましたとおり、完全周りを閉鎖しませ

るので、自由に入れることができますし、この階段も残っておりますので、河川のほうに行けることもできます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 議案第12号、工事請負契約の変更についてでございますけれども、今回の変更が565万2,803円の増額変更ということで、変更内容及びその必要性につきましては、ただいま地域振興課長からの説明で理解したところであります。よりよい施設として整備を行うために必要な変更と認めますとともに、本施設が交流拠点施設として今後発展していくことを期待して賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第12号「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号「工事請負契約の変更について」は、原案どおり可決されました。

日程第16 議案第13号 工事請負契約の変更について

○議長（宮川安明君） 日程第16、議案第13号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それではご説明申し上げます。議案第13号、工事請負契約の変更について。平成30年第1回甲佐町議会定例会において議決された町道辻線道路災害復旧工事のうち、契約金額9,828万円を1億2,431万4,557円に変更するものでございます。令和2年3月6日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては省略させていただきます。次のページをご覧ください。説明資料1に仮契約書の写しを添付しております。工期については、令和2年3月25日までとなっております。

次のページをご覧ください。説明資料2のほうに今回の主な変更内容と説明資料3、A3のほうに平面図においてご説明をしたいと思います。

今回の工事につきましては、県道三本松甲佐線の災害復旧工事と町道辻線の災害復旧工事が同じ箇所となります。平面図の写真でいきますと、中央部付近の町道辻線①の路肩の

ブロック積みの部分から上段部分が町で施工する部分となります。下段の部分が熊本県で施工される箇所となります。

今回の変更契約額は税込の1億2,431万4,557円となり、2,603万4,557円の増額となっております。

設計内容についてご説明を申し上げます。一つ目は、土工の変更です。当初は捨てる場所が見つからなかったために、当初積算では運搬距離を2キロメートルで計上していましたが、協議の結果、運搬距離を8キロメートルに変更し、捨て土土量を2,229立米から2,359立米に変更を行っております。変更金額は462万6,000円の増額となります。

二つ目につきましては、法面工の変更です。平面図で示しております最上部分の吹付法枠工になります。法面成形後の測量実績により、吹付法枠工の面積を427平米から452平米に変更し、鉄筋挿入本数を126本から138本に変更しております。変更金額は415万2,000円の増額となります。

三つ目の変更につきましては、仮設工の変更です。平面図上段の町道辻線②において、ブロック積みを施工するわけですが、施工の際の安全性の確保と作業スペースを確保するために仮設の足場工を追加し、変更金額は369万円の増額となります。

四つ目につきましては、交通誘導員の追加です。県道の災害復旧工事で工期が重複している期間を熊本県のほうが設置され、その後の工事期間を町のほうで交通誘導員の設置を行っております。それと、地元のほうからの要望により、全面通行期間中であっても、歩行者とか自転車の往来が必要になることから、交通誘導員を設置して通してくれとの要望がありましたために、交通誘導員の追加を延べ481人の追加をしているものでございます。変更金額は1,030万円の増額となります。

五つ目の雑工の追加です。伐採木について地権者の方から、伐採した木材を利用される予定でしたが、法面が急勾配で現場内での処理や仮置きができないために、現場の外へ搬出を行い処分を追加するもので、変更金額は326万6,000円の増加となります。

以上が工事の主な変更理由となります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 写真を見ると、もう出来上がってるような感じですが、この下にこの熊本県対応範囲と甲佐町対応範囲とあるんですけども、どうしてこの二つの対応になったのかっていうのをですね、熊本県対応で上までですね、危険であればこの上まで当然してもいいのかなと。ちょっとわからないのでお聞きしますが、なんで二つに分けることになったのかなと。これをちょっとお聞きします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 一番下の部分に県道三本松甲佐線が通っておりまして、その熊本県の管理区間というものが、やっぱり町道の法肩までが管理区間ということで、その上段に町道が通っておりますので、それから上のほうにつきましては町道の管理区域ということで協議を行っております。そこで工事区間の分け方を決めたところでございま

す。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 辻線の道路災害復旧の変更については詳しいご説明でわかりましたけれども、土工の変更の①で、搬出土量が2,129、これ立米ですか平米ですか。先ほど課長のほうからは立米というふうにお伝えがあったように思いますが、変更後も平米になってるので、そのへん確認いたします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 立米でございます。訂正してお詫びさせていただきます。すみません。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 同じくその土量の変更で、土砂搬出場所の確定ということでございます。おそらく、当初はやっぱり2キロという標準で場所を選定されたと思うんですけども、実質8キロということでございますので、最終的にはどの場所に搬出ができたのかということだけお尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 鳴瀬議員おっしゃるとおり、当初は土捨て場が見つからないということで、標準の2キロで設計しておりまして、請負業者との協議により、請負業者のほうから土捨て場を探していただきまして、その分、場所については美里町のほうになります。で、運搬距離が8キロということで変更の対象とさせていただいております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 議案第13号、工事請負契約の変更についてでございますけれども、28災補同第7314号、町道辻線道路災害復旧工事に係る変更契約の締結につきましては、災害復旧という時間の制約に加え、法長も長く勾配も急であることや、県道三本松甲佐線との災害復旧の整合性を図るなど厳しい作業条件においても、安全面や工種の選定等について十分に精査されているものであることから、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第13号「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号「工事請負契約の変更について」は、原案どおり可決されました。

日程第17 議案第14号 工事請負契約の変更について

○議長（宮川安明君） 日程第17、議案第14号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それではご説明申し上げます。議案第14号、工事請負契約の変更について。平成31年第1回甲佐町議会臨時会において議決された社会資本整備総合交付税事業、町道西寒野打越線寒野新橋下部工工事のうち、契約金額5,350万1,040円を6,383万4,743円に変更するものでございます。令和2年3月6日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては省略させていただきます。次のページをお願いいたします。説明資料1に仮契約書の写しを添付しております。工期につきましては、令和2年3月25日となっております。

次のページをご覧ください。説明資料2に今回の変更内容と説明資料3に図面の変更を記しておりますので、そちらを基にご説明をしたいと思います。今回の変更契約金額は、税込の6,383万4,743円となり、1,033万3,703円の増額となっております。主な設計内容につきましては、一つ目が作業ヤードの施工です。下部工工事に伴う作業や今後の上部工工事の時に必要な作業ヤードを確保するため、購入土盛土を2,001立米追加し、施工ヤードを設置するものでございます。変更金額は791万8,000円の増額となります。

二つ目と三つ目につきましては、仮橋賃料及び借地料の追加です。平成30年度建第2号の仮設道路県設置工事におきまして計上しておりました仮橋賃料と借地料は、工事の完了後、今回の工事において仮橋の賃料及び借地料を、今回の工事で追加をしております。変更金額は仮橋賃料の追加で155万3,000円の増額。借地料の追加で86万2,000円の増額となります。なお、追加となる期間は、本工事の工期内で令和2年3月25日までとなっております。以上が工事の内容変更となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） この説明資料2番の②の仮設賃料の追加で、覆工板の賃料の日数が、借りられる日数が382日ということなんで1年間を超えますけれども、これは繰り越してきた関係でこういった日数になると判断してよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、そのとおりでございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

ありませんか。福田議員。

○9番（福田謙二君） この変更内容の①作業ヤードの施工という所で、これはこの変更理由にここに書いてありますけど、これは終了した時点でまたこれは元通りにして返されるとですかね。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 施工ヤードの設置につきましては、今工事、橋梁関係の工事で供用開始をした場合には、この作業ヤードも撤去いたしますし、その農地の借地のほうも返還をいたしたいと思えます。また、作業ヤードの土量につきましては、適当な工事箇所にも再利用を考えたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 議案第14号、工事請負契約の変更について。建第19号、社会資本整備総合交付金事業、町道西寒野打越線寒野新橋下部工工事に係る変更契約の締結については、現在計画されている橋梁の設置箇所においては、既存の道路幅員も狭く、また、橋台下部工の掘削位置まで9メートル以上と深いことなどから、作業ヤードの確保は不可欠なものであり、併せ仮設道路についても、施工地地先に住居等も数多くあることから、通勤通学路を確保するという観点からも、変更内容については妥当であると判断し、異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第14号「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第15号 財産の無償譲渡について

○議長（宮川安明君） 日程第18、議案第15号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 議案第15号についてご説明申し上げます。

議案第15号、財産の無償譲渡について。下記の建物を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。記1、主な内容、

所在地、上益城郡甲佐町大字麻生原字居屋敷679番地。種類、集会用施設。構造、木造平屋建。床面積59.6平方メートル。建築年月日、令和元年12月6日。2、無償譲渡の相手方、上益城郡甲佐町大字麻生原662番地麻生原区認可地縁団体でございます。代表者、福田欣一。3、無償譲渡の目的、当行政区が集会用施設として管理利用するため。4、無償譲渡の理由、当該建物は麻生原区認可地縁団体から集会用施設として管理したい旨の普通財産譲受申請があったためでございます。令和2年3月6日提出、町長名です。

今回の麻生原区からの譲受申請がありました町有財産につきましては、熊本県が日本財団わがまち基金の助成を受けまして、みんなの家整備事業として整備されました集会用施設でございます。令和元年12月に県のほうから甲佐町に寄贈されたものでございます。

今回の譲受申請がなされるまでの経緯等について簡単にご説明を申し上げます。まず、この日本財団わがまち基金を活用しましたみんなの家整備事業というものでございますが、これは事業主体が一般財団法人熊本県建築住宅センター、これ熊本県でございます。目的としましては、熊本地震で被災しました公民館を再建し、地域づくりを担うみんなの家を整備するものでございます。助成額としましては、日本財団わがまち基金を活用したものであり、10分の10の助成となります。

で、助成対象でございますけれども、地震に伴い多数の地区住民が仮設住宅に入居している被災地区というふうに限定されております。町としまして、希望地区の把握、選定を行っておりますけれども、震災当時、仮設住宅の入居率が20%を超える5行政区に対しまして希望調査及び区の方向性並びに現地確認等を行っており、その中で希望がありましたのが麻生原区でございました。

経緯でございますけれども、この事業に当たっての経緯としましては、平成29年6月に町から県に事業の申請を行っており、8月に事業採択がされており、また、令和元年12月に竣工しているものでございます。令和元年12月16日付で県の住宅センターのほうから町のほうに寄贈の申出があっておりまして、同日付で県の住宅センターへ寄贈の受領書を送付しているというところです。令和元年の12月の17日付で、一応町のほうに寄贈を受けましたので、町と麻生原区で建物賃貸借の契約を締結し、3月31日までの契約を結んでいるものでございます。

このような経緯の中で、令和2年2月の21日に麻生原区から普通財産の譲受申請が出されましたことによりまして、今回、無償譲渡することについてご議決をお願いするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） みんなの家の譲渡の関係で、麻生原地区に譲渡をされたという説明が総務課長のほうからありましたが、予算書を見ますと、この関連で別にまだ何箇所かあるというふうに出てたような気がしますが、無償譲渡はこの麻生原以外にはないんですか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） この無償譲渡地がほかにあるかということですが、それについてはございません。今、みんなの家といいますのが、今回いいますのは、日本財団みんなの家の整備事業というのがございます。それから、もう一つ木造仮設住宅住まいの再建築継続利用支援事業という、これはよくいいますみんなの家でございます。事業が二つございまして、そういう観点で採択については麻生原の1件だけでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

森田議員。

○5番（森田精子君） 議案第15号、財産の無償譲渡についてでございますが、ただいま経緯について総務課長のほうから丁寧にご説明がありました。今後は麻生原地区のほうで管理利用されるということから、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第15号「財産の無償譲渡について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号「財産の無償譲渡について」は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第16号 甲佐町交流拠点施設指定管理者の指定について

○議長（宮川安明君） 日程第19、議案第16号「甲佐町交流拠点施設指定管理者の指定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） それでは議案第16号についてご説明申し上げます。

議案第16号、甲佐町交流拠点施設指定管理者の指定について。次のように指定管理者の指定をするものでございます。令和2年3月6日提出、町長名でございます。

1、公の施設の名称、古民家交流拠点施設、井戸江峡交流拠点施設。2、指定管理候補者、上益城郡甲佐町横田605番地1、一般社団法人パレット代表理事大滝祐輔。3、指定期間、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで。

提案理由、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。今回、指定管理者の候補者となっております一般社団法人パレットについてご説明させていただきます。一般社団法人パレットにつきまして

は、平成30年4月に法人を設立されております。この一般社団法人につきましては、地元事業者の後継者3名の方と町内在住または勤務されている方2名、合計5名で設立をされております。このパレットにつきましては、平成30年の6月、観光ルートづくりや本町に長期滞在していただくための仕組みづくり等の勉強会と申しますか、勉強、検討するまちづくり協議会を設立されております。このまちづくり協議会につきましては、メンバーといたしまして、パレットと町、商工会、谷田会、株式会社NOTE及び肥後銀行の6者でまちづくり協議会を設立しております。また、同年平成30年の7月に6者で地域活性化及び地域創生推進に関する連携協定も締結しております。

次のページ、資料をお願いします。次のページにつきましては、3年間にお支払いする指定管理費を掲載しております。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

1番甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 甲佐町交流拠点施設の指定管理者の指定についてでございますが、ただいま説明がありました指定管理者の候補者については納得をしておりますので、若干、指定管理料のほうについてお尋ねさせていただきます。今後3年間の指定管理料のほうを掲載されておりますが、令和2年度、3年度、4年度と390万、それから270万、それから139万と指定料が少なくなっております。これについては、指定管理候補者による運営で売上が上がっていくところで下がっているのかなと思っておりますが、今後予期せぬ事態、例えば熊本地震とか今回のようなコロナウイルス、いろいろ社会情勢の変化があると思うんですが、そういった場合にこれが上がることはあるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 指定管理料につきまして、令和2年、3年、4年と少なくなっておりますけれども、特に令和2年は平成2年7月オープンを目指しておりますので9カ月ということもありますし、その後運営が軌道に乗っていけば、指定管理料は来客者、稼働率が上がって落ちるとなっております。

今おっしゃいました災害等へのリスクですけれども、これに関しましては、今後、本日も議決をいただきましたならば、年度協定のほうでリスクの分担を取り決めさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 指定管理料の中で、令和2年度で備品準備費がこれが1,000万円組まれていますけれども、これはこういう形で指定管理者にぼんと1,000万を渡した形で備品を準備してもらおうというような形がですね、私もよくわからないんですけど、これはもうこれでできるわけなんですね。というのが1点。

それと、古民家とそれから井戸江ですけれども、利用見込額っていうのは年度数によってどういうふうに計算されているのかわかりませんが、そこら付近で計算をされて

こういうふうには2年から2、3、4年とですね、管理料委託を決められているというふうには思いますので、そこらへんは計算をされているのかどうかですね、ひとつお伺いをします。2点。

それから3点目にですね、町はこういった交流拠点施設を作って交流人口を増やすというふうなことです。それを町の活性化につなげるということはもう常日頃から答弁の中で繰り返しおっしゃっていらっしゃるわけですが、なかなかそこがですね、私たち、私には何かなかなか漠然としてですね、この交流人口が本当に、何回も聞くんですけどですね、どういうふうには町の活性化につなげようとしておられるのか。行って帰ればそれで済む、で、帰ってですね、それでおしまいなのかなというふうには思うし、そこら付近が言葉は非常にあれなんですけども、具体的にこの交流人口をどういうふうには町の活性化に生かそうとしておられるのか。指定管理者においてはですね、私も頑張っておられると思いますのでですね、あれなんですけども、町が2億以上の投資をして、これはもう井戸江峡だけでもそうなんですけども、そうした多額の税金を使って拠点施設を作ったわけなんですけども、指定管理者においては、これはもう何の投資もなくですね、きつく言えばですね、そこで何の投資もなく業者の方がここで商売と言ったらおかしいですね、事業ができる。事業ができるというわけなんですよね。だから、なかなかそこら付近がですね、私、納得がなかなか難しいなど、私自身は思うんですけども、やっぱり、そうであればですね、町のメリットは何かというふうについて考えてしまうわけですよ。そこら付近で、今まで言いましたようなことをですね、すばっと答弁をお願いできませんか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） この指定管理者制度というのは、公設民営が基本となっておりますので、基本は町のほうで施設は整備をして、あとの運営についてはその指定管理者のほうでやっていただくというのが基本的な考え方だというふうに思います。それから、交流人口がどういう意味なのか、それから、こういう制度自体についての疑問というようなお話ですけども、国が地方創生については進められて、町もその同じ考え方でいろんな事業に取り組んでいる。また国のほうからも応分の補助、交付金等をいただきながら、いろんな事業に今取り組んでおります。

交流人口というのを改めてちょっと調べてみますと、交流人口、その地域を訪れる人のことでありまして、その地域に住んでいる人、つまり定住人口に対する概念。その地域を訪れる目的としては、通勤、通学、買い物、文化鑑賞、創造、学習、習い事、そういうふうにはスポーツ観光とかですね、いろんなそういう交流を通して、その地域のほうにいろんな、何て言いますか、交流を図ることによって、町に落とさせていただく。ちょっと漠然とした話になってしまいますけども、で、その町、その地域をやはり理解していただくということも、非常に大きな目的だろうというふうに思いますし、これまでもですね、いろんな質疑の中でも申し上げておりますとおり、町として今進めております総合運動公園の整備についても、そういう交流人口を増やすことによって町の活力を生み出す、そういう施設として大いに期待しているというふうなお話もさせていただいているところであります。

す。以上です。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） まず備品についてのご質問にお答えさせていただきます。今回、備品準備費として1,002万4,000円という形でしておりますけれども、こちらにつきましては、町といたしましてもリストを作りまして、その分について指定管理者で購入していただくということになっておりますけれども、この準備費につきましては、購入後、実績に基づいて精算をさせていただくこととしております。まずうちで明示しておりますリストに応じて余剰金が出た場合は町に返していただきますし、もし上回った場合は、指定管理者のほうで都合をつけていただくということとしております。また、この備品の所有権、帰属につきましては、本町、町に帰属するという形をとらせていただいております。

2点目が指定管理料の試算について、計算しているかしていないかということですが、町のほうで一応基準額といたしまして計算をしております。また、公募にかかりまして、今度は指定管理者のほうからも提案価格の試算のほうも出されております。それに基づきまして、うちで定めておりました基準額の上限額について、管理委託費として指定管理料を払うこととしております。

と、あと活性化でしたかね。まず、町長も答弁されましたとおり、まず甲佐町、本町を知っていただくことが一番大事かと思えます。で、甲佐町に訪れていただくことによって、まず甲佐の魅力を感じていただかなければ、その後の定住や移住人口にはつながらないと考えておりますので、こういった施設、運動公園もそうですし、古民家、井戸江峡、本町のランドマークとして、甲佐にはこういった施設があるということが認知が広まればですね、甲佐町に訪れて来られる方も増えますし、自ずとそういった方が来られる中で、民家の事業者との協力も必要ですけれども、そこで経済効果が生まれればと考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） その経済効果なんだけどですね、来た人がですね、来た人がどういうふうに経済効果を生むのかっていうのはですね、今の答弁ではなかなかあれですけども、やっぱりもうちょっとこう多面的なですね、やっぱり仕組みづくりをしてもらって、本当にその経済効果を上げるような取組みを是非考えていただきたいというふうに思っています。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

本田議員。

○12番（本田 新君） すみません、1点だけ確認をさせてください。今回3年間の契約をなされております。では、令和5年度以降については、その都度公募されるのかどうなのか。その点をお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 今回、令和5年3月31日までということで指定期間を

設けさせていただいております。令和5年度につきましても、指定期間が終了する前に公募による指定管理者を募集したいと考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 3年、これは3年というのがどうも私はね、思うんですけども、もうされたから今更という思いもありますけども、では、将来的にですよ、計画的にもう少し長期的にこの管理される方がね、契約される方が、もっと長期的にこうされて、この施設の有効利用がね、もっととか、また、この施設がどんどん活用されるためには、もう少し長い期間、例えば5年とか、それくらいの、6年とか、そういう期間で将来的なビジョンを持ってされたほうが私はいんじやなかったのかなって思いがあったのでちょっとこの質問をしたんですけれども、この点については、3年というこれについてはどのように考えられて3年とされたのか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 長いスパンでの指定管理期間があれば長期的な経営に立って試算ができるということがございますけれども、以前、確か指定管理者については3年という取り決めもあったかというふうにも考えますけれども、特にこの施設につきましてはですね、これまで営業といいますか、運用をしておりますので、今後の収支についてですね、短期で、3年間で今指定管理料を算定しておりますけれども、この動向次第ではこの指定管理料が足りないという可能性も出てきますし、逆に余ると。逆に指定管理料のうちの一部を町のほうに収受するとか、そういう検討も必要になりますので、まずは短期間での3年間の収支の動きを見たいというところで3年間でさせていただいております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

2番甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 今回ですね、この指定管理者の候補者として一般社団法人パレットさんということで議案として上がっておりますけれども、この議案に上がるに至りましては、まずパレットさんから企画提案書等が提出されて、パレットさんによるプレゼンテーションが行われて、で、町のほうで審査会を経てですね、今回この議案として上がっていると思います。そういったプレゼンテーション、審査会を経られてですね、今回パレットさんの、例えばこういった提案が特徴的で良かったとか、そういったのがあればご紹介いただければと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 一般社団法人パレットさんにおかれましては、町内の方ということですので、まず地域のことを知られているということと、これまで古民家のワークショップ、旧西村邸ですけれども、そちらのほうにも参加をされてますし、今、パレットのほうでは体験型メニューという形で町内に長期的に滞在していただく仕組みづくりとかを作っておられます。モニターツアーといたしまして、昨年ですかね、農業の稲刈りの体験、または緑川でのサップ、サーフボードを立てて漕ぐやつ、を、総合運動公園の

所でされております。そういったものを組み合わせた中で、古民家、旧西村邸及び井戸江峡、または総合運動公園を活用した町内を巡回するような自主事業の提案も出されているというところです。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今回の指定管理者は、古民家施設と井戸江峡、二つの施設で、指定管理者はパレットさんということになるんですが、課長のほうからこれまでの活動とか実績について説明がありましたが、この二つの施設をですね、このパレットというこの小さな団体がですね、どううまく運営できていくのかということと、その見込みはどういうふうに考えていらっしゃるのかということと、それが1点と、もう一つは、今回の指定管理の候補は、このパレットさんだけだったんでしょうか。お願いします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 一般社団法人パレットにおかれまして、その古民家とキャンプ場の施設管理運営がどうなのかということですが、先ほど申しましたとおり、まちづくり協議会の中で株式会社NOTEというお話が出たかと思えますけれども、こちらにつきましては、一般社団法人NOTE、株式会社NOTEという組織をお持ちで、まずは兵庫県の朝来市ですかね、朝来市で竹田城下町ということで古民家を利用した宿泊施設の管理運営に携わられておられます。また、豊岡市でホテルオーベルージュ豊岡という、古民家ですけども、これは石造といいますかね、そういった古い建物のホテルとかの運営にも携わられております。このパレットが連携企業として、NOTEさんが連携企業としてパレットさんと共同でバックアップをされるというふうにお聞きをしております。以上でございます。

それと、応募につきましては、パレットさん1者でございました。現地説明会時には4者ほど参加されましたけれども、最終的に提案があったのはパレット1者となっております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 議案第16号、甲佐町交流拠点施設指定管理者の指定についてでございますが、今回指定管理者の候補者が一般社団法人パレットさんということでございます。先ほど地域振興課長からの説明でもありましたように、一般社団法人パレットさんにつきましては、代表理事の大滝祐輔さんを中心に、主に若い世代の方々に構成された組織でございます。また、現在ですね、いろんな甲佐町のまちづくりに積極的にいろんな活

動をされてるということで、今後、町の重要施策でもあります若い世代の交流人口、関係人口の増加対策を今後図っていく上では、やはり町内の若い世代の方々のアイデア、また仕掛けづくりというのが必要になってくると思います。そういったことから、今回の指定管理者の指定につきましては賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第16号「甲佐町交流拠点施設指定管理者の指定について」を採決します。
本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号「甲佐町交流拠点施設指定管理者の指定について」は、原案どおり可決されました。

日程第20 議案第17号 甲佐町フィットネスセンター指定管理者の指定について

○議長（宮川安明君） 日程第20、議案第17号「甲佐町フィットネスセンター指定管理者の指定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君） それでは議案第17号についてご説明申し上げます。

議案第17号、甲佐町フィットネスセンター指定管理者の指定について。次のように指定管理者の指定をするものでございます。令和2年3月6日提出、町長名でございます。

1、公の施設の名称、甲佐町総合保健福祉センター施設の一部（フィットネスセンター、多目的ホール、休憩室、シャワー室）。2、指定管理候補者、熊本市東区神園2丁目1番1号、株式会社熊本健康支援研究所、代表取締役松尾洋。3、指定期間、令和2年4月1日から令和5年3月31日までです。

提案理由といたしましては、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。資料といたしまして、甲佐町総合保健福祉センター施設の一部に係る指定管理料について（フィットネスセンター、多目的ホール、休憩室、シャワー室）。1、指定管理候補者の指定管理料の提案価格、指定管理料、令和2年度、909万9,000円、令和3年度、909万9,000円、令和4年度、909万9,000円でございます。

今回の指定管理者の指定につきましてご説明を申し上げます。まず令和元年12月24日に第1回指定管理者選定委員会を開催しております。この選定委員会は甲佐町指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、副町長を委員長に、教育長、総務課長、企画課長、農政課長、福祉課長、総合保健福祉センター所長の7名で構成をされており、申請方法、選定基準について検討を行っております。その後、12月26日から町ホームページに募集要項の広報を行っております。また、令和2年1月10日の事業説明会及び現地視察には4者の参加がございまして、申請締切日の1月24日までに1者が応募をされております。1月27日に1次

審査を行い、熊本県内に事業所を有する法人、もしくは共同企業体であるか、提出された書類に不備がないかを確認をしております。そして、1月31日に1者の提案内容について第2次審査を選定委員7名で行っております。2次審査につきましては、1、住民の平等や公平な利用が確保されていること。2、事業計画書の内容がフィットネスセンター、多目的ホール、休憩室及びシャワー室の4つの施設の利用効果を最大限に発揮させるとともに、効率的な効果ができるものであること。3、事業計画書に沿った管理運営を安定して行う物的能力や人的能力を有していること。以上のような審査基準で、今回の指定管理者として妥当であると判断をしたところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、ご議決をいただきましたならば、指定管理期間の3年分の協定書を締結することになります。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） これは聞けるんですかね、昨年度の1年間の利用収入といたしますか、それはどのくらいあったのかちょっとお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君） まず30年度のフィットネスの利用料が188万6,000円。それから施設の利用が8万1,000円でございます。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 議案第17号、甲佐町フィットネスセンター指定管理者の指定についてでございますけれども、指定管理者の候補の熊本健康支援研究所という所で今度指定していただくということでございます。フィットネスセンターはできてから甲佐町町民の健康を増進する一つの施設となっておりますので、今後とも大いに活用していただいて、甲佐町町民の皆さんの健康が進みますことを願ひまして賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第17号「甲佐町フィットネスセンター指定管理者の指定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号「甲佐町フィットネ

スセンター指定管理者の指定について」は、原案どおり可決されました。

日程第21 議案第18号 甲佐町グリーンセンター指定管理者の指定について

○議長（宮川安明君） 日程第21、議案第18号「甲佐町グリーンセンター指定管理者の指定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは議案第18号についてご説明申し上げます。

議案第18号、甲佐町グリーンセンター指定管理者の指定について。次のように指定管理者の指定をするものでございます。令和2年3月6日提出、町長名です。

1、公の施設の名称、甲佐町グリーンセンター。2、指定管理候補者、上益城郡山都町下馬尾315番地、緑川森林組合代表理事組合長坂田鉄太郎。3、指定期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日。提案理由につきましては省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。まずグリーンセンターの施設使用料という所でございますけれども、グリーンセンターにつきましては、施設の管理費等々について指定管理者の負担となっております。町からの経費の支出を行うことなく、使用料として指定管理者から収受するということになっております。グリーンセンターの使用料について、まず自主事業として指定管理者が行う植木競り市の売上の0.8%以上を町に納めることということで仕様書のほうに記載しておりました。その後、指定管理者からの提案で、平均価格、売上の3,400万×0.8%、これは参考でございますけれども、27万2,000円が指定管理料として、施設利用料として町に納めるということで提案が出されております。

2、指定管理者の業務内容というところで、まず施設の管理運営に関すること、これ全般でございます。それと施設の利用許可に関すること。施設の会議室についての利用許可、利用料金の徴収、減免還付等を行うということでございます。それと3番の自主事業について。自主事業として、4月、5月及び10月から3月までの8カ月間、本施設において植木の競り市を開催すると。その他の自主事業として樹芸農家の協業の推進、樹芸農家の福利厚生の実等を行うということで、地域の住民の方を対象とした木工教室等の提案をされております。それと、実施する事業については、ホームページ及びSNS等を通じて広報及び情報発信を広く行っていくということで提案が出されております。

本施設につきましては、今現在普通財産としての管理になっております。今、緑川森林組合に貸付を行っているところでございますが、そこの事務所が震災で被災いたしまして、災害復旧事業債という地方債を活用して施設の再建を行っております。この災害復旧事業債を使う場合、行政財産というところで指定しなければこの起債が使えないというところで、行政財産に変更するものでございます。そして、行政財産を貸し出すということができませんので、今回、指定管理者として競り市等、甲佐町の観光の拠点でもございますので、3年間ではなく5年間、そこで事業を行っていただくということで今回指定管理者の指定を行うものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

福田議員。

○9番（福田謙二君） グリーンセンター施設使用料についてにですね、ちょっとこの内容を見てますと、売上の0.8%以上をとってありますね。しかしやっぱ、指定管理者だったら一番最低限度0.8%が一番いいわけですよ。こうやってしてありますけれども、ということはこれは、それよりも上に上がるということもあるわけですかね。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。一応、仕様書のほうで0.8%以上ということで町のほうではしておりましたが、指定管理者からの指定が0.8%ということで提案のほうがされております。この0.8%については、5年間の期間0.8%で行って、5年後また再度公募をかけるときに、この0.8%についてはまた提案により決定するというところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

森田議員。

○5番（森田精子君） ちょっとお尋ねします。グリーンセンターの指定管理が森林組合になった場合の利用時間、その施設の利用時間ですね。それと、当該地は災害が発生した場合の避難場所にもなっているかとは思いますが、その場合の施設の開閉業務あたりはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） まず施設の利用時間についてでございますけれども、現在のところ、指定管理者について、まだ詳細な協議は今から協定書の中で行ってまいりますけれども、基本的には競り市の期間等もございまして、今現在の開所時間あたりになるのかなというふうに思っております。ただ、今から先の協定の中身の調整でございます。

そして、災害のときの避難所についてでございますけれども、仕様書の中でも災害等の発生があって町から要請したときにはその開放。それと、職員の協力について仕様書の中にもうたっております。今回提案の中にもそれが含まれておりましたので、今度協定書を結ぶ時にそれは明文化していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） ここ指定管理者の提案された3,400万という数字がございましてけれども、課長が説明されましたとおり、熊本地震以降、ちょっと事務所も被災して使えなかったということもありますけれども、それ以前のできれば直近の3年ぐらいの事業費へんがあって、どのくらいの使用料があったのか、その対比できるような数字があればちょっとお示しいただきたいと思っておりますけど、よろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。昨年の実績としまして3,200万程度。で、地震の後については議員おっしゃいますとおり2,800万程度まで落ち込んでおります。その前、地震の前の段階では、やっぱり3,400万程度で推移しておりますので、森林組合の

提案としましても、地震前の状況に戻るといところで試算をされているところがございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 福田議員の質問とちょっと関連しますけど、この指定管理の施設使用料としての0.8%以上というのは、その設定は何の根拠があるのかなど。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。この0.8%とありますが、今現在普通財産として森林組合のほうにその施設自体を貸し付けております。その中で森林組合とその貸付をする段階で協議をして、このぐらいが適当なんではないかと両方で協議をした結果が0.8%でございます。で、今後も競り市等での観光の拠点といところでも考えて、森林組合にその施設について管理を行っていただきたい所もありますので、基本的にはその以前の、以前と申しますか現在ですね、普通財産の貸付ぐらいのパーセントのところで行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） ここに出されるグリーンセンターの競りに出される業者の皆さんていうのはですね、もうほとんどはやっぱり地元の人たちなんですかね。例えば、よそ、町内以外からも多いとかですね、少ないとかっていうのは、その付近はどんなふうに把握されておられるか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 一応そのグリーンセンターの競り市のほうに出される方につきましては、もちろん町内の方もおられますし町外の方もおられます。基本的に登録制というふうになっております。以上です。

○議長（宮川安明君） 2番甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 先ほど、農政課長のほうから何度か説明の中でですね、本施設につきましては、観光の拠点施設ということで位置付けもなされてるということなんですけれども、現在甲佐町ではいろんな交流拠点施設が今次々と整備が進んでおられまして、よく地域振興課長もご説明の中で、今後そういった拠点、点と点を今後線で結んでいくことが重要ということでご説明がなされます。そういった中で今回このグリーンセンターにつきましても観光拠点ということで、そこに来られた方々が、ほかの拠点ですね、例えば旧西村民俗資料館であったり安津橋総合運動公園であったり井戸江峡キャンプ場であったり、そういったほかの、築場とかも。そういったほかの所に観光を促すような例えばパンフレットを置く、町の観光パンフレットを置くだったり、そういったことも是非進めていただきたいと思っておりますし、また、この管理者の資料の中で、自主事業についてということで、実施する事業についてはホームページ及びSNS等を活用して広報並びに情報発信に努めるということになっておりますが、自主事業のみならず、そういった町の観光についても、指定管理者のほうでうまくPRしていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。森林組合の植木競り市、入り込み客数が昨年でこれ延べで6,380人と。結構人間としては多ございます。そこの現在、事務所あたりが新しくなりました、受付の所もスペースが結構待合室等もございますので、その中にパンフレット等を置くことは十分に可能だと思います。

であの、先ほど言われましたホームページ、SNSを通じての情報発信でございますけれども、今後、協定のほうで進めていくときに町のほうからも提案をしたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

森田議員。

○5番（森田精子君） 議案第18号、甲佐町グリーンセンター指定管理者の指定についてでございますが、当該地は競り市、観光地の拠点として今後幅広い利活用が期待されると思われまます。施設の使用料及び業務内容について、緑川森林組合へ指定管理者の指定をすることに対しましては、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第18号「甲佐町グリーンセンター指定管理者の指定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号「甲佐町グリーンセンター指定管理者の指定については、原案どおり可決されました。

しばらく休憩いたします。14時30分、2時半から再開します。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時30分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22 議案第19号 令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）

○議長（宮川安明君） 日程第22、議案第19号「令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 議案第19号についてご説明申し上げます。

議案第19号、令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）です。1ページをお願いいたします。令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,399万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ80億8,806万9,000円といたしております。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

繰越明許費の補正、第2条、翌年度へ繰り越して使用することができる経費の追加及び変更は、第2表、繰越明許費補正によります。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加及び変更は、第3表、債務負担行為補正によります。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、第4表、地方債補正によります。令和2年3月6日提出、町長名です。次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。まず歳入です。款1、町税から36万7,000円を減額し、8億8,562万円としております。3の軽自動車税です。款13、分担金及び負担金から51万6,000円を減額し、6,049万9,000円としております。1の負担金です。款14、使用料及び手数料から384万6,000円を減額し、5,771万6,000円としております。1の使用料、2の手数料です。

款15、国庫支出金に6,711万8,000円を追加し、17億5,406万円としております。1の国庫負担金から3の委託金です。

款16、県支出金から1億3,850万1,000円を減額し、8億1,254万9,000円としております。1の県負担金から3の委託金です。

款17、財産収入から2万4,000円を減額し、703万3,000円としております。1の財産運用収入です。

款18、寄付金から3,400万円を減額し、1,100万1,000円としております。1の寄付金です。

款19、繰入金から8,375万7,000円を減額し、2億9,979万3,000円としております。1の基金繰入金です。

款21、諸収入から110万1,000円を減額し、6,338万7,000円としております。3の貸付金元利収入から5の雑入です。

款22、町債に1億4,100万円を追加し、14億7,162万4,000円としております。次のページをお願いいたします。1の町債です。

歳入合計、補正前の額81億4,206万3,000円から5,399万4,000円を減額し、80億8,806万9,000円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。款1、議会費から138万5,000円を減額し、7,698万3,000円としております。

1の議会費です。

款2、総務費から9,098万5,000円を減額し、9億9,623万6,000円としております。1の総務管理費から5の統計調査費です。

款3、民生費から7,167万2,000円を減額し、20億43万1,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費です。

款4、衛生費から2,276万7,000円を減額し、6億7,028万7,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。

款5、農林水産業費から1,993万3,000円を減額し、2億4,842万6,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款6、商工費から2,401万2,000円を減額し、4,849万8,000円としております。1の商工費です。

款7、土木費に6,205万円を追加し、13億1,581万3,000円としております。1の土木管理費、2の道路橋梁費、4の住宅費です。3の河川費につきましては財源内訳変更で、補正額はございません。

款8、消防費から1,344万7,000円を減額し、3億504万5,000円としております。次のページをお願いいたします。1の消防費です。

款9、教育費から2,727万4,000円を減額し、12億1,953万6,000円としております。1の教育総務費から5の保健体育費です。

款10、災害復旧費に1億5,543万1,000円を追加し、3億9,853万9,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費につきましては財源内訳変更で、補正額はございません。2の公共土木施設災害復旧費です。

款11、公債費は財源内訳変更で補正額はございません。

歳出合計、補正前の額81億4,206万3,000円から5,399万4,000円を減額し、80億8,806万9,000円としております。次のページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正です。1の追加です。説明は款、項、事業名、金額でご説明申し上げます。

款2、総務費、項4、選挙費、熊本県知事選挙事業680万4,000円。

款3、民生費、項1、社会福祉費、乙女高齢者福祉センター法面補強事業250万円。公用車購入事業110万円。プレミアム付商品券事業125万円。介護基盤緊急整備特別対策事業740万2,000円。

款5、農林水産業費、項1、農業費、溜池調査事業1,293万1,000円。登記嘱託等事業444万3,000円。暗渠排水整備事業650万円。款5、農林水産業費、項2、林業費、グリーンセンター用地測量業務委託事業1,019万9,000円。款6、商工費、項1、商工費、観光案内看板等設置事業300万円。

款8、消防費、項1、消防費、洪水時広域避難検討事業562万7,000円。洪水浸水想定区域ハザードマップ作成事業50万円。次のページをお願いいたします。

款9、教育費、項2、小学校費、社会科副読本活用事業161万5,000円。教科書等購入事

業1,327万3,000円。款9、教育費、項3、中学校費、時間外警備機器撤去事業13万円。款9、教育費、項5、保健体育費、総合運動公園整備事業3億289万2,000円。

款10、災害復旧費、項1、農林水産施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業2,200万1,000円。林業施設災害復旧事業5,361万3,000円。款10、災害復旧費、項3、その他公共施設公用施設災害復旧費、宮内地区水道施設災害復旧事業100万9,000円。

2の変更です。こちらも款、項、事業名、変更前の額、変更後の額でご説明申し上げます。

款7、土木費、項2、道路橋梁費、道路新設改良事業、変更前3億8,488万5,000円、変更後4億6,714万4,000円。

款9、教育費、項4、社会教育費、中早川集会所移転事業、変更前3,990万9,000円、変更後4,141万5,000円。

款10、災害復旧費、項2、公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業、変更前1億1,346万6,000円、変更後2億6,775万3,000円。次のページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正です。1の追加です。説明は事項、期間、限度額でご説明申し上げます。

障がい児巡回支援業務委託料、令和2年度53万8,000円。上益城障害者相談支援事業委託料、令和2年度、529万4,000円。障害者虐待防止対策支援事業委託料、令和2年度、53万2,000円。移動支援事業委託料、令和2年度、18万1,000円。日中一時支援事業委託料、令和2年度、122万7,000円。意思疎通支援事業委託料、令和2年度、6万4,000円。障害支援区分認定調査業務委託料、令和2年度、12万3,000円。放課後児童健全育成事業委託料、令和2年度、1,051万7,000円。子育て短期支援事業委託料、令和2年度、26万2,000円。ファミリーサポートセンター事業委託料、令和2年度、108万円。地域子育て支援センター事業委託料、令和2年度、206万円。甲佐町地域支え合いセンター事業委託料、令和2年度、1,897万2,000円。仮設住宅入居高齢者等緊急通報システム事業委託料、令和2年度、3万3,000円。在宅当番医制運営委託料、令和2年度、56万2,000円。予防接種委託料、令和2年度、1,974万2,000円。風しんに関する追加的対策事業委託料、令和2年度、115万6,000円。母子保健健診委託料、令和2年度、693万円。ごみ収集運搬業務委託料、令和2年度、1,874万4,000円。甲佐高校の魅力ある学校づくり支援業務委託料、令和2年度、368万8,000円。甲佐町地域おこし教育協力隊研修等業務委託料、令和2年度、257万4,000円。次のページをお願いいたします。

2の変更です。こちらも事項、期間、変更前、限度額変更後、限度額でご説明申し上げます。

農業制度資金等利子補給費、平成32年度から平成40年度まで。変更前、94万1,000円、変更後、0円です。次のページをお願いいたします。

第4表、地方債補正です。1の変更です。説明は起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額でご説明申し上げます。

過疎対策事業債、7億300万円から1,000万円を減額し、6億9,300万円としております。

公共事業等債、3,470万円に1億600万円を追加し、1億4,070万円としております。公営住宅建設事業債、2億5,980万円から30万円を減額し、2億5,950万円としております。

災害復旧事業債、1億5,140万円に4,530万円を追加し、1億9,670万円としております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも変更はございません。

今回の補正の主なものにつきましては、歳出におきましては事業費の減、国の補正が付いたことによる増。歳入におきましては、支出における事業費の減及び国の補正が付いたことによる交付額の増というものでございます。交付額の決定及び交付額の増というものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。まず最初に歳出について質疑をお願いいたします。24ページ、款1、議会費から、33ページ、款3、民生費までです。24ページから33ページまでの歳出について質疑をお願いいたします。

議会費から民生費までです。24ページから33ページまで歳出の質疑をお願いしております。

ありませんか。

次に、33ページ、款4、衛生費から、40ページ、款11、土木費までです。33ページ、款4、衛生費から、40ページ、款11、土木費までの、もとい、款7、土木費までです。33ページから40ページまでです。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） ページ40ページの土木費の熊本地震関連費の中で、宅地液状化対策防止工事というのが載っておりますので、たぶん、芝原の団地の液状化対策だと思いますが、対策の状況、工事についてはどうなんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 芝原の液状化対策工事についての現状ということですが、本体外工事についてはほぼ完了しております。あとは、あと数件個人さんの宅地復旧と併せて、側溝の高さの調整だったり舗装のすり合わせがですね、今月末までを予定に行われている状態で、3月末には完了予定となっております。以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 同じく40ページの同じ関連費の所に、一番下に仮設住宅集約化事業補助金とありますけれども、今の仮設住宅の今後の集約されるか、どのように考えられているのか、そのあたりをちょっと今教えられる範囲であれば教えていただきたいと思いますが。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） こちらの仮設住宅集約化補助金事業といいますのは、この当初予算を組む時にはですね、集約化もあるかもしれないということで検討を重ねておりましたが、今仮設住宅の入居者の方で、再建が今年の7月ぐらいを目処に、すべての方が再建されるんだらうということで、現在のところは集約化をする必要はないと思って、

解体のほうに計画を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） ページは39ページの上のほうの土木費なんですけど、7款のですね。委託料の中で樋門管理委託料で60万7,000円ほど増額となっておりますけど、樋門を操作する箇所が増えるとは考えられんとですけれども、何かこの金額が増額になってきた理由というのはどういったことでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 緑川の樋門管理委託料なんですけれども、これは現在8カ所ございます。8樋門箇所ですね。各々当初の当初契約の委託料というのがございますけれども、それとは別にですね、災害待機の時に、現場で待機をされた時のですね、各作業員さんあたりの時間外手当のほうの精算払いになります。その総額が60万7,000円ということでございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 33ページ、衛生費から40ページ土木費までです。ありませんか。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に40ページ、款8、消防費から48ページ、款11、公債費までです。40ページから48ページまでです。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 41ページ、消防費の水防費の中に洪水ハザードマップ作成業務委託料がありますが、この洪水ハザードマップの完成がいつなのか、そういった町民の皆さんへの配布がいつ頃になるのか、そういったことはどうですか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 洪水ハザードマップにつきましては、現在作成中でございます。今回、補正している分につきましては、印刷費の増設のための委託費でございますけれども、完成についてはですね、今後またあと2回ほどの検討会議が必要となりますので、なるべく早く梅雨時期に間に合うような目処をとっておりますけれども、それにどうしても間に合わないということになりますと、夏頃になるのかなというふうに考えております。早急に進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 43ページのいきいき芸術体験教室講演委託料というふうにあります。減額にはなっているんですけども、これについてですね、どういったいきいき芸術体験をされているのかですね、なかなか生涯学習センターでは大人向けはいろいろコンサートとかいうふうにありますけれども、子どもたち向けの芸術体験というのはなかなかないものからですね、これがどういったものかちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） お答えいたします。今、いきいき芸術体験教室講演委託料ということでの質問だと思っておりますが、これについては県が実施しておられます学校単位の舞台芸術鑑賞を実施し、生の舞台芸術に接することによって豊かな創造性や情緒の涵

養に資するとともにということをもって児童の健全育成を図るということで実施をされておりますけれども、今回、本町におきましては、小学校がこの事業に応募がなかったということで落としてるところでございます。なので、本町では実施をしてないという形になります。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、歳入について質疑をお願いします。13ページ、款1、町税から、16ページ、款15、国庫支出金までです。13ページから16ページまで質疑をお願いします。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） ページ、16ページの国庫支出金の総務費委託金で、自衛官募集事務委託金がありますが、町で行われているその自衛官募集事務というのはどういったものがあるのかをお願いします。説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（佐々木善平君） 自衛隊募集につきましては、自衛隊の広報紙にも載ってきますけれども、自衛官の募集の委託を任されておまして、広報紙にも自衛官募集の広報を出して、自衛隊の採用を呼び掛けているところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 広報で自衛官の募集をされてるというのはわかりますが、町としては、私も防災無線でかなり聞き飽きるほど放送が、この自衛官募集がされてるのがありますし、そのほかでもどういったものが業務としてされてるのかということで、わかれば説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（佐々木善平君） 現在、暮らし安全推進室で行っておりますのは、先ほど申しました防災無線での広報、あるいは広報紙による広報によって自衛官の受験を呼び掛けておるといようなことでございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 15ページのプレミアム商品券事業補助金、これ減額になっているわけですが、この状況がどうだったのかちょっとお尋ねをいたします。減額になったその理由についてもお願いをいたします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） プレミアム券についてのお尋ねですが、実際、対象者が子育て世帯と非課税者におきましての事業になりますけれども、購入人数におきましてが、対象者、2,741名に対して561人ということで、申請、いわゆる非課税申請の率にしますと26%ということで、かなり低い数字、数値になっております。そのような状況で減額ということになっております。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） その理由は何でしょうか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 理由につきましては、考えられるのがですね、甲佐町町内での利用になりますので、都市部での店舗数が多い市町村が若干高いと思われましても、甲佐町のほうがそれに伴って少ないのかなということと、先ほど申しました申請率のほうで低うございますので、その金額、財布の紐が堅いのかなというところもございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） ちょっと今の関連で言いますけれども、対象者ですね、対象の方が非課税世帯と子育て世帯ということで、なかなかその原資に対しての出すそういうのが厳しかったというのも考えられるのではないかなと、私が意見をするわけにはいけないですけども、そう私は捉えておりますけど、そのあたりはどうですかね、課長。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） もう議員がおっしゃるようにやっぱり、例を申しますと、4,000円を出して5,000円分の商品券と。最高2万円を出して2万5,000円の商品券ということではありますけれども、議員がおっしゃるように、そのようなことではないかと思われまします。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

次に、16ページ、款16、県支出金から、23ページ、款22、町債までです。16ページから23ページまでです。

森田議員。

○5番（森田精子君） 先ほど、16ページまでの間の、15ページの15の部分、国庫支出金の部分と18ページの県支出金の部分の中に、浄化槽の設置整備事業補助金が1,054万6,000円、国の補助ですね。県が547万3,000円減額されておりますけれども、この浄化槽の設置については目標値が確かあったと思うんですけども、その目標値を達成したのか、何で減額したのかをちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） まず目標値のほうから先に説明させていただきます。令和元年度の予定としましては、90基の設置を見込んでおりましたが、実績の見通しとしましては79基ということになっております。この分の減額もございしますが、国庫補助につきましては、平成27年度から令和元年度までの5カ年間で計画期間としまして、前倒して補助金をもらっていた部分がございまして、過払いといえますか、余計受けていたことの精算もございまして、大きな額が減額となっております。

また、県支出金につきましては、県がくみ取り浄化槽からの切り換えや、単独処理浄化

槽からの転換に補助の重点を置いておりまして、新たに家を建てられて新設される分については、県の予算の範囲内での補助金交付となっておりますので、一応全額補助申請はしてるんですが、どうしても新設分については全額付かない見通しとなりましたので減額補正をさせていただいております。

目標設定への見通しにつきましてでございますが、令和元年度に切替え補助が、単独からの切替えが5基、くみ取りからの切替えが12基ということで、町内にまだ850基ほど残っている単独処理浄化槽からの切替えがなかなか進まない状況でございます。そこで、令和2年度新年度予算につきまして、補助金を拡充するというようにしてございまして、令和5年度末75%という生活排水処理率を達成するべく頑張っていきたいと考えているところです。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 17ページなんですけども、難聴児補聴器購入補助金がですね、少し減額になっておりますけども、これ何名ぐらいですね、子どもさん受けておられますか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 当初2名、2件の予定をしておりましたが、1件の実績ということでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 19ページの上の段に地域特産物産地づくり支援対策事業の補助金、38万ぐらいの補助金の減額と、その下にくまもと土地利用型農業競争力強化支援補助金の127万円の減額補正がされておりますけども、これはどういった事業を考えられて、今回減額されてるその理由、これについてお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それではお答えいたします。まず、地域特産品産地づくり支援対策事業補助金でございますけれども、これは宮内地区で導入されております山椒の苗の補助でございます。で、この分につきましては、今年8反分、800本の苗を大体購入予定でございましたが、天候不良等により苗の確保ができなかったということで、半分の400本を今年購入されております。ですので、この分について半分が減額ということになっております。ただ来年、令和2年度の新年度予算のほうで、残りの半分については措置していきたいというふうに考えております。

それと、次のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金、これの127万2,000円の減額でございますけれども、これは法人のほう、アグリ田口のほうで導入されましたコンバインに対する補助でございます。これについての減額の要因としましては、入札残による減額でございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 最初の宮内のことでありますけども、特別宮内のことじゃあり

ませんけども、特産品づくりということで、新年度、新しく新年度予算にも入っております。で、特産品づくりの考え方として、担当課のほうではどういったところにどういったものを特産品として今後やっていこうという、考えておられるのか。新年度予算のところで聞けばいいけども、ここでせつかくですので聞かせてください。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 特産品づくりということでございますけれども、以前より町のほうではニラ、スイートコーン等について力を入れて特産品として開発をしていきたいと。で、加工品等々につきましてもいくつか出てきております。今、ニラ、スイートコーンに関しましては、化石珊瑚を使った実証実験ということで、成分分析等を行っております。ただ、なかなか2、3年では成分の結果が出ないということで、その部分につきましましては、まだ継続して行ってって、そこで結果が出たら付加価値を付けたところでの販売ということも視野に入れていきたいと思っております。

それと、特に今度中山間地域におきましては、有害鳥獣の被害等も多ございますので、それに強い作物というのの導入についてやっていきたいなど。宮内地区の山椒につきましましては、有害鳥獣の被害についてもかなり少なく、加工品あたりでの加工もできるということで、今年初めて植栽されて植え付けされておりますので、今後ちょっと様子を見ながら、そこについても力を入れていきたいなというふうには考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） これが最後の質問で、甲佐町の農業を見てみると、下地域は土地利用型がされて、法人化でいろいろやっておられる。それに対して農機具の補助とかあたりで法人化を全面に進めておられる。また、竜野から上流域に関しては中山間地域で。この地域の土地の面積的にはですね、そんな広くない土地から収益を上げるために、それらの作物をいろいろされている。大いに結構なことだと思います。今後その全容を考えていかれる上で、どういったのが今後また、急に方向転換はということだろうと思っておりますけれども、今後ともそういった中山間地の農業、これどういったものがあるのかと、もう少し研究していただいて、大いに今後ともやっていただけるならばと思います。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

最後に、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 本予算全部ということでございますので、歳入と歳出に関連することで申し上げ、質問させていただきたいと思っております。歳入でいきますと、ページの20ページ、款18の寄付金ですけれども、指定寄付金ということで3,400万ほど減額ということに指定寄付金となっております。これを見ますと、歳出についてはおそらく38ページのふるさと甲佐応援寄付金返礼品というのが1,611万ほど減額となっております。私が思いますにですね、皆さんもおそらく熊日新聞を見られたと思いますけど、手元に持って

きましたけど、2月20日の熊日新聞に、ふるさと納税の35自治体で増額というような新聞がございました。興味が非常にありますので、甲佐町のほうも一目して見ましたけれども、甲佐町につきましてが2019年度の実績で1,100万ということですので、おそらくこの20ページの寄付金の1,100万に反映してるんじゃないかと思います。

で、思うところはですね、同じ上益城なんで前後に御船町、嘉島町、益城町とずっとありますけれども、ちなみにその金額を申しますと、甲佐町が1,100万でした。で、お隣の御船町6億7,000万。すと、嘉島町1億8,500万。益城町3億3,300万という自治体はすべて増額で増えてきてる自治体です。すと、山都町は1億500万が2018年度で、19年度の実績が4,500万と落ちております。ただ、金額的にいきますと、甲佐町は2018年度が1,600万だったのが2019年度の実績は1,100万。非常にこの桁の数字が違います。今度、次には新年度予算も出てくると思いますけど、新年度予算をちょっと見ますと、2,000万ぐらいの予算の計上じゃなかったかと思いますが、このへんについては近隣の町村の動向といえますかね、話を聞かれて何らかの施策というか、考えを持っておられるとは思いますが、このあまりにもギャップが多過ぎるので、このへんについて担当課としてはどのようにお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 2月20日の熊日新聞のほうで、35自治体が増で11自治体下落ということで、そのうちの11自治体のほうに甲佐町も入っております。全国的に見れば、45%の自治体が増で55%が減となって、55%の減のほうに甲佐町も入っております。で、近隣の自治体の寄付額について、もちろん桁違いというところがありますけれども、自治体の中で寄付額が多い所、近隣で御船、嘉島町ですけれども、寄付額で返礼品が一番多いのがですね、肉類と、上益城にはビール工場がございます。の、ビールの返礼品に集中してるみたいです。本町といたしましても、ビールは返礼品として扱えませんが、肥後の赤牛のみは牛肉が扱えますので、そういったところを今事業者のほうにお願いをしているところですが、なかなか事業者の皆さんもまだ商品化になっておりませんので、そういった返礼品として需要が多い部分について、事業者、町内の事業者のほうにお願いしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今担当課長のほうからも答弁がありましたけれども、やっぱり住民の方がこの同じ新聞を見られて、やっぱ私たちも議員としてですね、地元において聞かれたときに、やっぱ、もちょっとどぎゃんか工夫したり頑張らんかいというようなお声もございます。これが率直な住民の方々のお声と私は思いますので、やっぴりもっともっと知恵を絞って、工夫をこらして頑張りたいと。特に近隣の町村にいい知恵があればですね、お尋ねをするなりして進めていっていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ふるさと寄付金の件でお尋ねになってますけど、新聞紙上での記事は私も見まして、やっぴりずいぶん開きがあるなというのは第一印象としてもちま

た。それはもう、議員も同じようなことだったろうと思いますけれども、担当課としてもですね、当初4,500万の目標ということで、ずいぶん知恵を絞りながら取扱業者を変えたりいろんな工夫もしてきたところもありますし、あと、カタログについてもいろんな返品品の品目を拡充させたりということでやってはきましたものの、なかなかそれが結果としてつながっていないというのは非常に頭の痛いところでもあります。

当初、少しでも自主財源の確保といった観点から、このふるさと納税に対する取組みをとにかく一生懸命やっていたということできておりますので、さらに先ほど課長も申しましたとおり、工夫を重ねながらですね、なるべく多くの方々からそういう甲佐町に対しての寄付をいただけるような、そういう努力を引き続き続けたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（宮川安明君） ほかないですか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 直接的にこの補正にちょっと当てはまらないかもしれないんですけども、いいでしょうか。と言いますのがですね、コロナの件で学校給食の給食代ですよね、給食代が2月、いや3月分はもう徴収されてるというふうに聞きましたけど、実際給食が3月はないわけですよ。そういった点でこの補正なんかに、町としてやっぱり手当てをして、この補正に入れたらどうかというふうに私は思うんですけど、そこらへんはどういうふうに。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時21分

再開 午後3時23分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 今、井芹議員の質問ですけども、給食費につきましては、私会計という形になってますので、公の会計になっていませんので、私会計の中で対応させていただきたいというふうに考えております。

また、3月、言われましたとおり、3月は給食が出てませんので、3月分につきましては、中3年につきましては、全額返還するような形で今計画をしております。あと、在校生、小学校1年から中2までにつきましては、新年度、まだ学校の再開の目処がまだ立ってませんので、詳細のわかったところで新年度に向けて調整をさせていただくということで、今もらって給食の出ない分については、新年度で対応するというので、その分については減額をしていきたいというふうに考えております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 本予算全部について質疑をお願いしております。

福田議員。

○9番（福田謙二君） 町有地について質問します。補正には関係ありませんけどもお

願います。今、寒野町営住宅跡地に建物が準備をされております。どういう経緯があつてどのようなふうになつてるのか、その進捗等を教えていただければと思いますけれども。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 町有地の旧寒野の住宅跡地の話でございますが、これは鳴瀬議員のほうからも以前質問があつたかとは思いますが、その時に答弁させていただきましたが、3回ほど公告を行つて不調だつたと。本年度中も、もう一回公告をしますというふうな回答をさせていただいたと思います。

今回あの場所につきましては、今までは固定資産の評価額に基づきまして公告をやっておりました。今回改めて価格の見直しを行うということで、不動産鑑定士を入れまして鑑定を行い、11月に町有財産処分の管理等検討委員会というものが内部にありますけれども、その中で検討して、その中で最終的に金額を決定して公告をしたというところでございます。

申込みがありましたのは、令和元年12月10日までに参加申込期限ということで、1名の方が申込みをされまして、12月17日に入札、そして最終的にその1名の方が落札されたという経緯でございます。これにつきましては、元年12月の17日にもう契約関係は済んでいくところでございます。よろしいでしょうか。以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） それは公表できないわけですかね。まだできない。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時26分

再開 午後3時26分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 今1名の方が申し込まれて落札されたと申しましたが、1名の方につきましては株式会社大福物流のほうで落札をされております。金額につきましては、1,936万円で落札をされております。以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 一応、噂では大福物流がついていうことを聞いてたんですけども、昨年12月28日に甲佐に社会人野球ができるということで、いろんなその、甲佐にできるわけですね。今年度の、今年の4月から社会人野球に登録をして参加するというところでございます。で、甲佐町として何らかの支援策というのは考えておられるのか。町長、まだそこまではどうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） まだ具体的にどうこうというのはないんですけど、今、総合運

動公園を整備していて、野球場も整備の計画で進めておりますけど、ただ、硬式野球の練習となりますと、あそこが想定が軟式野球の野球場ということでの想定でありますんで、果たしてそこが利用できるか否か、非常に微妙なところはあるかと思えます。

今回、寒野団地の跡地を購入されて、甲佐町をフランチャイズとしてやりたいというようなお話でありますんで、その関係者の方と色々な協議が必要と思えますけども、甲佐町にとっても非常に名誉なこと、メリット多いことだと思えますんで、町として支援できる部分については、これはやっぱりやっていく考えで進めたいというふうに思えます。以上です。

〔「ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） あとありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 議案第19号、令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）でありますけども、ただいま質疑の中でもいろいろありましたけども、今回5,400万程度の減額補正ということですので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第19号「令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号「令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）」は、原案どおり可決されました。

執行部から専決に関する申出がっておりますので、これを許します。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 一般会計の補正予算、ご議決ありがとうございました。ご議決いただきました直後ではございますけど、これから本年度末3月31日までの間に各種事業に係ります財源といたしまして、各事業の実績に応じた事業費の確定により、最終的な起債の借入れを行うことといたしております。また、その他事業費や補助金、交付金等につきましても、最終的な額が確定してまいります。そのようなことから、3月31日付で補正予算の編成を専決処分させていただきたいというふうに思っておりますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。再開は3時40分から再開します。

休憩 午後3時31分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23 議案第20号 令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮川安明君） 日程第23、議案第20号「令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（井上理恵君） それでは、議案第20号、令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。令和元年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,507万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,349万4,000円とするものです。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。令和2年3月6日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。款1、国民健康保険税から1,238万9,000円を減額し、2億5,263万円としております。1の国民健康保険税です。款3、国庫支出金から251万1,000円を減額し、127万2,000円としております。1の国庫補助金です。款4、県支出金から4,476万6,000円を減額し、10億8,817万5,000円としております。1の県補助金です。款5、財産収入から1万5,000円を減額し、5,000円としております。1の財産運用収入です。款7、繰入金から918万1,000円を減額し、1億2,655万7,000円としております。1の一般会計繰入金及び2の基金繰入金です。款9、諸収入に378万5,000円を追加し、811万8,000円としております。1の延滞金及び過料、3の雑入です。歳入合計、補正前の額15億5,857万1,000円から6,507万7,000円を減額し、14億9,349万4,000円としております。

次のページをお願いします。歳出です。款1、総務費から481万5,000円を減額し、2,865万円としております。1の総務管理費、3の運営協議会費です。款2、保険給付費から6,247万4,000円を減額し、10億5,485万4,000円としております。1の療養諸費、2、高額療養費、4の出産育児諸費になります。款3、国民健康保険事業納付金から94万5,000円を減額し、3億7,693万1,000円としております。1の医療給付費分から3の介護納付金分です。款5、保健事業費から186万5,000円を減額し、1,578万7,000円としております。1の保健事業費及び2の特定健康審査等事業費です。款6、基金積立金から1万4,000円を減額し、6,000円としております。1の基金積立金です。款7、諸支出金から9,000円を減額し、162万6,000円としております。1の償還金及び還付加算金です。款8、予備費に504万5,000円を追加し、1,563万9,000円としております。1の予備費です。歳出

合計、補正前の額15億5,857万1,000円から6,507万7,000円を減額し、14億9,349万4,000円としております。

今回の補正につきましては、被保険者の資格移動に伴う減税の調定額減額、また、保険給付費の減額に伴います歳入の県支出金の減額が主なものとなっております。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。最初に、歳出全部について質疑をお願いします。最初に歳出全部です。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 3ページの保険給付費がですね、今、5,700、療養諸費ですか、これが5,700万減額になっておりますけれども、この理由についてお願いをいたします。

○議長（宮川安明君） 11ページでしょう。

○10番（井芹しま子君） はい、すみません。申し訳ありません。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（井上理恵君） 井芹議員のほうから、保険給付費が総額で6,200万ほど減額になっているということで、理由をとということでしたが、すみません、保険給付費の中に、それぞれ一般と退職等に分かれましていろいろ項目がございますけれども、一番大きなものは、一般被保険者の療養給付費の減額になります。当初予算につきましては、それまでの実績を見まして、月当たりの支出額を約8,000万円程度で当初予算上げておりましたけれども、実績見込みを出しましたところ、大体月平均7,500万いくかないぐらいで推移をしておりますので、今回、それにより減額補正をさせていただいております。

それから、退職分につきましては、本町は令和元年10月限をもちまして、該当者がいなくなりましたので、その分で給付費のほうも落ちております。以上のような説明になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

次に、歳入全部について質疑をお願いいたします。歳入全部です。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 保険者努力支援交付金の減額に、あるいは大方あれですけども、その中身とですね、それから特別調整交付金についてですね、説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 何ページか。

○10番（井芹しま子君） 7ページ。

○議長（宮川安明君） わかりましたか、課長。

住民生活課長。

○住民生活課長（井上理恵君） 歳入におきます県支出金の保険給付費等交付金におけ

る特別交付金の中でのご質問だと思います。この中、保険者努力支援交付金が減額になっており、特別調整交付金市町村分が1,500万円の増額となっております。保険者努力支援交付金につきましては、毎年評価項目が変わります関係から、どうしても額に変動が起きてまいります。

今回、特別調整交付金市町村分として1,500万円ほど増額しておりますが、これは甲佐町におきまして、診療の内容が結核とか精神疾患に係る疾病の医療費がどれくらい全体で占めるかということで交付金が出るものがあります。結核精神分の交付金が1,300万ほど今年度付きましたので、その分を増額させていただいております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 最後に、本予算全部について質疑をお願いいたします。本予算全部です。

ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 議案第20号、令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、ただいま説明がありましたとおり、6,500万程度の減額補正ということで、一般給付費の減額による主なものが一般給付費の減額ということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第20号「令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号「令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、原案どおり可決されました。

執行部から専決に関する申出がっておりますので、これを許します。

住民生活課長。

○住民生活課長（井上理恵君） 令和元年度の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）のご議決いただきありがとうございます。議決をいただいた直後ではありますけれども、先ほど申しました保険給付費等につきましては、平成30年度より年度内実績を行いまして精算を行うことになっておりますので、これから3月31日までの間におきまして、交付金等の額も決定してまいります。それに伴いまして、3月31日付で補正予算の編成に

つきまして専決させていただきたいと思っておりますので、どうぞご了承ください。

日程第24 議案第21号 令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（宮川安明君） 日程第24、議案第21号「令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） それでは、議案第21号、令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。1ページをお願いします。

令和元年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,779万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,780万3,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によります。令和2年3月6日提出、町長名です。2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。款2、分担金及び負担金から26万8,000円を減額し、48万2,000円としております。1の負担金です。款4、支払基金交付金から1,354万1,000円を減額し、3億7,400万2,000円としております。1の支払基金交付金です。款5、国庫支出金に341万6,000円を追加し、3億9,889万2,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。款6、県支出金から314万9,000円を減額し、2億770万6,000円としております。1の県負担金、2の県補助金です。すみません、3の県補助金です。款8、繰入金から425万4,000円を減額し、2億4,185万4,000円としております。1の一般会計繰入金です。歳入合計、補正前の額16億559万9,000円から1,779万6,000円を減額し、15億8,780万3,000円としております。次の3ページをお願いいたします。

歳出です。款1、総務費から174万5,000円を減額し、3,888万7,000円としております。1の総務管理費、3の運営協議会費です。款2、保険給付費から735万6,000円を減額し、13億9,774万5,000円としております。1の介護サービス等諸費です。款4、地域支援事業費から140万3,000円を減額し、6,540万4,000円としております。1の包括的支援事業任意事業費から5のその他諸費までです。款5、基金積立金に1,000円を追加して3,005万5,000円としております。1の基金積立金です。款8、予備費から720万3,000円を減額し、2,075万4,000円としております。1の予備費です。歳出合計、補正前の額16億559万9,000円から1,779万6,000円を減額し、15億8,780万3,000円としております。

今回の補正の主なものは、法改正に伴う介護保険システム改修委託料及び令和元年度における保険給付費等の最終見込みなどによるものです。以上で説明を終わります。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後4時01分

再開 午後4時01分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4ページを説明してください。

福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 大変失礼いたしました。4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。事項、期間、限度額の順にご説明申し上げます。

高齢者虐待防止対策事務委託料、令和2年度、限度額2万円です。在宅高齢者緊急通報システム事務委託料、令和2年度、114万6,000円です。サテライト事業委託料、令和2年度、339万6,000円です。通所型サービスC事業委託料、令和2年度、330万円です。新予防給付ケアプラン委託料、令和2年度、561万1,000円です。介護予防ケアマネジメント委託料、令和2年度、243万6,000円です。

すみません、改めて今回の補正の主なもの、法改正に伴う介護保険システム改修委託料及び令和元年度における保険給付費等の最終見込みなどによるものです。以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。最初に歳出全部についての質疑をお願いします。歳出全部です。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 10ページ、先ほどですね、法改正による介護システム、法律が変わってこのシステムを変えなくちゃいけないということで、ここに支出として上がってるということなんですけども、どういうふうになったのかですね、ちょっとそこら付近を説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 法改正というのが、介護報酬の規定の法に伴うということで、介護報酬の規定の法改正ということになります。よろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、歳入全部について質疑をお願いします。歳入全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 最後に、本予算全部についての質疑をお願いします。本予算全部です。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） ページ4ページの債務負担行為の中に上げられている在宅高齢

者緊急通報システム事業委託料の関係になると思いますが、この緊急通報システムを利用されてる方はどれぐらいいらっしゃるのかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 今、平成30年度実績で答えさせていただきます。30年度におきましては、50件。30年、31年3月末の登録件数となっております。

〔50ちょうどか。と呼ぶ者あり〕

50件ですね、はい。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ないですね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 議案第21号、令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、補正額で1,779万6,000円の減額となっておりますけれども、保険給付費並びに地域支援事業費等の最終見込みによる補正であることから、本案に何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第21号「令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号「令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）」は、原案どおり可決されました。

日程第25 議案第22号 令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮川安明君） 日程第25、議案第22号「令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（井上理恵君） それでは、議案第22号、令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。令和元年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ487万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,773万円とするものです。すみません、失礼しました。1億4,777万3,000円とするものです。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。令和2年3月6日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。1、後期高齢者医療保険料から338万5,000円を減額し、8,829万8,000円としております。1の後期高齢者医療保険料です。款2、使用料及び手数料に4,000円を追加し、5,000円としております。1の手数料です。款4、繰入金から104万円を減額し、5,290万5,000円としております。1の一般会計繰入金です。款6、諸収入から45万7,000円を減額し、457万1,000円としております。2の償還金及び還付加算金、4の受託事業収入になります。歳入合計、1億5,265万1,000円から487万8,000円を減額し、1億4,777万3,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳入です。款1、総務費から8万4,000円を減額し、141万6,000円としております。1の総務管理費及び2の徴収費です。款2、後期高齢者医療広域連合納付金から481万9,000円を減額し、1億4,122万4,000円としております。1の後期高齢者医療広域連合納付金です。款3、保健事業費に11万8,000円を追加し、448万1,000円としております。1の健康保持増進事業費です。款4、諸支出金から9万7,000円を減額し、1万6,000円としております。1の償還金及び還付加算金です。款5、予備費に4,000円を追加し、63万6,000円としております。歳出合計、補正前の額1億5,265万1,000円から487万8,000円を減額し、1億4,777万3,000円としております。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療保険被保険者の資格移動等に伴います調定額の変更による保険料の歳入減額と、歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なものとなります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。質疑に当たりましては、本予算全部についての質疑をお願いします。本予算全部です。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 6ページですけれども、特別徴収保険料の対象者は何人と、それから、普通徴収保険料の対象者は何名か、お願い、おっしゃっていただけますか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後4時15分

再開 午後4時18分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○**住民生活課長（井上理恵君）** 大変お時間を止めて申し訳ありませんでした。2月の調定時点での人数を申し上げたいと思います。特別徴収が1,899人、普通徴収が240人となっております。以上です。

○**議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**議長（宮川安明君）** ありませんね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○**7番（荒田 博君）** 議案第22号、令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出487万8,000円の減額補正でございます。主なものに広域連合の納付金の減額による減額補正でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○**議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから議案第22号「令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。よって、議案第22号「令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」は、原案どおり可決されました。

執行部から専決に関する申出がっておりますので、これを許します。

住民生活課長。

○**住民生活課長（井上理恵君）** 補正予算のご議決ありがとうございました。ご議決いただいた直後でありますけれども、後期高齢者の健康増進事業の中に歯科口腔検診事業というものがございまして、これが実績に伴いまして歳入等も変わってまいりますので、3月31日付をもちまして補正予算の専決処分をさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○**議長（宮川安明君）** しばらく休憩します。議運の委員長。

休憩 午後4時20分

再開 午後4時21分

○**議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26 議案第23号 令和2年度甲佐町一般会計予算

○議長（宮川安明君） 日程第26、議案第23号「令和2年度甲佐町一般会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 議案第23号についてご説明申し上げます。

議案第23号、令和2年度甲佐町一般会計予算です。1ページをお願いいたします。

令和2年度甲佐町一般会計の予算は、次に定めるところによります。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79億3,964万4,000円と定めております。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によります。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によります。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入の最高額は10億円と定めております。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項但書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めております。第1号、各項に計上した給料、職員の手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和2年3月6日提出、町長名です。次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算です。歳入です。款1、町税を9億2,435万8,000円としております。1の町民税から4の市町村たばこ税です。款2、地方譲与税を6,262万5,000円としております。1の地方揮発油譲与税から4の森林環境譲与税です。款3、利子割交付金を50万円としております。1の利子割交付金です。款4、配当割交付金を100万円としております。1の配当割交付金です。款5、株式等譲渡所得割交付金を80万円としております。1の株式等譲渡所得割交付金です。款6、法人事業税交付金を330万円としております。1の法人事業税交付金です。款7、ゴルフ場利用税交付金を1,000万円としております。1のゴルフ場利用税交付金です。款8、地方消費税交付金を1億9,000万円としております。1の地方消費税交付金です。款9、自動車取得税交付金を1,000円としております。1の自動車取得税交付金です。款10、環境性能割交付金を50万円としております。1の環境性能割交付金です。

款11、地方特例交付金を600万円としております。1の地方特例交付金です。款12、地方交付税を22億5,400万円としております。1の地方交付税です。款13、交通安全対策特別交付金を80万円としております。1の交通安全対策特別交付金です。款14、分担金及び負担金を4,473万7,000円としております。1の負担金です。款15、使用料及び手数料を8,900万8,000円としております。1の使用料、2の手数料です。款16、国庫支出金を16億

2,198万2,000円としております。1の国庫負担金から3の委託金までです。款17、県支出金を7億201万3,000円としております。1の県負担金から3の委託金までです。款18、財産収入を665万2,000円としております。1の財産運用収入、2の財産売払収入です。款19、寄付金を2,000万1,000円としております。1の寄付金です。款20、繰入金を6億7,937万9,000円としております。1の基金繰入金、それから、次のページをお願いします。2の特別会計繰入金です。

款21、繰越金を5,000万円としております。1の繰越金です。款22、諸収入を7,646万4,000円としております。1の延滞金加算金及び過料から5の雑入です。款23、町債を11億9,552万4,000円としております。1の町債です。歳入合計、79億3,964万4,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。款1、議会費を7,795万6,000円としております。1の議会費です。款2、総務費を9億9,138万5,000円としております。1の総務管理費から6の監査委員費です。款3、民生費を20億2,150万8,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費です。款4、衛生費を5億8,692万9,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。款5、農林水産業費を2億8,296万5,000円としております。1の農業費、2の林業費です。款6、商工費を1億2,168万円としております。1の商工費です。款7、土木費を13億2,812万1,000円としております。1の土木管理費から4の住宅費です。次のページをお願いします。

款8、消防費を2億8,036万6,000円としております。1の消防費です。款9、教育費を11億1,194万円としております。1の教育総務費から5の保健体育費です。款10、災害復旧費を1億5,213万3,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費、2の公共土木施設災害復旧費です。款11、公債費を9億6,466万円としております。1の公債費です。款12、諸支出金を1,000円としております。1の普通財産取得費です。款13、予備費を2,000万円としております。1の予備費です。歳出合計、79億3,964万4,000円としております。次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。説明は、事項、期間、限度額でご説明申し上げます。定住促進助成金、令和3年度から令和7年度まで、3,100万円です。農業制度資金等利子補給費、令和3年度から令和11年度まで、9万円です。熊本県信用保証協会に対する損失補償、契約締結の日から解除の日まで、代位弁償元金額の2割相当額の半額としております。次のページをお願いいたします。

第3表、地方債です。説明は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法でご説明申し上げます。起債の目的、臨時財政対策債、限度額、1億1,582万4,000円、起債の方法、証書借入または証券発行、利率、年5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置き期間及び償還期間を短縮し、また、繰上償還もしくは低利債に借り換えすることがで

きる。以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては省略をさせていただきます。

過疎対策事業債、7億60万円。すみません、7億3,060万円。公共事業等債、1,200万円。公共施設等適正管理推進事業債、490万円。緊急自然災害防止対策事業債、5,200万円。公営住宅建設事業債、2億7,000万円。緊急防災・減債事業債、130万円。災害復旧事業債、890万円。計、11億9,552万4,000円でございます。

今回の当初予算につきましては、令和元年度と比較いたしまして、金額で1億5,421万7,000円、率にいたしまして2%の増額ということで計上をいたしております。説明は終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） お諮りします。ただいま議案第23号「令和2年度甲佐町一般会計予算」の説明が終わったところですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議はこれで延会することに決定しました。

明日10日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれで延会いたします。お疲れさまでした。

延会 午後4時35分

3月10日（火曜日）

令和2年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第3号)

1. 招集年月日 令和2年3月10日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 3月10日 午前10時00分 議長宣告
1. 閉会 3月10日 午後5時30分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	9番 福田謙二
10番 井芹しま子	11番 宮川安明	12番 本田新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本幹春 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 山本洋子	総務課長 一圓秋男
企画課長 北野太	地域振興課長 北畑公孝
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 古閑敦
環境衛生課長 橋本良一	住民生活課長 井上理恵
総合保健福祉センター所長 奥村伸二	福祉課長 福島明広
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 山本洋子	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 荒田慎一
社会教育課長 吉岡英二	農業委員会事務局長 井上幸介
選挙管理委員会書記長 一圓秋男	

1. 開会 3月10日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 議案第23号 令和2年度甲佐町一般会計予算
- 日程第2 議案第24号 令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第25号 令和2年度甲佐町介護保険特別会計予算
- 日程第4 議案第26号 令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第5 議案第27号 令和2年度甲佐町水道事業会計予算
- 日程第6 発議第1号 甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第8 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第9 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開会 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日、代表監査委員にあっては、体調不良のため欠席の連絡がっておりますので、お知らせいたします。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

福祉課長から昨日の答弁について、訂正の申し出がっておりますので、発言を許します。

福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 申し訳ありません。昨日の議案第21号、令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算の中で、井芹議員からの質疑での法改正に伴う介護保険システム改修についての答弁につきまして、「介護報酬会計等に伴うシステム改修」と申し上げましたが、本来は「番号制度に関する標準レイアウト対応のための介護保険システム改修」になります。

お詫びして訂正申し上げます。

日程第1 議案第23号 令和2年度甲佐町一般会計予算

○議長（宮川安明君） 日程第1、議案第23号「令和2年度甲佐町一般会計予算」を議題とします。

昨日、提出者の説明まで終了しておりますので、これより質疑を行います。

まず最初に歳出についての質疑を行います。この質疑は、おおむね款ごとに行いたいと思います。

なお、本年も執行部から別冊のとおり、令和2年度当初予算（案）説明資料及び令和2年度から令和4年度の甲佐町実施計画書が配付されてます。この資料からも質疑できます。

最初に、歳出について質疑をお願いいたします。

まず、款1の議会費及び款2の総務費について、質疑を行います。

31ページ、款1議会費から、47ページ款2総務費までについて質疑をお願いいたします。31ページから47ページです。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 予算書の36ページ、企画費の中の18負担金補助金及び交付金の中の住宅開発行為等支援補助金630万円が予算計上されております。

これにつきまして、630万円の補助金の予算が計上されているということは、10区画以上20区画未満の宅地開発の計画があるのかなということで推測いたしますが、具体的な場所等がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 今年度630万円の開発行為等支援補助金を計上させていただきます。

議員おっしゃるとおり、10区画以上20区画未満の補助金ということですので、実際、今、計画されている部分につきましては、18区間が計画をされておられます。

実際まだ正式には補助金の申請に係る手続きの申請はなされておられませんけれども、農振除外及び農地転用に関しましては、今、手続きをされております。

場所で申しますと、芝原になります。芝原のユニオンパーツという会社があるかと思えますけれども、そちらの熊本市寄りになります。

大体面積にして、5,670平米程度の開発をされる予定となっております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 4番、鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 38ページ、款2総務費の財産管理費で不動産鑑定委託料についてでございますけれども、令和元年9月議会の中の私の一般質問の中において、寒野町営住宅跡地をはじめとした遊休資産の活用について質問をさせていただきました。

昨日、総務課長の説明の中にもありましたが、甲佐町の大福物流さんが購入され、現在社会人野球チームの寮として建設が進められているところでございます。

地元、寒野区においても人口減少や高齢化の問題を抱えるなか、地域の活性化につながり明るいニュースとして非常に期待をされておられるとも聞いておることから、本事案を例として、今回予算計上されておられます不動産鑑定委託料について、対象となる資産並びに、その目的について説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） お答えいたします。

この不動産鑑定のごこと、どの場所をとということでございますけれども、旧甲佐幼稚園の跡地につきまして、鑑定を行うようにしております。そのほか、少しございまして、旧甲佐幼稚園の跡地の鑑定ということでございます。

旧甲佐幼稚園の跡地につきましては、今までも調査をいろんなことで行ってまいりましたが、震災需要増等で解体費用の高止まり、そういう時期もございまして、鑑定につきましては、改めて現在の状況について調査する必要があると。

令和2年度において、売却に向けて不動産鑑定、施設がございまして、解体する場合、それから解体しない場合の鑑定について鑑定をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 4番、鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 甲佐幼稚園跡地ということで、この予算については、わかりました。

先ほど前段で言いましてけれども、寒野の町営住宅跡地については、進行形の形で売却が進んでおるということでございます。

ただ、それ以外も遊休資産は、前回の答弁でもあったと思うんですけれども、それ以外については、どういう状況にありますか。お聞かせください。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 今おっしゃいましたとおりに、ほかの町有地、遊休地につきまして、売却を進めております。

一つにつきましては、元年度でございますけれども、上豊内の教職員住宅の跡地につきまして、今、売却が進んでいるところでございます。

この上豊内の教職員住宅跡地につきましては、本年度の11月に鑑定を行っております。それから、12月に入りまして公告をし、1月に入札を行っております。

申し込みが1件ございましたので、そちらのほうで落札されたというところでございます。今、契約等の事務を進めているということでございます。

そのほかにも、いろんな町有地がございますけれども、その遊休地につきましては、その財産についてですね、整地とか、そういうものもちょっと行っている場所もございます。平成2年度におきまして、新たに売却、いろんなところの売却を計画しているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 説明資料の4ページ、質問内容は、2番議員の甲斐議員からの質問に関連しますが、住宅開発等支援事業、この事業は液状化現象で団地自体が大きな被害があった芝原地区に18戸の住宅開発ということですが、現在の芝原団地だけでなく、芝原吉田地区は全体として地震による大きな亀裂や至る所に液状化の被害があったところがあります。

住宅開発予定の場所の地盤は、液状化等が起きないように対策をされるものかどうか、お尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 熊本地震により、たしかにうちの承認団地でございます芝原も液状化をしております。

その件に関しまして、議会でも答弁させていただいておりますけれども、うちの開発行為につきましては、都市計画法に準じた開発基準であって、外形的な基準を定めております。

建築基準法等に書いてありますとおり、地盤の対策については、建設者、設計者が考慮の上するというのも答弁させていただいております。

今回、前回平成28年度の熊本地震で、そのような事案がありましたので、今回申請される事業者に対しましては、災害へのリスク等について、販売会社、購入される方に関して十分周知をしていただくように指導をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 31ページ、款1 議会費から47ページ款2 総務費までの質疑を行

っております。ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 説明資料の9ページなんですけれども、地方公共団体情報システム機構交付金ということで400万円計上されておりますけれども、マイナンバー利用のシステムなんでしょうけれども、このマイナンバーですね、今、甲佐町は利用率といいますか、それはどのくらいになっているのかですね、どんな状況になっているのかということと、それから中身、マイナンバーの中の情報ですね、どういった情報がその中に今入っているのかどうかですね、ちょっとそこら付近をお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（井上理恵君） 住民生活課長ですけれども、ただいまの井芹議員のマイナンバーカード関係に関する質問に対しまして、お答えいたします。

マイナンバーカードは、現在甲佐町におきましては、2月の末時点の申請件数が1,646件となっております。昨年の12月から申請関係増えてまいりまして、12月の申請件数が1,264件でした、12月までが。12月から1月にかけて179件、1月から2月にかけては、月間で203件という申請件数で伸びております。2月の最終の1週間の申請件数が1週間で63件と、最近では交付申請の来客の方が大変増えている状況です。

国がマイナンバーカードの交付を推進しております関係で、本町におきましても、昨年の3月からマイナンバーカードの交付申請の際に必要な写真ですね、顔写真の撮影の無料サポートを行っております。

それと、いろんな場面におきまして、申請をお勧めしていることもありまして、現在、申請件数が大変増えてきているという状況にあります。

マイナンバーカードに入っている情報は、基本状況でございまして、氏名と生年月日と性別、それから、もちろんそれぞれの個人番号になります。

ただ、国は今後マイナンバーカードの普及を推進するという目的で、このマイナンバーカードの中に保険者情報とかも入れていくというような考えで進んでいるところです。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 説明資料の同じ4ページで、空き家再生改修事業補助金がありますが、本年度は改修5件、不用物撤去5件と見込んでいますとありますが、具体的に明らかにわかるのでしょうか。説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 今、空き家に関しまして改修補助ということで、5件を見込んでおりますが、今、空き家バンクという形でホームページに掲載させていただいておりますけれども、今、特段どの場所ということは決まっておりますが、一応5件を見込んだところであげております。

ちなみに令和元年度につきましては、1件の補助金の交付決定がなされているところで

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今の質問の関連ですけど、それほどこかということは言えないんですか。ちょっと記憶がはっきりしませんから、その1件されたところは、どこだったですかね。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 令和元年度に給付したところは、申し訳ございません、たしか仁田子の場所だったと思います。

確認してですね、もし訂正がある場合は、あとで訂正させていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 広報誌の今年の3月号に記載されています古民家改修「旧松永たばこ店」については、町は事業費は出してないんですか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 「旧松永たばこ店」を今、古民家として改修し、宿泊施設をされております。それにつきましては、町の支出はございません。事業をされる方は農林水産省の略称、農泊推進事業とか、そういったもので補助金をもらわれて改修をされておられると思います。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） さっきのマイナンバーの件で再度お尋ねしますけれども、今、答弁をいただきましたけれども、保険情報なんかも、そのチップの中に入ることなんですけれども、これって町にとってですね、町がこれは活用するんですかね、それとも誰がこれを活用するんですか、チップを入れ込んでですね。

保険者情報だけじゃなくて、多分これからいろんな情報が、このチップの中に、そのマイナンバーカードを利用しなければですね、しなければというか、すればというんですかね、いろんな情報が集積をされていく可能性は、すごく広がっていくんだと思うんですよね。そういった点では、国民のいろんな情報というのがすごく集約されていって、誰が何をしてるかというような、どこの店に行ったとかですね、こういった病院に行つてとか、いろんな情報が、このチップの中に埋め込まれていく可能性があると思うんですけどですね、保険の情報を入れるというのを聞いただけでもですね。そういった点で、そこら付近は町が保険の情報チップは、どういうふうに活用するんですかね。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（井上理恵君） 先ほど私が、今後マイナンバーカードのほうに保険者情報とかも入ってくるということでお話をさせていただきましたけれども、この保険者情報というのは、保険証の資格情報になります。国のほうが来年3月に、それぞれの保険者の個人の方の保険資格のオンライン資格確認というものを開始するように現在進めておられます。

本町におきましても、令和元年度におきまして、そのための国保のシステム改修もしておりまして、令和2年度におきましては、今回当初予算にも計上しております国保システム改修費ということで、資格の確認のために国保の場合ですと、現在のところ保険証は世帯に1枚ですので、5人いても同じ保険証の番号となりますので、それでは保険証の資格情報がわかりませんので、今度は世帯番号の後ろに枝番を付けて、1-1、1-2というふうな枝番を付ける作業を来年度にシステム改修いたしまして、個人が特定できるようなことになって、それをマイナンバーカードで医療機関の受診を保険証のかわりとしてできるというようなことが、先ほど申しました保険者情報とかが追加になるということでございます。

いろいろな情報がチップの中に入っていくのではないかと、たしかにいろいろな方、そういうことを心配されている点もあると思いますけれども、基本的にはできるだけ、そういう個人番号自体を使わなくて連携できるような方法というのも考えておられますので、全てのことが盛り込まれていくようなことにはならないのではないかと、いうふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 36ページの町営バス運行委託料の中の関連でお尋ねいたしますけれども、昨年的一般質問の中でも森田議員ほうから免許証の返納とかで、高齢者の交通手段ということで、本年度で交通量調査をするということだったと思うんですけども、そのあたりの今、進捗といいますかですね、今とりまとめされている状況かとは思いますが、そのあたりで説明できることがあれば説明していただきたいなと思います。

なぜそう言いますかという、結構ですね、他町の高齢の方々も「免許を返納して交通手段がない」ということで、小回りがきくことは、そのような交通の方法はないのかということで、いろいろな人からもお尋ねがあるところでございます。そういうところで、その説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（北野 太君） それでは、今、企画課のほうで今年度公共交通実態調査ということで行っております。今、進捗状況につきましては、調査も終わりました、今とりまとめの段階で、委託事業所のほうから納品のほうが、もうすぐあがってくるというような状況です。

中身につきましては、いろいろな町民の方の行動調査とかを行いまして、住民ニーズあたりも聞いております。それらに基づいて、それを基に町営バス、また熊本バスさん、タクシー業者さん含めて、いろいろな町内での検討をこれからやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 説明資料4ページなんですけど、移住支援金事業というのがありますが、これ実績は今まであるのか、それと支援金が幾らなのかということで説明いただいていいですか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 移住支援金につきましては、1件当たり100万円ということで、100万円のうち75%、国が50%、県が25%、町が25%支払うという事業です。現在のところ実績はございません。

令和2年度の200万円の計上につきましては、県のほうで試算されて、各市町村に枠組みでという形になりますので、県の資料に基づいて2件を一応予算の計上をさせていただいているところです。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 説明資料の5ページですけど、本年度の新規事業ということで、お試しふるさとワーキングホリデーという事業が100万円計上されております。

交流人口増に大いに寄与する事業だと思いますが、運営体験ツアーの運営を委託すると記載されておりますが、委託先がわかれば教えていただけますか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 今年度、お試しふるさとワーキングホリデーという形で委託費を計上させていただいております。

まず、事業といたしましては、この事業について説明させていただきますと、県が取り組んでおられる事業でございますので、1泊2日から3泊4日程度滞在していただいて、その地域の暮らしを体験していただいて、移住につなげるという事業になっております。

今回、町のほうで予算計上しておりますけれども、これについては、ぜひ今回改修をいたしました古民家交流拠点施設、旧西村邸のほうに滞在していただいて、甲佐の町民として1泊2日、3泊4日体験してもらおうというふうに考えておりますので、指定管理者のほうにお願いしようかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 説明資料6ページの防犯灯設置工事1,000万円ありますが、防犯灯の整備計画、5カ年計画というので、もうそろそろこれが終わるのかなというふうに思いますが、来年度予定の工事予定とその先の計画がどうなっているのか、説明よかですか。

○議長（宮川安明君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（佐々木善平君） 防犯灯の関係につきまして、ご説明いたします。

ご存じのとおり、防犯灯につきましては、平成28年に防犯灯設置5カ年計画というのをつくっております。これ13路線、約14キロ予定しておりますので、令和2年度に終了予定でございます。現在のところ約8割ほど終了しておりますので、あと残る甲佐地区、西寒野周

辺を含めた甲佐地区があと残っておるといような状況でございます。

その後は、また5カ年計画みたいなものをですね、もう一回、令和2年度で終わりますので、検討しなければならないというふうには思っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前11時05分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議会費から総務費についての質疑を行っております。

ありませんか。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 企画費、予算書の36ページから37ページにかけてですけど、負担金補助及び交付金の中で、昨年、令和元年度予算までは、この中に「こうさんもん元気活動推進事業」というのが予算計上されてたと思います。令和2年度の予算書には、この事業が載っておりませんので、補助金の交付要綱の期限が切れて、この事業は継続されなかったのかなというふうに思います。

この「こうさんもん元気活動推進事業」につきましては、地域力、地域コミュニティーを高めていくために、地域がそのような活動を行う際に、町のほうから支援を行って、また、その活動につきましては、職員を派遣して、職員と地域と一緒にやって地域が元気になる活動を推進していくということで実施されてきたと思います。

今回この事業が継続されなかったのは、どういった理由があって更新されなかったのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 令和元年度まで「こうさんもん元気活動」ということで、補助金を計上させていただいております。当初の目的につきましては、甲斐議員が述べられたとおりでございます。5年間の補助期間ということを決めて実施しております。実績といたしましては27行政区、延べ55行政区で取り組んでいただいております。

今回につきましては、この「こうさんもん元気活動」につきまして、行政区の区長さん等からも、いろんなご意見をいただいております。今回予算を計上しておりませんが、行政区の要望に応じて発展的に改正できればということで、地域振興課といたしましては、行っていた活動については、補助金は令和2年度は予算計上しなかったということしております。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、わかりました。地域振興課としては、「こうさんもん元気活動推進事業」については、予算計上されなかったというご説明でございました。

少子高齢化人口減少が進む本町において、今後、地域力を高めていくということは、非常に重要なことではないかと思えます。

今は、まだ地域のほうで協力しあいながら、いろんな活動をできていると思えますけれども、今後、少子高齢化人口減少が進めばですね、今までのような地域でのそういった活動というのが、今後難しくなっていくのかなということが懸念されると思えます。そういった中で、今の段階からですね、このように地域力を高めていくような仕掛けというのは重要じゃないかと思えますが、令和2年度の予算において、そのような地域力を高めるような、そういった事業というのは、この令和2年度予算書に反映されてるのか。また、反映されてなくても、必ず事業については予算を伴うとは限りませんので、そういった地域力を高めるような活動を支援していく、予算に限らずですね、そういったお考えがあるかどうかお尋ねしたいと思えます。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 議員ご指摘の「こうさんもん元気活動」の件ですけれども、これまでにおいて、その役割というのは十分果たしてきたかなという思いがあります。職員も組織の中に入って、地域の方々といろんな活動に従事したということですね。

今後の件ですけれども、そういったつながりは大事にしていきたいという思いはあります。それと一つの考え方として、地域の防災力を高めるための、そういう活動にぜひ使いたいというような、そういう思いも地域から寄せられておりましたので、今度はそちらのほうに、いうならば発展的に「こうさんもん元気活動」を開始をして、そちらのほうにシフトしながらやっていくということも考えられますので、令和2年度において、その辺を十分制度設計をしながら、3年度に向けてやっていくというようなことを今考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 説明資料の6ページ、先ほど6番議員が防犯灯の設置工事について質問されましたけれども、今、竜野地区において中早川から、浅井、そして中学校前、そして立岩団地までが防犯灯が設置されて、今、夜にも電気がついております。そのあと、立岩団地から高校方面に歩道、自転車道がないから設置できないかというほうに聞いておりますけれども、今後、歩道あるは自転車道が、どのように考えておられるのかを聞きたいと思えますので、よろしく願います。

○議長（宮川安明君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（佐々木善平君） 議員ご指摘のとおり、立岩団地から甲佐高校のところにつきましては、県道でありますけれども、県の許可がおりなかったという経緯がございます。といいますのは、あそこに防犯灯をつけた場合に車道が狭くなるということで県の許可がおりませんでした。その点につきましては、電柱があそこにはいくつか立っておりますので、電柱に何基か、電柱を使って防犯灯を付けるようにしておるところでございます。

これも5カ年計画の中に入っております、平成29年に県との調整が長引いてつけることができなくて、繰り越し繰り越しでやってまいりまして、今年度につきましては、担当がしっかりと頑張ってください、目に見えるような防犯灯の数が立っておるというふうに感じております。議員の皆さんもあちこちに防犯灯がついているというのを確認されておると思います。

令和2年度にこれが切れますので、これから先というのは、もう一回そういう検討会を開いて、どこに必要なのかというところをしっかりと検討して計画的に設置をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○9番（福田謙二君） はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、款3 民生費について質疑を行います。48ページから58ページ中段までの民生費について、質疑をお願いいたします。

48ページから58ページ中段までの民生費です。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 説明資料の13ページ、地域改善対策事業がありますが、53万2,000円、この説明では運動団体、部落解放同盟全日本同和会の研修に参加することで人権問題の動向等について研修しますとありますが、この同和運動団体の状況について調べてみますと、部落解放同盟、全日本同和会、それ以外に自由同和会、それと全国地域人権運動総連合と、この四つが全国的な運動団体でして、その以外にも、今述べた団体から分かれた中小の団体がいくつもあるというふうになっています。それで、ネットの辞典ウィキペディアで調べてみますと、政府が交渉団体と認めているのは、自由同和会と全国地域人権運動総連合と、部落解放同盟の3団体となっているということです。かつて全日本同和会も政府の交渉団体だったのですが、同和利権がらみで不祥事が続発したため排除されたとあります。

そうした国の動向について、認識をされているのかということと、地域の中に二つの運動団体があるという関係で、そちらの運動団体の研修に参加をされていると思いますが、人権問題についての基本は、国の方針や政府の交渉団体になると考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） お答えします。

全日本同和会が日本政府の交渉対象団体ではないということではありますが、現在も交渉団体ではないということでもあります。

ただ、熊本県においてですが、熊本県は、市町村に組織があり同和問題を考える団体で、長年同和問題に対する活動実績があり、関係市町村の大部分で組織的な活動を行っているということで、熊本県においては、交渉対象団体ということで位置づけておられます。

甲佐町といたしましても、全日本同和会甲佐支部は部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消に向け、啓発・研修などを実施され、長年の活動実績があるということで、町の補助団体ということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） その問題でなんですけれども、この中に地域改善対策事業で学習会というのが、67万円組まれているわけですからけれども、毎年度組まれるわけですから、小・中・高生の人権及び学力向上ということで、あるわけですから、そのたびに学習会を開いているということなんですけれども、今やですね、私もこの点については、いくつか質問したこともありますけれども、やっぱり対象の地域の皆さんと一般の町内の皆さんだったり、ほかの地域の皆さんとの基礎学力の差とか、いろんな差というのは私は特別にないというふうに思うんですよ。

だから、やっぱりそういったことを考えますと、やはり子どもたちにとっても何で自分たちがこういったことがですね、学習会ができるのかとか、かえってやっぱりそういった何というか差別意識というんですかね、何かそういったのが生まれはしないかなというふうに反対にちょっと危惧するところもあるわけなんですけれども、そういった点で特別視をした援助とか学習の援助とか、やっぱりこういったのは見直すべきじゃないかなというふうに、私は本当に差別をなくしたいという気持ちをですね、私の身内もいるのでですね、そういった点から考えると、やっぱり差別は絶対になくしてほしいという気持ちは常日頃ありますけれども、やっぱりそういった点から考えても、こういった特別視をした支出の仕方というのはですね、これはやっぱり改めるべきではないかなというふうに私は思うんですけど、そういった点ではどんなでしょう。

○議長（宮川安明君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） お答えいたします。

学習会についてはということで、お尋ねでございますが、長い間の就職差別とか、低い所得の地区の子どもたちが安定した収入の職に就職できるようにということで、この学習会を行っているところです。

学習会の効果としましては、高校進学については、100%希望校に通っているというような状態でございます。ただ専門学校、大学の進学になりますと、他の地域と比較をしてみますと、まだまだ大学、専門学校への進学率は低いというようなことでありますので、これは部落差別をなくすことも学習会の中でやっておりますが、もう少し学力向上を図るためには、学力向上を図って所得の向上に向けて、まだまだ続けていく必要があるというふうに考えて予算計上させていただいているところです。

以上です。

○議長（宮川安明君） 民生費について、質疑を行っております。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 50ページのシルバー人材センターの問題についてですけれど

も、このシルバー人材センター、今、一人、体制がどういうふうになっているのか、ぜひこのシルバー人材センターについては、体制も強化をしてほしいというふうに、これから元気な高齢者の方たちも増えてまいります。そういった方たちの活動の場を広げながら、健康寿命を延ばしてもらい、そういった点でも非常に意義のあるあれだというふうに思いますので、そういった点で体制はどうか、体制の拡充の問題についてと、それから課題、甲佐町のシルバー人材センターの課題、そういった点について、説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 私のほうからお答えします。

シルバー人材センターの運営については、現在事務局長が一人いらっしゃいます。

運営的には、熊本地震のあとの災害ごみの分別とか、そちらのほうの対応にずいぶん会員の方々には、そういう仕事をやっていただいたということもありますし、様々な業種をやっていただくなかで、財政的にはずいぶんとここ数年は上向いているような状況下にあります。状況としては、そういう状況でございます。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） シルバー人材センターの運営としては、今、町長が述べられたとおりでございますが、今現在、1月現在で会員数が50人ということで、年々若干の増加といたしますか、そういう傾向ではございます。

課題といたしましては、今後もそういったことで人員の増加を図っていき、高齢者の生きがいくくりでもありますし、そういったところで活動を進めていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 50ページです。工事費で乙女高齢者福祉センター太陽光発電設置工事がございますけれども、これは説明資料の12ページの新規事業にも説明書きがありますけれども、こういった太陽光発電については、震災の以前にろくじ館とか、各小学校だったですかね、のところにも太陽光を設置されたような経緯があったと思います。

非常に、地震のときには効果が発揮されたという思いがございますけれども、今回は乙女高齢者福祉センターですので、この蓄電池も設置されるということですので、耐用年数と設置後の維持管理費用がかかるのか、かからないのか、それとあわせて補助金が何かあるのかを教えてくださいたいんですけれども、たしかろくじ館のときは補助金が出たと思いますけれども、その件について説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 私のほうから補助金のほうについて、ご説明申し上げます。

今回の乙女高齢者福祉センター太陽光発電施設等設置工事につきましては、財源といたしまして、4分の3において環境省の外郭団体より補助があるとしております。その残り

の4分の1につきましては、町の地方債を活用するならばというふうに計上しております。
私からは、以上です。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 太陽光発電の一般的な事務について説明させていただきます。

パネル自体は、相当長い期間20年以上持つと言われておりますが、パワーコンディショナーという装置が付いておりまして、その装置の寿命が一般的には10年から15年と言われております。そちらの交換費用がかかってくるとは思いますが、通常の維持管理費は特に必要ございません。

寿命については、以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 54ページなんですけれども、難聴児の補聴器の購入については、昨日説明を受けましたけれども、お一人ということだったんですけれども、いまや高齢化率も高くなって、加齢性難聴に対する補聴器の支援というのが全国で出始めています。もう既に実施しているところもたくさんあるわけなんですけれども、そういった点で、これはやっぱり認知症の予防対策としても有効だという医学的な見地も示されておりますけれども、そういった点で、私もこの点については、質問をさせていただこうと思っていたんですけれども、そういった点で加齢性難聴者に対する対策というか、そういったものというのは議論されたことがあるのかということちょっと、これからぜひそういったのを議論を深めてほしいというふうに思っておりますけれども、そういった点はどんなでしょうか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） ただいまの加齢性難聴者に対する助成といいますか、そういう質問だと思いますけれども、議論は進めているかということですが、その点につきましては、現在のところそういう議論のほうは進めてはおりません。

それと、実際加齢性難聴者に対しての国・県の補助も今のところございませんし、実際難聴者に対しては障害者手帳の所持者に対しての対応は、今現在は行っているところということでございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 説明資料の19ページの放課後児童健全育成事業について、お尋ねいたします。

3つのクラブがございますが、くるみクラブ占有施設につきまして、平成28年9月議会において、施設の増設が必要でないかと一般質問において指摘しましたが、当時の監査委員も「施設は非常に狭く健全な状態ではない」と、「増設と見直しが必要」と指摘していました。

現在のくるみクラブの施設の広さは、どうなのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 現在のくるみクラブの施設の面積ということでございます。

延べ面積としましては、79.11平米で、そのクラブに対する占有面積というのが62.45平米となっております。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 敷地面積は、当時と変わらないわけですよ、62.45ですから、今回登録の児童数は、くるみクラブで36人ということになりますので、放課後児童クラブの施設の基準というのは、1人当たり1.65を上回るということになりますが、36人の場合は、1人当たり、たしか1.73ということになって、わずかに超える水準ということになると思います。

今回のコロナウイルス感染症対策で、小・中・高校の休校で小学校の場合は、学童クラブが子どもたちの日中の生活の場となっています。感染症対策を機に施設として、やはりもう少し余裕のある広さにする必要があると思いますが、そういう点ではお考えはないでしょうか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 今、登録人数が36人ということになっておりますが、今現在で申しますと、令和2年1月末現在におきまして、会員数が28名ということではあります。

その面積に対して、36人ということで若干オーバーするのではないかとということではありますけれども、今後検討してはいきたいというふうに思います。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 55ページの出生祝金についてですけれども、甲佐町は第3子から10万円ということで、この予算によりますと22名を予定しておられるわけですが、第3子から10万というのがですね、やはり、よそと比較するというのはちょっと嫌われていますけれども、あえて出しますと南関町等なんかでは、第1子が10万で、第2子、第3子増えるごとに10万、10万というふうに増えていくような形の祝金を出しておられます。

そういった点で、やっぱり第3子から10万というのはですね、もうちょっとこういった点ではハード面については、出来てきておりますけれども、こういったソフト面での少子化対策、子育て支援、そういった面で、この出生祝金をもう少し見直したらどうかなというふうに思うんですけれども、そういった点については、どんなでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） そういった案件については、これまでもお答えしておりますとおり、子育て支援のトータル的な観点から考えていくべきだろうというふうに思います。

断片的に他町と比較した場合の甲佐町が劣っている点とか、優れている点とか、たくさんその辺は、いろいろあろうかと思えますので、何度も繰り返しになりますけれども、断片的なところだけの視点じゃなくて、トータルでの視点から考えていきたいというふうに思います。

また、新たな取り組みとして不妊治療の助成であったり、そういったことも今やらせてもらっておりますので、政策目標の中にも新たな支援ということは十分考えているところ

でありますけれども、こと3人目の出生祝金のことに限ったことでの対応じゃなくてですね、何度も同じ話になりますけれども、総合的な判断で取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 56ページの保育の実施費の関連でお尋ねいたしますけれども、大体4、5年前ぐらいですと、我が町においても待機児童の可能性のあるような形で数が多かったかと思うんですけれども、今、現状はどういうふうになっていますでしょうか。大体、数が私の捉え方としては、今は減ってきているのではないかなと思ってですね、ちょっと今の大体の数というか、そのあたりを教えていただければと思いますけど。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 今議員がおっしゃるように、人数のほうは少子化ということで、減少の傾向にあるということでございます。

一応、令和2年度の利用の見込み数ということで、418人程度ということでございます。簡単ですけど、以上でございます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時35分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） すみません。待機児童の件ですけれども、今のところ希望の保育所については、入れなかった場合は、もちろん待つていただくという状況でありますので、そういった方についての待機児童というカウントはしないということで、今のところはございません。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 放課後児童ですけども、この点について、ちょっと質問させていただきます。

今、小学校、中学校が休校でございます。そして、放課後以外に甲佐町でクラブの中で朝からでも受け入れ体制があつて、そういうところがあるか、それをしているところがあるのかないのかをですね、ちょっとお聞きしたいと思いますけど。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 放課後児童クラブ以外での受け入れが今現在あつているかどうかというご質問だと思いますけれども、私が聞く限りにおいては、学童クラブ以外の受け入れはされていないと思います。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） ちょっと今、私が質問がいかんやつたですね。小学校・中学校

が今休校でしょう、だから午前、午後、これは放課後でしょう。だけん普通、朝からでも受け入れているところがあるのか、もしもあるならば、そこを紹介してくださいと聞いています。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 申し訳ありません。一応3クラブ、放課後児童クラブがございませけれども、今休校に伴いまして、受け入れを朝から3クラブともしていただいております。今の登録の会員数のみで新規の小学生の方は、今のところはいらっしゃらないという状況です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） ページは、56ページの保育の実施と、説明資料には18ページの5番になりますけれども、去年から保育所の関連は、いろんなこととお聞きしておりますけれども、本年度に関連しては5園だったですかね、甲佐町保育所の管理の施設の方と協議をされるということになっておりましたけれども、70、80だったですか、定員の、入所の子どもたちのですね、協議の結果をお聞きしたいと思いますけれども、すみませんけれども、お願いします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 一応議員がおっしゃるように、定員のほうが80名と70名のところでなっております。

保育園の園長会議ということで、協議を進めております。それで現在の利用定員数について、70名の利用定員がありましたけれども、それについては3園、80名が2園ということで、今後の入所人数も子どもの数も減少傾向にあるということも見込まれます。

そういったところで、特に70名の利用定員の3園につきましては、60名の利用定員に進めておるところです。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 70名の定員のところが60になって、80のところは80のままということですか。

じゃあ、そうじゃなくて、平等にすればという話ばもっていったでしょう。お互い園の方と話して、80と70で分けたけんおかしゅうなるけん、80の60じゃなくて、80の80でいったらどうですかと園側に指導しなさいという話だったじゃなかですか、お聞きします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 一応、各保育園におきまして、保護者の希望数というのものがございまして、その希望数に対応したところでもありまして、そういう70名のところが少ないという状況でもありますので、60名の利用定員ということになる予定です。

80名のところは、そのままの状態希望数も確保できるのかなという状況でしたので、そのような対応になっております。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） これで終わります。そういう回答じゃなくてですね、以前回答は80の定員のところを100人超したから70のところ振り分ければという話をされたでしょう、園と協議をしますと。

そういう中で、保護者の方が、そこに行かれん方は、しばらく待っていただいて待機児童にはなりませんという回答をもらってですよ、この前質問のときに。

そういうわけにはいかにから、行政側の指導としては、足りないところにオーバーしているところから補えばどうですかという対応をお願いしますと言うたじゃないですか。したら、協議をしますと言うたじゃないですか。今言うたような、足らんなら足らんままではってくわけですか、多かところから80からまた100行くわけですか、ぜんぜん変わっとらんじゃないですか、去年から話は中は。

今言いよなつとは、自分の判断だけでもの言いよるでしょう。協議はしとつとつですか、保育園側と、しとらんとじゃなかですか、現実的には。よかところはよか、いかにところはいかにじゃないですか。

子どもが今は少子化でおらんごんなつたら、子どもが行かん園はつぶれるじゃなかですか。そういうことがないように協議をせんですかと言うたじゃないですか、そぎゃん話だっただけですね、質問の内容は。

今言いよなつとは、全部優遇的な話じゃなかですか。だけん一律にしたらという話をしただけですよ。

今言いよなつたのは、その家庭のところの、そこに行きたいという方は待っていただいて、待機児童にはならんという話でしょう。

しかし、そこの70のところ60になっても、そこに行かんなら、どんどん減っていくじゃなかですか、だけん多かところを分けたらどうですかという話だったです。その協議を園側と70なら70に一定をしていただいて、そこの70のところそこに行きたいという保護者さんがあれば、こっちをどうですかという行政側からの指導をしたらどうですかと、園と協議をしてくださいと言うたじゃないですか。ぜんぜんその中身の話はしとらんじゃなかですか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 今の質問ですけれども、法律の話をするとなれですけれども、子ども・子育て支援法という中で、平成26年、27年に制定されたということでございますが、保育所の入所につきましては、保護者の希望を優先するというものでありまして、それに対して、第2、第1希望から一応第5希望までとっている状況ではあります。第1希望の園におきまして、園との協議をしまして、園のほうが入所が可能であれば、その園に決まるような状況ということで、それで第1希望で漏れた場合といいますか、オーバーした場合におきましては、第2希望の園に相談をするという手順をとっている状況で園長会議におきましても、そういった具体的な話はしてなかったかと思っておりますけれども、利用定員の話におきまして、園長先生の了解といいますか、ご了承をいただいて利用定員を

決定した次第であります。

○議長（宮川安明君） 昼食のため、しばらく休憩します。

1時から再開します。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 大変時間をとらせてまして申し訳ございません。宮本議員からの質問については、まとめたところで私のほうからご説明を申し上げたいというふうに思います。

先ほどから話に出ております保育所の件でございますけれども、ご承知のとおり、現在、保育園の入所については、概ね保護者等の希望が優遇される形で行われているような状況であります。ただ、希望される保育園の定数、それから保育士の数とかですね、そういった受入れ体制とかの調整が非常に必要でございまして、バランスよく希望する所とマッチしているかという、そういう場面にないときもございます。

今年度、来年度の課題についても、来年度の入所、定員の見込みの数がですね、現在の利用定員数を下回っているというような状況でありますとか、あるいは保育士の配置状況であるとか、非常に園側のほうも不安視をされている部分があります。そういうように、非常に保育園側とされても、この保育所の児童の定数をどうするかということが、非常に重要視されているところでございます。

そういう中で、先般、先月にそういった調整を図るために、各保育園の代表者、園長会議を、甲佐町の福祉課のほうで設定をいたしまして、その中で協議をやっていただいたところであります。その結果、来年度の入園見込みの数も含めたところ、考慮をいたしたところで、若草保育園、それから乙女保育園の定数については、現状維持の80名。そして、残る甲佐、緑川、竜野につきましては、70名から60名に定数を減らしたということで、それぞれの保育園の調整が図られたところでございます。そういうことで、是非ご理解のほうをいただきたいと思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） ただいま款3、民生費について質疑を行っております。ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

次に、款4、衛生費について質疑を行います。58ページ中段から64ページ中段までの衛生費について質疑をお願いいたします。

森田議員。

○5番（森田精子君） 63ページの塵芥費の中の12です。委託料、不法投棄パトロール

の委託料57万5,000円ですけれども、昨年は76万8,000円計上してあったと思うんですけども、これについては現在、船津のほうでも不法投棄が2件ほどありました。そういうことを踏まえたと、不法投棄はまだまだ多いんじゃないかと思うんですけども、この減額されてる理由をお教え願えますか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 不法投棄のパトロールにつきましては、シルバー人材センターに委託しまして、月4回行っているところですが、町全体の予算の縮減の影響で、このパトロールの回数のほうを減らさせていただくこととしております。実際のところ、不法投棄のその回収量というところからしても、何とかこの回数でやっていけないかと考えているところです。以上です。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） あ、すみません、それでは昨年の実績を教えてくださいませんか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 申し訳ありません、回収料の手持ち資料を持ってきておりません。後ほど調べてから回答させていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 同じ所でちょっとお尋ねしますけれども、説明資料の27ページのその不法投棄については92万。予算のほうは57万5,000円と。この違いはどういうことですか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 不法投棄の予算全体につきましては、不法投棄防止のロープとか看板、また、不法投棄のごみの処分料を事業費のほうに含ませていただいております。先ほどのパトロールの委託料でございました。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 説明資料によりますと28ページ、予算書でいきますと64ページに、御船地区衛生施設組合の負担金が載っております。これを見ますと、昨年より531万増えて5,500万超になっております。ここに各町村の負担割合が説明書の中に載っておりますけれども、この負担割合の算定ですね、どのようにしているのか。

それと、私はあの、組合議員でありますので資料をいただいておりますけれども、こんなに多くの額を負担せないのでありますけれども、10年後、この4町における負担の割合はどのようなことを見込まれているのか。その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） まず組合の負担割合についてご説明させていただきます。4町での負担でございますが、均等割が20%、搬入実績割が70%、処理人口割が10%となっております。本町以外の3町には、下水道が整備されておまして、計画どおりに進んでいきますと、どうしても本町の実績割と処理人口割が上昇していくこととなります。10年後といえますと、令和12年度でよろしゅうございますですか。資料では6,000万

円の中頃から後半ということになっております。一応、手持ちの資料の一番最後が令和16年度となっております、組合の試算では甲佐町の負担金は7,500万円を超えるのではないかと予想となっております。このような状況でございます。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 今、16年度やったかな、7,500万。で、御船町がちょっと少なくなつて、益城、嘉島町にあたっては、もう100何十万という金額だったと思うんですよ。ちょっと記憶によればですね。後で正確な数字を言ってもらいたいと思うんですよ、各4町で。

これはもう、20年前に我が町が合併浄化槽をどれがどこにいいから、これはもう宿命で、こういったことはもう将来的には甲佐町がこの4町にあたっては負担が大きくなるというようなことは、もう数字でありますけれども、これはすべて一般財源であります。今からずっと、また2,000万ぐらいこう、ずっと伸びていくという年度にわたってですね。それについて、それが解消できるというか、何かそれに対するなんかこう、手立てだとか、そういったことがあるのかないのか。そういった、将来的にはどういったことを考えておられるのか。執行部の考え方をお聞かせ願いたいと思いますけれども。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） まず令和16年度の嘉島町、益城町、御船町の負担金の試算でございますが、嘉島町で115万3,000円、益城町が124万2,000円、御船町が6,286万4,000円という試算になっております。将来的なことでございますが、現在、上益城、山都町も入れた5町で、老朽化したごみ処理施設やし尿処理施設などを広域的に整備していくために、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会で協議を進めているところでございます。将来5町で共同運営していくことになりましたら、山都町には下水道の施設がございませんし、人口も甲佐町より多ございますので、負担割合はずいぶん緩和されていくのではないかと考えているところでございます。

この新施設ですが、当初は令和7年度の稼働を目指しておったところでございますが、震災の影響で数年間遅延する見込みとなっているところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 最後にこれは町長にこの点についてご意見を伺いたいと思うんですけども、今、地震のことで、中央協議会の話し合いが少しかう、停滞気味という言い方は失礼ですけども、用地取得までというか、そこまで話がいつている、その先がちょっと今のところ不透明だということでもあります。

今まで一通り、し尿のことでもそうですけれども、この中央一般協議会の将来的なこと、この設立というかな、これに対する考え方を、我が町もこれは積極的に是非ともやっていただきたいということが我が町の首長の使命だと私は思っておるんですけども、その点について町長は、今後この中央協議会に臨まれるに当たってどのようなお考えで臨んでいかれる、しておられるのか、もう一つこの場でお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 現在進めております用地交渉、用地買収等については、これは遅れているというわけではなくて、当初から計画しておいたスケジュールに則って進めてきているものというふうに私は認識をしております。

ご意見のとおり、熊本の、熊本地震の影響でですね、非常にここ数年が財政的に特に厳しい状況が予想されますので、それを分散する形で、少しスライドして整備を進めていこうという考えがあります。熊本市にその期間だけ委託というようなお話もあっておりますし、そういういろんな工夫をしながらですね、何とかその厳しい財政状況の期間を乗り切って、新たな施設を建設するということだというふうに思っております。

先ほど、し尿処理での件での町の負担が非常に甲佐町にウエイトがかかってくるというようなお話だろうと思いますけれども、確かにそういう状況には、やっぱりどうしてもその状況になってしまう。ただ、新しい施設を造っていく中で、いろいろと工夫できる部分もあるかと思えますし、甲佐町の場合は合併浄化槽で、それと、下水をされている場合は下水道のほうで、それをいい考えで何とか新たな施設の建設の中で、それを分散する形でやっていけば、甲佐町としての負担はずいぶん軽減されるんじゃないかと、そういう考えも持ち合わせながら、今後の協議並びに施設の建設に対応していきたいという基本的な考えを持って臨みたいと思います。以上です。

○議長（宮川安明君） 民生費について質疑を行っております。もとい、衛生費です。4款、衛生費でございます。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、款5、農林水産費について質疑を行います。64ページ中段から71ページまでの農林水産業費について質疑をお願いいたします。農林水産業費です。64ページ中段から71ページまでです。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 説明資料の31ページなんですけれども、農機具の導入事業についてですけれども、町内で農業を営む3戸以上の生産者集団及び生産組合というふうにありますけれども、この生産集団というのは、生産組合とどういうふうに違うのか、ちょっと説明をお願いします。実際、生産集団があるのかどうかですね。違いをお願いします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それではお答えいたします。町内で農業を営む3戸以上の生産者集団ということでございますけれども、まず認定農業者を1人以上含む3戸以上の組織というところで、これはあくまで任意組織でございます。各々3戸以上でその組織、規約を作って組織を作られて、この申請に挑まれるというところになります。以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 今のとこと同じですけれども、農機具導入のことにつきまして、私もちょっと一般質問の中でこのことを聞こうかと思っておりました。その中で、どうしても担当課長のほうにご質問したいのは、この農機具導入に当たって、その基準ですね、

っていか要綱かな、と言ってみておきます。それが県の要綱に準ずるようなところがあるということで進められておると聞いております。

ただ、県の持つてゐる考え方と、我が町のいわゆる現状ですね、実情、どうしても県のほうは若い方が生産を広げる、拡大するとか、そういうところもあって、なかなか点数制でいったら、なかなか本町の方々はその点数で振るい落とされる。県が振り落とされて、町が振り落とされてということではというの也有ります。その点について、その要綱について考え方を覚えていただけないだろうかという願いと、それともう一つは、機械単体で補助をしてます。ところが、最近の農業を見てみますと、特にトラクターにいろいろなアタッチメント、穴を掘ったり草を切ったり、いろいろなアタッチメントとか、中古をしたりとかいろいろなことをトラクターを本体にして、アタッチメントでいろいろな作業を修理を賄うということが今農業のほうでも求められております。必要とされてあります。

そういったとこで、農機具、いわゆるトラクターとアタッチメントのこの複合体、二つを別々に補助するというとこでなくて、一つでこう、そういった補助要綱についてを覚えてもらえないだろうか、考え直してもらえないだろうかという質問の仕方も、これについてはどのように考えておられるのかお願いしたいと思ひます。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 町の農機具導入補助金の要綱についてということでございますけれども、議員おっしゃいますとおり、町の要綱、機械の選定基準でございますが、すべて県の補助事業に準じております。例えば、トラクターとかでございますと、中山間地域ですと5ヘクタール、すと、平坦地だと7ヘクタールだったですかね、以上の経営面積がないと、馬力として大きいやつが買えないとか。アタッチメントにつきましても、その経営面積によって限られてくる。トラクターとアタッチメントで同一での申請はできるのはできるんですけれども、ただ、小さいやつしか購入ができないという部分があります。これにつきましては、令和元年、今年度ですけれども、すべての農事組合法人に対するヒアリングも行ってあります。その中でいろいろなご意見を聞きながら、同じような意見というのでも伺っているところでございます。

で、すぐすぐ要綱の改正ということは、この場ではなんとも言えませんけれども、ただ、令和2年度、今年度についてはまた、法人等認定農業者等に対するヒアリングを行う予定でありますので、せつかくいい制度として私も考えておりますので、よりよいところになるようにいろいろな検討を加えていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 説明資料の35ページですけれども、熊本の森林利活用最大化事業なんですけれども、間伐事業を実施している団体へということて補助をするということてすけれども、最近起こっております災害等の対応も含めての大きなそういったものも含めての事業だろうというふうには思ひますけれども、実際ここを実施をしてる組織、団体があるのかどうかですね。そしてまた、甲佐のそうした森林整備についての課題等をどういうふうて捉えておられるのかですね、災害等の関係で説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、熊本の森林利活用最大化事業についてご説明申し上げます。

この事業につきましては、5年から10年生あたりのスギ、ヒノキの間伐材の市場出荷経費について、県が2分の1、町が2分の1で助成をするというところがございます。これにつきましては、県のほうで登録された事業者のみに対する補助ということになりますので、甲佐町で事業者はございません。ただ、緑川森林組合、グリーンセンターにございますので、現在のところ、グリーンセンターが、緑川森林組合がこの事業を行っているというところになります。

もう1点の間伐というか、森林の災害に関する考え方というところがございますけれども、議員おっしゃいますとおり、森林の間伐等がなされないと、山での水の涵養機能が失われて災害の原因になるというところも指摘があつているところがございます。

現在、森林環境譲与税を活用しまして、まず山の持ち主の方に意向調査ということで行っております。前回の鳴瀬議員の答弁でもお答えしましたけれども、それに要する期間が約5年間ぐらい、すべての森林について行うとかがかります。で、そこを踏まえたところで森林環境譲与税を、現在その調査費用の残りをすべて積立を行っております。そこを貯めて、その後、林道であつたり作業道、路網の整備、それと道がかりの所のその間伐とか、いろんな所に活用していきたい。そして、災害を未然に防ぐような対策もとっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） 70ページ、有害鳥獣の委託料というのがありますが、先般、私も一般質問でいたしました資格支援など、そういう部分での、他にまたいろいろですね、猟友会の会員増とか、そういう部分に対してのですね、また新たな取組みがあれば教えてください。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、12月の定例会の中で田中議員のほうからご質問がありましたことについてお答えいたします。その後、今ちょうど鳥獣被害防止計画というのを策定しております。その中で、もちろん猟友会、それと有害鳥獣駆除隊、それと各種専門家の方を招聘しましていろんな話し合いを行っているところでございます。

狩猟免許についての助成についても、その中でもお話に上がっております。まだ結論としては出ておりませんが、令和2年度中にはわなの補助についてを含めたところで、有害鳥獣対策についての新たな支援制度について確立していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） ページ数の67ページ、12の委託料の中で産業後継者育成対策事業の委託料150万ということで計上されております。前年度のつを見ますと、おそらく50万だったと思っておりますけれども、これと合わせまして、資料ではありませんけれども、

甲佐町のまち・ひと・しごと創生の甲佐町総合戦略の中で、婚活事業の実績の成婚組数と、令和2年の目標ということで、実績が4組、目標が令和2年が5組ということでございます。以前はこの委託料の中で婚活事業が実施されておったと思いますけれども、震災以降、そのような婚活の事業が行われているのか。また、この増額になった100万円の増額の理由についてご説明いただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、産業後継者育成対策事業委託料150万についてご説明申し上げます。鳴瀬議員おっしゃるとおり、婚活事業につきましては、地震の後、すべて休止というふうにしておりました。で、令和元年、今年から改めて婚活の事業について再開しております。今までの事業と比べて、今度は個別的なマッチングを中心に行うというところで、協議会の中でもお話をいたしまして、令和2年、来年度から今度は本格的に行っていくところとしております。その分についての増額となっておりますのと、そういった産業後継者育成対策協議会ですので、婚活事業だけではなく、農業の後継者、商業の後継者、それらの方々を育成するという面も強くございますので、そういった研修あたりの助成についてもちょっと強化していきたいというところで、今回、増額となっているところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 同じく67ページの、説明資料は32ページの農業次世代人材投資事業資金1,275万。たぶんこれは、前、成年給付金という名称がたぶん変わったかと思うんですけど、説明資料の中にたしか150万の3年間ということで支給されたと思うんですけど、225万と1名の方が余分にちょっと多いわけで、その説明と、ここ7、8年ぐらいの事業だと思うんですけど、今までに支給した人数、それと、じゃあ現在でその方で残って継続的にされている方の数、そこを教えてください。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それではお答えいたします。まず、基本的には1人1年間150万というのがございます。この225万円というのは、夫婦型ということで、夫婦でその就農をするというところで、150万円と半分の75万円というところでの数値になっておりますので、若干数値が違っているというところでございます。

それと、平成24年から令和元年まで、旧成年就農給付金から制度がスタートしておりますけれども、人数としましてが・・・。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時30分

再開 午後1時31分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農政課長。

○農政課長（井上幸介君） すみません、令和元年度の認定者まで含めたところで18人ということになっております。その中でも農業を離農された方というのが1名おられます。それと、もう1名、これは他町の方でございますけれども、これは属地主義ということで、甲佐町に農地を持って、甲佐町で経営をされているのに関しては甲佐町から出るということになっておりますが、その方が町外に拠点を移したというところで1件というところで、この18名の中の2名が離農と町外に移られたというところでございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 今、説明聞きましてですね、18人中2名だけ離農されたということで、若干、私はちょっと多いのかなと思ったものですから、そういうことで安心いたしました。で、3年間のたしか支給だと思うんですけども、それ以降も支援はできないかと思うんですが、相談等とか、その方々が収入ができる、安定的な経営ができるようにですね、指導等もまた引き続きお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 支給の期間については5年間というふうになっております。現在はその新規就農された以降について、農業委員会、JA、それと町、それと県のほうでヒアリングを行いながらいろいろアドバイスも行っているところです。これについては継続的に行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

農林水産業費について質疑を行っております。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、款6、商工費について質疑を行います。72ページから74ページまでの商工費について質疑をお願いいたします。

田中議員。

○3番（田中孝義君） 74ページの観光案内看板設置工事、企画課長とか2番議員のお話の中でも、今度の拠点づくりの中で動線をつなげて町の活性化につなげるというお話もありましたが、位置はどちらのほうの予定をお考えでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 令和2年度で看板設置ということで予算を計上させていただいている分につきましては、乙女地区のほうに5基予定しております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 商工費の中でふるさと納税に係るものがございますので、その関連でちょっと質問をいたします。毎月の広報こうさに、ふるさと甲佐応援寄付金ということでご寄付をいただいた皆さんのご住所とお名前が載せられております。どれだけあるかわかりませんが、ふるさと甲佐を離れて他県にお住まいの皆さんが、ふるさとのため

にいくらかでもということなので温かい思いを寄付でいただいているものと感謝するところなんです、その広報こうさのお名前の中の部分にですね、ほかと記載されるところがありますが、このほかというのは何を意味するのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） ちょっと申し訳ございません、今、手元に広報こうさがなくて。名称のご寄付いただいた方の名前の掲載につきましては、ご寄付いただいた方に対して、広報紙に載せていいか悪いか等についてチェックをさせていただいておりますので、希望される方は名称を載せさせていただきまして、希望されない方に関しましては載せないということで、そのほか、その他という形で対応させていただいております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 町民の方からですね、都会に出て働く息子がですね、ふるさと納税をしたよということで電話があったそうですが、広報こうさを見るけど名前が出てないということで、匿名を希望されとったということで考えていけばよろしいんでしょうかね。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 申し訳ございません、個別、具体的にその方が掲載漏れだったのかチェック漏れだったのか、逆にうちのほうで漏れてたのかというのはですね、この場ではちょっとご答弁できませんけれども、掲載についてはそのように寄付いただいたご本人に確認をとって掲載させていただいているという答弁でよろしくお願ひします。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 74ページにですね、竜野川環境施設トイレ整備工事というふうにあります、失礼しました、設計費も計上されておりますので、1,600万という形なんですけれども、災害発生時というふうにはですね、必要だということでこのトイレを整備するという事なんですけれども、竜野川のあの公園だというふうには思いますが、災害、水害とかですね、対応、水害の時なんかはですね、あそこはなんか、いつ竜野川が氾濫とかした場合はですね、そういった場合はなかなかあれだというふうには思いますし、地震、水害かその他か、その一方で地震等なんかについてはですね、学校がありますので、災害発生時の対応でのトイレ整備をするというこの根拠がですね、なかなかわからないんですけど、もう一度ちょっとそこらへん詳しく説明をいただけますかね。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 今、竜野川の河川の所のトイレということでございますが、公園の所に設置するという事で、今回、工事費とそれから管理、設計管理委託料を組んでございます。これにつきましては、熊本地震の時でございますけれども、車中泊が非常にそこは多かったということでございます。避難された方も非常にそこに多くございまして、今、水害のほうをちょっと心配されておりましたけれども、水害のほうの心配は、その後大雨も降っておりますけれども、そういう心配はございません。

で、その場所につきましては、地域の方から、地域のほうからも要望がずっと上がっておりまして、そういうトイレ等、そういう災害があった場合の時のトイレというものの設置要望はずっとあっていたところでございます。そういう関係から、今回、令和2年度において予算化をしてあるというものでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 2番甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 予算書73ページ、観光費の12委託料の中に、公園便所管理委託料、それから津志田河川自然公園管理委託料とありますけど、関連してお尋ねいたしますけれども、現在、津志田河川公園のほうは、アウトドアブーム、キャンプブームということで、非常にキャンプをされる方で賑わっているというふうに見ております。そういった中で、利用された方からですね、ちょっと私のほうに話が来たのが、津志田河川自然公園の所にトイレがありますけど、結構老朽化が進んでいるので改修計画はないのかということで尋ねられました。私も老朽化が進んでるのは承知しておりましたけれども、先般、一応確認に私も行きましたところ、外周り、それから私ですから当然男子トイレのほうを確認させていただきまして、水とかは流れますけど、ドアとか結構破損してて、ああこれは改修が必要じゃないかというふうにも見たところでございます。

そういったことから、町のほうにですね、今現在、そういった利用者の方々からそういった声が届いてるのか、また、今後改修計画予定があるのかをお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 津志田自然公園についてのトイレ、堤防の上にございますけれども、そちらについては定期的な清掃等は行っておりますけれども、ご指摘の修繕関係ですけれども、甲斐議員も以前担当されておられましたのでご存じかと思っておりますけれども、実際、修繕に関してはいちごっこという状態で、修繕してもまた壊されるということで、本来ならば使う方々のマナーの問題だと思っておりますけれども、そういったことがございますので、今後はですね、その破損等の防止策の検討も必要かと思っておりますし、おっしゃるとおり、週末につきましては、かなりの数の方が今キャンプをされております。以前の形態と違いまして、以前は集団でバーベキューとかされてましたけれども、今はやりのソロキャンプっていうんですかね、ぼっちキャンプとかがございますので、交流人口の観点からも考えまして、また、緑川流域で今、キャンプ施設をフック、鍵としていろんな展開を考えておりますので、そういった施設整備についても、よりよい施設を目指してですね、どのようにしていくか検討させていただければと考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 2番甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 昨日ですね、井戸江峡キャンプ場の工事の変更の中で、鳴瀬議員のほうからもご質問があったと思うんですけれども、トイレ、昨日のはシャワー室に監視カメラを設置するというところでございました。トイレもですね、出入口にはそういった防犯カメラとかも設置できると思っておりますので、そういった部分で対応はできるんじゃないかと思っておりますので、そのあたりも含めて今後ご検討いただければと思います。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 72ページのですね、ブランド認定審査会委員謝礼というふうにあるんですけども、今現在ですね、審査会は何名ほどおられるのかですね。このブランド品の認定については、当初から研究費からいろいろ予算も、町のほうもですね、つぎ込んで頑張ってきているわけですけども、なかなかこのブランド品の登録された方々からもですね、なかなかこの販売というのが厳しいというふうになんて聞いているんですけども、この全体的な状況はどういうふうになっているのかですね、いくつ認定をされて、そうした販売状況といいますかね、そこら付近についてちょっと説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） まずブランド認定の審査会についてですけども、委員の皆さんにつきましては、現在、例年5名の方に審査していただいております。町の商工会及び県央広域本部の農業普及振興課の方から1名ずつと、あと民間のバイヤーさんに3名を審査員として委嘱して審査を行っていただいております。それとこうさんもんの認定商品の数ということですけども、現在は16品目が認定されております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 商工費について質疑を行っております。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に款7、土木費について質疑を行います。75ページ中段から80ページまでの土木費について質疑をお願いします。75ページから80ページの土木費です。井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 資料の41ページについて質問をさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 40ですか。資料でしょう。

○10番（井芹しま子君） 資料。資料は41ページ。それでですね、この早川の下糸田線なんですけども、ここは部落内が非常に狭いわけなんですけども、これを拡張するということなんですけども、こういうふうにですね、なかなかこの部落内が狭いって所はですね、多くあるわけですよ、町内にはですね。そういった点で、ここを優先をするその理由、根拠をお願いしたいのとですね、古閑八丁線ですけども、この説明の中に、交通形態が変わること、と変わるということで表現がしてありますけども、交通形態が変わることと部落内の幅員を拡張をすることの関係について説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 町道の早川下糸田線につきましては、部落内の狭い道ということで、緊急車両が通らないとかいうことで、道路整備評価表の中で評価をしまして、優先順位を付けて道路整備5カ年計画に登載して整備をするものであります。それと、交通形態が変わるといふのは、早川下糸田線のほうには記載されていないと。

古閑八丁線の道路改良工事につきまして、交通の形態も変わるため、集落内の道路整備

が必要となりますということは、これは県道嘉島甲佐線の改良工事に伴って、一つの町道がもう県道のほうへの接続が遮断されますので、その迂回路が必要となります。それと、田口橋が三叉路の平面交差となるために、縦断勾配等も付き、県道への、集落から県道への出入りがしにくくなるということで、下流部の交通流通をですね、考えた場合に、道路改良が必要ということで計画をしております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 関連してその田口橋の平面交差の平面図みたいなのが、県事業なので我々はあれですけど、もしよければ、もしあるのであれば提供していただければ、今後のイメージが付きやすいものですから、もしあるのであればお願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 平面図については、私どもは持っておりますけれども、配布していいかどうかはですね、県のほうに確認しまして、配布していいということであれば配布をしたいと思います。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） ページの78ページ、委託料で湯田川の河川の改修測量設計委託料というものが1,000万ほど予算が組んでおられますけど、この湯田川については、やっぱり甲佐高校の前で大井手川と合流するような形で、非常に大井手川の河川の流れの障害になるとか、いろいろ市街地の冠水にも被害を及ぼすような一つの要因にもなっているかと思えます。

そのことを踏まえて、この湯田川の改修については、どのへんを重点的に改修をされる目的で測量設計をされるのか、その箇所とか工法がもしわかるのであれば、概略でいいですけど教えていただきたいんですけど。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 湯田川の改修測量設計委託費につきましては、これ国道443号線の県道事業の歩道整備とあわせて、ボックスの改修とその下流域の河川拡幅を計画を以前からされておりました。内水対策としての件もありますので、県の歩道の改修計画と進捗をあわせて整備をする必要があると考えております。それと、この県事業となりますので、この事業に取り組むに当たって、現在、国の防災減災国土強靱化のための3カ年緊急対策事業というのがございまして、これが令和2年度までとされておりますので、一応顔出しを行ってですね、事前の調査等を行い、県との今後協議を行って、国の動向を見ながら、事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 土木費について質疑を行っております。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） ページ80の目の熊本地震関連費の中で、みんなの家の移築関係の費用がありますが、このみんなの家はどこに移築するのですかね。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） このみんなの家につきましては、乙女第三団地にありま

すみんなの家ですけれども、現在のところ、現在の予定では、上揚住宅の集会所として予定をしているところでございます。今後協議を進めていくこととしております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 土木費についてありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、款8、消防費について質疑を行います。81ページから84ページ中段までの消防費について質疑をお願いします。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時54分

再開 午後1時54分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

款8、消防費について質疑を行います。

2番甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 予算書81ページ、非常備消防費の中の1、報酬、消防団員報酬ですね。それから、18の負担金補助及び交付金の中の部運営交付金が予算計上されております。この件に関してちょっとご質問いたします。

消防団員報酬につきましては、これまでは各部のほうで支払がされてたと思います。聞くところによりますと、今後はこの全国的な流れとは聞いておりますけれども、消防団員の報酬につきましては、各消防団員個人に報酬の支払がされるということで、それに伴って、今後、部の運営というのが厳しくなるのかなというふうには感じております。

そういった中で、部運営交付金につきましては、昨年までと同額程度なのか、予算を若干上げられてるのか、そのあたりについてどのようなご審議がなされたのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） ご質問の部運営交付金でございますけれども、予算としましては、金額的には変わってはおりません。で、今、ご質問の、今までは部のほうにお金が支払われて、その部分が個人にと今回変わったということでございますが、この個人へという部分については、その部のほうでというか、消防団そのもののほうでいろいろ協議がなされております。執行部、消防の執行部のほうでアンケート的なものを実際やられたみたいでございまして、その中身につきましてはですね、いろいろ話がございましたけれども、直接振込でも問題はないというようなことで判断されたような話を聞いております。内容については、基本的には変わりはありません。以上です。

○議長（宮川安明君） 2番甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 消防団員にアンケートをとられて、支障がないということなので、部運営交付金についてはこのまま維持ということで、それはもうわかりました。消防

団員のアンケートをとった結果ということですので。ただ、これは私の思いなんですけど、消防団員というのは、使命といいますのは、町民の生命・財産・身体等を守るためにですね、ボランティアで活動しているんですけど、地域コミュニティーの担い手の大きな一角でもあるというふうに私は認識しております。そういった中で、今は携帯電話とかは普及して、消防団員それぞれの連絡あたりは、前は各部の詰所に集まっているいろんな話し合いをしていたと思うんですけど、ここ最近はラインとかでやりとりをして連絡は済ませるというようなことかと思えます。集まっているいろんな話をするこも、消防団の活性化にもなりますし、また、地域コミュニティーの担い手として、そういった部分でも寄与する部分じゃないかと思えますので、そのあたりは、これは私の思いですけど、ただ単なる消防団員の活動じゃなくて、地域のまちづくり、地域を支えていると、それも担っているということで、今後ご認識いただければというふうに思います。以上です。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 甲斐議員がおっしゃるような観点は本当にあると思えます。地域の担い手という立場から、いろんな意味で活動されている団体というふうには認識しております。そういう活動に対しての町の評価もあるんですけども、それから先じゃあどうするかということについては、なかなかこの場で答えることもできませんので、今後のいろんな意味での課題として受け止めさせていただきたいと思えます。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 今、消防団員の報酬について2番議員が聞かれたんですけども、私は今、現職消防団員でございます。そのアンケートをとられたとおっしゃったんですけど、アンケートはどなたにとられたんですかね。それと、今の説明ですと、支障がないということ聞いておりますけど、本部でそう決まったのどと、全国的にそうしないといけないというような話の中でそうなったと。たぶん、それに対していろいろあったと思うんですよ。と思えますけど、その中で今までの要は幽霊部員とかですね、そういった部分を今度それで、ちゃんときれいにして活動している方に払っていくというような形で部の中では話し合いがされたと思うんですが、そのあたりをちょっと、聞いている話とちょっと違うような感じの受け方があったものですから、すみませんけど。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 今、荒田議員のほうから言われましたそういうお話についても、私のほうも話は聞いております。この話につきましては、部または団長、副団長はじめいろんな方とその中で協議がなされております。そういう関係の中で、その部の運営がなかなか難しくなるのではないかという心配はたしかにあっておりまして、協議がなされておまして。ただ、最終的に今言われますように、その消防団としての考えのもとで、今回は直接支払をするという方向性が決まったように私のほうは話を聞いております。団長のほうからはですね。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 説明資料の48ページ、事業名が排水機場調査実施測量設計事業

と、4,200万とありますが、内水対策としての緑川の排水ポンプの調査ということで、ちょっと具体的にご説明いただいているんですか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） お答えいたします。これも町の内水対策の一つでありまして、大町樋管の所の排水機場を計画しておりますが、内水対策あたりに当たってですね、有利な補助制度あたりを探しております、先ほども申し上げましたけれども、平成30年度の二次補正で創設されました国土強靱化のための3カ年緊急対策が令和2年度に終わるということで、まずはその事業への取組みとして、排水機場の統合の検討や排水系統の事前の調査などを、排水機場としての事前の調査をまずもってやろうということで予算を計上させていただいております。また、その後、令和2年度以降につきましては、国の動向あたりも注視しながら、今後の事業展開を検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 消防費について質疑を行っております。

田中議員。

○3番（田中孝義君） すみません、今の内水対策のことで関連のことでよろしゅうございますか。昨年も質問したんですが、内水氾濫のことで。今回も堆積物の除去と、それとあと鮎緑の橋、甲南橋も1回測量されておりますが、ちょっと下のほうを開けるという話も聞いておりましたが、そのへんのことについてどうなってるんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） まず、河川の浚渫等につきましては、今年度と昨年の補正予算を組ませていただきまして、町内を調査しまして堆積土がある所は予算の限りではありますけれども、浚渫をしていきたいと考えております。そしてまた、鮎緑の橋につきましてはですね、今年度、測量をもう終わっておりますので、今年度事業実施に入りたいというふうに、失礼しました、令和2年度にですね、事業実施をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） 内水問題はですね、特に甲佐地区において大変皆さんが一番心配されていることですので、今後ともひとつよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） 消防費についてほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。15分から再開します。

休憩 午後2時05分

再開 午後2時15分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの森田議員の質問に対して、環境衛生課のほうから答弁がございますので、それ

を許したいと思います。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 先ほど、森田議員から不法投棄の回収量についてご質問がございました。回答させていただきます。平成30年度の実績が6,060キログラム。令和元年度が2月末までで1,390キログラムとなっております。平成30年度は公費解体後に片付ける人がおらず、行政区からの要望で片付けた例が2件ございます。それと加えまして、長年不法投棄されていて大規模なごみの山となっていたところを、やはり行政区からの要望で片付けさせていただいたのが1件ございますので、大きな差が出ているということになっております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 次に、農政課長のほうより答弁の訂正の申出がっておりますので、これを許します。

農政課長。

○農政課長（井上幸介君） すみません、先ほど荒田議員のご質問の旧成年就農給付金の給付人数のところ、申し訳ございません、令和2年度の認定予定者3名も含めたところで18名という答弁をいたしております。正式には令和元年度で交付するのが15名ということになっております。訂正させていただきます。どうも申し訳ございませんでした。

○議長（宮川安明君） 次に、款9、教育費について質疑を行います。84ページ下段から102ページ中段までの教育費について質疑をお願いいたします。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 予算書の91ページの学校建設費の中で小学校のトイレの改築工事というのがありますが、載せてありますが、この関連で小中学校のトイレの様式、和式洋式の状況は、各学校ごとにどうなっているのかお尋ねしたいと思いますが。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） ではお答えいたします。小便器は除いてよろしいでしょうか。甲佐小学校が和便器が6、洋便器が21。白旗小学校が和便器が21、洋便器が2。乙女小学校が和便器が20、洋便器が10。竜野小学校が和便器が2、洋便器が18。甲佐中学校が和便器が6、洋便器が26という形になっております。あと各学校に多目的トイレということで、1ないし2ありますので、それについてはすべて洋便器になっているところで。以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今、各学校のそれぞれの便器の様式について報告がありました。やっぱこう、世の中もうかなりの部分は洋式になっていると思うんですよ。そういったところで、和式が多い所は改善のお考えとか、ああいうのはあるんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 今年度、各学校施設の長寿命化計画を策定しております。その計画に基づきながら改修をしていきたいというふうに考えておりますし、トイレの改修もそれと合わせて計画的に改修していきたいというふうに考えております。以上に

なります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 説明資料の52ページの司書配置事業についてなんですけれども、司書を1名配置をして、小中学校それから生涯学習施設、図書室を巡回というふうにあるんですけれども、児童生徒の図書の利用を向上させますというふうにあるんですけれども、やっぱりこの図書の事業っていうのはですね、子どもたちの人間性や知識を豊かにするために、図書活動というのは非常に大事なものだろうというふうに思うんですけれども、その中でやっぱり1人っていうのはですね、もう少しこの2人体制にするとですね、2人で相談をしながらすると、もっとよりよい発想とかそういったものもあるというふうに、また、行き届く面もあるというふうに思うので、これについては交付税措置のほうもあると思いますし、そういった点ではですね、是非これを2名にですね、体制の拡充をできないかということとですね。

あわせて下の甲佐高校支援事業について1,600万計上されております。非常に町としても力を入れて甲佐高校の存続に力を入れていただくんなんですけれども、私たちもこの存続を願っているわけなんですけれども、ところで一方ですね、なかなか子どもたちの入学がですね、なかなか思うように増えないという状況下でですね、このままこの支援事業を続けていかれるのかどうかですね、もうこのように人数が少なくなると、先生たちも非常にその指導については、家庭教師みたいな行き届くような教育が、指導がされるような思いもしますし、そして、もう魅力あるその甲佐高校づくりについてもですね、自分たちの学校のことですからですね、先生方も一生懸命これまでも考えてこられたと思いますし、そういった責任もあるというふうに思いますので、新たにこのような多額の予算を組むのか、必要があるのかですね、そこら付近はもうちょっと見直しをすべき点もあるのじゃないかなというふうに考えますけども、その2点について答弁お願いいたします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） では、まず学校司書のほうから答弁をさせていただければというふうに思います。今、1名を配置して、毎週、週1回ですね、各学校を回っていただいています。自分も学校司書といろいろ話をさせていただく中で、子どもたちの読書量については向上しているというふうに聞いていますし、先生方に確認しても、子どもたちがよく本を読むようになったということで聞いております。今後はですね、また自分たちも学校司書と協議をしながら、子どもたちの図書の利用の向上にさらに努めていきたいというふうに思っておりますし、今の段階では、議員おっしゃられるように2名体制がいいかもしれませんが、今の状況では1名で廻っていただくような形で考えているところでございます。以上になります。

○議長（宮川安明君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 私のほうからは、甲佐高校の支援事業についてお答えをしたいと思います。

議員がご指摘のように、入学者数の回復には未だに至っていない状況であることは間違

いけません。また、甲佐高校の存続について町として支援を続けてきてるわけですが、決して町だけでやっているわけではなくて、学校側も一緒になっていろんな方策について協議をしながら、連携をとりながら行っているところでございます。また、私、甲佐高校の評議員も仰せつかっておりますので、年何回か参って協議をすることの多くは、この甲佐高校の活性化、教育の魅力化、入学者数をどう増やしていくかということでございます。その場でそれぞれの立場で先生方が熱意をもって考えていただいているということはお伝えしておきたいというふうに思います。

また、このへんで支援がまだ必要なんだろうかということですが、県立学校、高校がこの町にあるということの意義の大きさを鑑みますと、やはり支援を継続して甲佐高校、今年は少し入学者数も増える見込みでございます。減少傾向に歯止めをかけ、そして、いっぺんにV字回復というふうに望みたいわけですが、少しでも増加傾向になれば、存続の光も見えてくるんじゃないかというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） その重要性はですね、もう私たちも同じような思いなんですけれども、子どもたちの、私の思いは、子どもたちの数がですね、やっぱり非常に少ないということで、今3人体制で様々な学習指導を、補助をやっていらっしゃるというふうに思うんですけれども、ですから、そこら付近がですね、子どもさんたちが少ないので、私たちはもう先生方の手がですね、学習面については十分行き届くのではないかという思いです。もっとこの、本当にこの魅力化を発信するためのこの事業に特化したような取組みにしたらどうかというふうに思って質問しました。

○議長（宮川安明君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 3名っていうのは学習塾のあゆみ学舎のスタッフのことだろうと思いますけども、このスタッフは学習指導をやってるんですが、それだけではなくてですね、学校と連携しながらいろんな広報活動ですとかPR活動、そして、授業以外のいろんな体験、町内のいろんなイベントに子どもたちを連れて行って体験させたり、一人一人の子ども達の進路実現のために必要なことをやっております。

また、学校のほうは基本的な学習を受け持ってもらくと。そのへんの連携、きちっとしてですね、やっているというふうに思ってます。もちろん、同じことを繰り返しやっていって効果が上がるかというところではなくて、やはり、毎年毎年必要なことを検討して、新たな取組みをしていく、そういう必要があるかというふうに思っております。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） ページの98ページですね。上段のほうで委託料、川平キャンプ場の改修工事の設計委託並びにその下の工事の請負契約、川平キャンプ場の改修工事ですね。で関連しますので、まずこのトイレの現在の状況と、どのような形に改修をされようと思っておられるのか。それに伴うところのこの283万5,000円の工事費なのか。これについてちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 川平キャンプ場の工事についてご説明いたします。

これにつきましては、今、予定しておりますのが、トイレの2つ、2基ですね、これも和式を洋式にいたします。それと、手すりですね、今もう老朽化して、非常に危ない状態にあります。手すりというのが、あそこはちょっと高い段にウッドデッキがございますので、その分の改修をしております。それに対する管理委託料が、今おっしゃられた41万5,000円、設計委託料がですね。それと便所の管理については……。これはトイレ改修の工事設計委託でございますので、便所の管理委託料というとは澤部さんのトイレ料という形になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） もうちょっとわかりやすく質問しますが、現在のトイレの和式を、じゃあ洋式に変えるというのが2基あって、今、担当課長言われたとおり、トイレの改修とその木製のテラスの改修も工事費の中には含まれるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） はい、そのとおりでございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） あの、こういった質問をしますのはですね、私も先週この現場のほうは確認に行きました。で、担当課長が申されますとおり、トイレは先ほど2番の甲斐議員が言われましたとおり、女性のほうにはちょっと入れませんので、男性のほうを見せていただきましたけど、和式があればそれを洋式という形はもう十分理解をいたします。

それと、木製のウッドデッキの横にあるテラスも、通常は濡れないと思うんですけど、やっぱ雨風が当たれば老朽化がちょっとしとって非常に動くので危険かなということも、私も判断をいたして同感するところでございます。もしよければですね、それにあわせて上の駐車場から下りていく所に、木製枠で砂利を入れた階段がありますけれども、これも相当腐食が進んでおりますので、この工事の中でもしできるのであれば、そこも検討していただきたいということで助言いたしておきます。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 教育費の101ページ、総合運動公園整備工事ということについてなんですけども、あそこに甲佐町そのものに本当に子どもたちが遊べる児童公園っていうのがないってのがですね、これは町のほうも、私たちのほうもよく聞くことなんですけども、こういったこのグラウンドにですね、公園にですね、児童公園っていうか、子どもたちが遊べるような所を、今、ソフトボールと野球を造ろうとして、また奥のほうにもまた造ろうとしていっしょと思うんですけども、そういったことは、もう設計が出来上がってるのであれですけども、そういったことは考えられないんでしょうね。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 総合運動公園につきましては、競技施設ということで、

子どもたちが遊べないのかというご質問だと思いますけども、今回、総合運動公園で整備する計画の中で、一番上流側、ソフトボール場の上流側になりますけれども、多目的エリアとして張り芝をして、遊べるようなスペースというのは設計には入っておりますし、実際、現在もう張り芝のほうは、あ、張り芝のほうは国土交通省のほうでしていただくという形になっております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 広さは大体どのくらいなんですか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 申し訳ございません、今、手持ちの資料にちょっと面積のほうに字がちっちゃくて見えませんが、約、ソフトボール競技場の約半分程度の面積でございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） それはもうただ、ソフトボール場の半分といえば、なかなか狭いなというふうに思うんですけども、そういった点で、ほかにいろんな遊具とか何かちょっと子どもたちが遊べるようなものっていうのは設置なんかは考えておられますか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） この総合運動公園については、たぶん平面図についてもですね、議員の皆さん方にも配付をしてあると思いますし、これまでかわまちづくりの協議会並びに実行委員会の中でずっと積み上げてきて、最終的な施設の整備計画も立ててきたわけがありますので、順を追ってこの整備についてはですね、話を詰めてきた事業でありますので、どうぞご理解ください。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 説明資料は52ページですかね、ICTと以前に質問でもしましたけども、要項あたりが変わって、英語の小学校に前倒しにするという、学校の先生あたりでも大変ということですね、あったけども、中学校に入ってから英語の前、中学校の前に小学校から教えると。甲佐の場合は前倒しで、その前にするという話だったけど、その成果が上がったのか。また、ICTの機械を利用したところですね、そのまた成果がどれだけ上がったのか。

前、以前に確認したところ、郡、県あたりのランクづけじゃないけれども、その時はまだ小学校の課程までは、上益城、甲佐はですね、よかったほうだったんですね。たしか。あのお聞きした時はですね。その要項あたりを前倒しに使った時の英語の学習ですね、小学校の課程で。それに中学校になっても評価というか、成果は上がったのかちょっとお聞きします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 宮本議員の質問に答えたいと思います。

英語力の向上について成果が出たのかという部分につきましては、正式にはっきり成果が出たという部分の回答っていうか、その成績等については出てません。ただ、今回英

語の暗唱大会等があってですね、今の2年生がたぶん甲佐中学校で初めて県大会のほうに行ったという実績がありますので、そういう形で実績的な部分については向上しているというふうに考えているところです。

また、学力につきましても、ICTを導入させていただきましたので、その面については多少学校差、学年差はあると思いますけども、向上しているというふうに認識をしております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 教育費について質疑を行っております。

ありませんか。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 54ページの説明資料の一番最後に、小学校のトイレの事業っていうことでありますので、新規事業でありますので、この内容について説明願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 説明資料の54ページにあります小学校トイレ整備事業につきましては、これについては、各学校に外部、グラウンド等にトイレがありますが、その老朽化をしているために、今回は一応龍野小学校のグラウンドの外部トイレの改修を計画をしているところでございます。これにつきましては、あと白旗小学校と乙女小学校は残りますので、それにつきましては、計画的に整備をしていきたいというふうに考えているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） わかりました。龍野小学校ということでわかりました。車中泊にも対応するというので、竜野川の公園のほうにもされて、竜野のほうではあれだなという思いがありますけれども、いや、別に地域性のことを言うわけではないですよ。言うわけではない。そこだけご理解いただいて質問を聞いていただきたいんですけども、私はやっぱりこう、甲佐町を本当にきれいな町にしたいという、そういった町が非常にあれじゃないかと思っておりますので、やっぱりその点、トイレをやっぱりきれいにする必要があるだろうと私は思います。

いろんなどこの公園だとか、先ほども2番議員が津志田河川公園のトイレのことを言われました。ひとつこう、また執行部にあたられましては、甲佐の中のトイレをきれいにするということ、これはひとつ今後とも考えていただけるならばという思いがありますので、ちょっとご質問を付け加えさせていただきたいと思っております。どうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） あの、おっしゃる意味は十分わかりますし、やはりトイレがきれいな所はですね、町もきれいってそういうイメージアップといいますか、そういうことにもつながるんだろうと思います。ただいまいただきましたご意見につきましては、十分に念頭に置いた上での今後の対応を検討していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 53ページの熊本地震復興支援講演会事業の中で、この関連ですけども、これ以上甲佐高校に予算を使うかどうかのこのついでという方もおられますけども、100周年に当たってですね、いろんな会議をされてると思います。今年度の10月だったですかね、100周年はですね。私はまだまだその甲佐町自体を支援する必要があると思いますけども、その会議の内容等を、今後、公立の高校がなくなった場合の甲佐町は、相当な打撃じゃないけども、そういうふうになると思いますけども、その会議内容とかですね、支援の内容に関連してですね、お願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 今、宮本議員の質問につきましては、甲佐高校100周年の記念講演の会議の内容でよろしいんですか。それにつきましては、自分が前回ですね、1回参加をさせていただいております。本来、今回あと3月にもう一回ある予定でしたが、コロナウイルス対策、感染拡大防止のために中止になりましたけども、今回、1回参加した中で、甲佐高校100周年とあわせて、こういうふうに掲げております熊本地震の復興支援講演会の事業をともにできないだろうかという部分で、甲佐高校側からも要望等もありましたので、町として自分が出て協議をさせていただいているところです。

これにつきましては、甲佐高校の魅力化づくりの一環としてですね、携わっていききたいというふうに考えておりますし、会議の内容といたしましては、この講演会をどういうふうな形で行うのかという部分と、講演の内容、また講師をどうするかという部分の協議をさせていただいたということになります。以上になります。

○議長（宮川安明君） 教育費についてありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に款10、災害復旧費から款13の予備費について質疑を行います。102ページ下段から104ページまで、災害復旧費について質疑を行います。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、歳出全部についての質疑をお願いいたします。歳出全部です。

森田議員。

○5番（森田精子君） すみません、先ほど土木費のほうで聞きそびれたんですけども、ページにしましては80ページ、18の負担金補助及び交付金の中に、仮設住宅集約化事業補助金というのがありますけれども、昨日だったですか、補正の時に仮設のほうの集約化はないというふうに聞いてたと思うんですけども、この内容についてご説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 昨日の補正予算の時の説明と一緒にありまして、新年度予算につきましては、3月補正より先に予算を組むということで、最終的に仮設の集約化はしないんですけども、再建が間に合わなかったときあたりにですね、公営住宅に入れた

りする場合があるかもしれないということで、被災者に寄り添った支援をしていこうということで、集約化の10万円を2件分予算計上をさせていただいております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 予算書の歳出の部分ですね、備品購入で公用車の購入が何台かあるかと思うんですけど、本庁舎の本庁の中で、公用車が今の数ですね、がどのくらいあって、定期的にその計画的にその更新されて、また事業の、なんか新しくその事業等で必要になるということで買われるかと思うんですけど、新しく買われるやつにはドライブレコーダー等も今後必要になってくるかと思うんですけど、事故がないとは限らないので、そのあたりの取り付けとか、そのあたりも今どういうふうになってますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 今、公用車の数についてはちょっと手持ちの資料ございませんけれども、ドライブレコーダーが付いている車については、今の段階ではございません。あ、すみません、ひとつありました。先般ですね、町長車を購入いたしまして、町長車に1台付いております。それ以外はございません。以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） そうということですね、今は1台ということですが、今後その更新されるやつですね、にあって、検討していただいて、よろしくをお願いします。

○総務課長（一圓秋男君） 公用車についても段階的に整備するようしております。今後の購入の時期に当たりましては、そのドライブレコーダーも含めて、設置したほうがいいかどうかについては検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（宮川安明君） 歳入全部です。ありませんか。あ、歳出です。もとい、歳出全部です。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） すみません、総務のほうの関係で、資料の21ページに転居費用、すまいの再建支援事業ですね、転居費用の助成、これ1世帯10万円なんですけども、これが91世帯と、91というふうに書いてありますけども、これは調べられて、なかなか多いなというふうに私も思ったんですけども、大規模半壊とか半壊で家を解体されて、そういった方たちが新しく住まいを造って、そこに移転をされるためのあれでしょうけれども、移転費用でしょうけども、これはもうきちんと調べられた数なんですか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） すまいの再建支援事業ということで、転居費用助成金と民間賃貸住宅入居費助成金ということで、一応これ見込みの数になります。以上です。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） ただいま福祉課長のほうから見込みの数と言われましたけれども、これは見込みですか。今現在、転居をされてる、希望されてる方の人数というのは、世帯というのは把握されてると思うんですけども、そのへん見込みで間違いないでしょ

うか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時 51 分

再開 午後 3 時 00 分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 大変申し訳ありません。先ほどの答弁で、私が見込みという答弁をしております。大変失礼しました。訂正いたします。このまず転居費用助成金の 91 世帯、並びに民間賃貸住宅入居費用助成金の 15 世帯につきましては、今まで、全壊、大規模半壊、半壊で解体を行いたいということで、こればかり災証明等が出るとる世帯になりますけども、この世帯の全体の世帯から、まだ未申請、申請をされていない世帯の世帯数になります。申し訳ありませんでした。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 申し訳ありません。訂正をお願いしたいと思います。

先ほど鳴瀬議員の質問で、トイレの数をということでございましたけども、私 2 基と答えましたが、女子用便所が 2 基で男子用があと 1 基ございましたので、計 3 基ということでお詫びをして訂正させていただきます。すみませんでした。

○議長（宮川安明君） 歳入全部です。歳出全部です。失礼しました。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、歳入について質疑をお願いします。最初に、款 1、町税から款 15 の使用料及び手数料について質疑を行います。11 ページから 18 ページ上段までについて質疑をお願いします。

1 番甲斐議員。

○1 番（甲斐良二君） 予算書の 11 ページですね、歳入の町税の町民税、それから固定資産税、それから軽自動車税ですかね、それぞれ滞納繰越分ということで計上されておりますが、これは前年度までの繰越、徴収できなかった分と理解しておりますが、徴収するということで理解しとってよろしいんですかね。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（古閑 敦君） 議員おっしゃるとおり、徴収するという方向です。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時 03 分

再開 午後 3 時 03 分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番甲斐議員。

○1 番（甲斐良二君） じゃあ、回収できるということで、今ご返事をいただきましたが、その根拠は。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（古閑 敦君） すみません、こちらに予算に上げておりますのは、あくまでも徴収、すみません、今年度の徴収できなかった分というところで、予算計上はしておりますけれども、あと徴収できなかった分については、今度は調定額として上げていって、それぞれこちらのほうで滞納者の方と納税相談等をしながら徴収をしていくようにしております。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4 番（鳴瀬美善君） 今のこの税の徴収について質疑がありましたので、同じく税の滞納繰越について、ちょっと私のほうからも質問させていただきたいと思います。これにつきましては滞納繰越なんで、前年度以前の繰越が持ち越されてきているやつということで、現年も含めて、税の公平性から徴収をされるということで認識を持っておりますけど、先ほど歳出のほうでは申し上げませんでしたけども、歳出のほうにも不動産鑑定が税務課のほうにもございました。というのは、おそらく不動産等の公売とかを今差押え等もされて搜索等もされておられますので、そういった滞納繰越分についても搜索等をはじめとして、税の徴収の向上を上げていこうと思っておられると私は認識しております。

そういった取組み等も踏まえて、徴収率を上げるというか、徴収をしていくっていうことで今お答えになったと思いますので、そのへんの搜索等の件数等がもし前年度でもわかるのであれば教えていただきたいと思います。そういったのを踏まえて徴収率を上げて滞納をなくしていくっていうのが、税務課の徴収の心構えだと思いますので、そのへんを踏まえてお答えをいただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（古閑 敦君） 昨年度、徴収率向上のためにということで、昨年度実施しております、昨年度滞納処分といたしまして、債権の差押えをしておりますのが29件、また動産の差押えが23件、不動産については1件、また、搜索については5件しております。それと、公売会に2回参加をしております。

それと、滞納者への取組みといたしましては、電話や文書による催告を主体にして、隣戸訪問による納税相談、また、預金の調査、さらに長期また高額滞納者に関しましては、先ほど言いましたように不動産等の差押えをはじめ、また、平成22年度からは滞納対策の強化として、甲佐町、嘉島町、御船町、山都町、それと美里町、合同で併任徴収体制をとりまして、滞納者宅の捜査等を行い、差押えをしました物品については、合同公売会等に参加して換価をしているという状況でございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4 番（鳴瀬美善君） 今の説明で私もわかりました。そういった活動を通して税の滞納をなくしていくということで理解をしてよろしいですね。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 消費税が、14ページの地方消費税交付金についてですけども、昨年10月に消費税が8%から10%に上がりまして、地方へのこの消費税交付金も変わってくるんだろうと思うんですけども、前年と同じ予算ですけども、大体どのくらいにこの10%になって、予算ですから一応、1億9,000万、予算は付けられておりますけども、増えるのは確実なわけですからですね、この点についてちょっと説明をお願いしたいのですね、次のページのですね、地方交付税ですけども、前年度予算からすれば1,160万、違う、1億1,600万増えてる形なんですけども、この中でですね、いろんな地方債への本格的な返済も始まっているわけなんですけども、そうした臨時財政対策債も含めてですね、この交付税、地方交付税の中にですね、交付税措置をされる部分が何割この地方交付税の中にあるのかっていうのをお聞きをしたいのですね、いろいろ国の法律も変わるわけですけども、新たに交付税の中にですね、算定費目も変わったというふうに聞いておりますけども、地域社会再生事業ということで、こういったものも算定費目の中に入ってくるというふうに聞いておりますけども、そういった費目についてですね、町がどのくらい見積もったろうかということをごすね、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） お答えします。地方消費税の交付金ということでございますが、これにつきましては、前年度並みに計上させていただいております。地方消費税につきましては、消費税の2.2%の部分を地方消費税ということにはなりますけれども、昨年と同様の金額を見込んでおります。

で、その後、もう一つの質問でございますけれども、地方交付税の部分について、その公債費がどの程度の割合にあるのかということでございますが、今回地方交付税につきましては、ここに記載ありますように、1億1,650万円増加をいたしております。この主な要因につきましては、公債費が一番の要因ということになります。公債費につきましては、地方交付税の割合としましては、約2割程度が公債費分が当たっておりますので、公債費が増えるということになりますと、地方交付税も増えていくというふうなことになります。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） これは当初予算との比較なのであれなんですけども、実績からするとですね、ちょっと開きがありますけれども、全体的な流れとしてですね、交付税措置を公債費の部分でですね、交付税措置される部分についてですけども、そういったものが増えてもなかなかその地方交付税そのものが増えないという、この中では1億1,000万ありますけども、これなかなか比較にならないわけですね、当初予算だからですね。そういった点で、もう長年経過的に見てきましてですね、なかなかこの交付税措置される部分は、たしかに国との約束ですからその部分はきちんと見てあると思うんですけども、その分交付税、全体としての枠がですね、ほぼそんなに大きくなりません、この分が公債費の分があったにしてもですね、その分ががばがばがばというふうに積み上げられ

ていくかという事です、全国的にそういったことをしたら、交付税って、地方交付税破綻をしてしまいますので、やっぱりこの地方交付税っていうのは国の予算の中できちっと枠が決まっていますので、各自治体についてもですね、この予算の中、ある程度決められてくるのです、そういった点ではですね、やはり投資的経費も、この予算の資料からいたしますと、3割を占めるというような状況なので、この点については、先ほど私もいろんな公共工事については質問をさせていただきましたけれども、減らさなくちゃいけないというわけではなく、一方的に思ってるわけじゃなくて、やっぱりそこにはですね、きちんとした説明責任が要るだろうというふうに思って、ちょっと聞いてまいりましたけれども、全体的に投資的経費っていうのをですね、やっぱり見直していく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その点については町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 実質公債費の比率ですね、そういったことが一つの指標になるかと思えますけれども、以前の数字からすると、震災前までにおいてははずいぶん下がってきている状況にあります。で、投資的経費との比較というかバランスということになるんでしょうけども、やっぱりそのへんをきちんと精査しながら、甲佐町として今どういうふうにそのへんを考えて、バランスよく町政をやっていくかという、そういう視点がですね、やはり大事なことだろうと私は認識しております。以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 11ページと14ページに軽自動車税と自動車取得税交付金ということで載せられてるんですけど、たぶんこれは項目が変わってこういうふうになったのか、ちょっと軽自動車税で前年度予算あたり4,915万かな、が、今年度は15万になって、自動車取得税が本年度予算が1になって前年度予算が500万と、たぶんこれは今まで項目等と一緒にあって、新たに換えられたということだと思うんですけど、そのあたりの説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（古閑 敦君） 環境性能割につきましては、今議員さん言われたとおりに、昨年10月に自動車税のほうが変わりまして、今までは自動車取得税という形で、軽自動車も含めて普通車も含めて県のほうから町のほうに交付されておりました。それが10月から環境性能割ということで、軽自動車の分と普通車の分ということで、分かれてそれぞれ入ってくるということになりましたので、軽自動車の分の環境性能割は軽自動車税のほうで歳入をして、環境性能割も普通車分はそのまま環境性能割ということで予算計上してあるところです。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、款16の国庫支出金から款17の県支出金について質疑を行います。18ページ中段から24ページまでについての質疑をお願いします。18ページ中段か

ら24ページまでについて質疑をお願いいたします。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、款18の財産収入から款23、町債についての質疑を行います。25ページから30ページまでについて質疑をお願いします。25ページから30ページです。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 26ページに基金の繰入金でふるさと応援基金繰入金が入っておりますが、前年度に比べてマイナス300万ということでされておりますけど、このふるさと納税についての入ってくる部分と必要な部分、そういった金額はどうかわかりますか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） ふるさと納税に関しましては、議員もご存じのとおり、返礼品という形で、寄付をいただいた方にはお礼の気持ちとしてお送りさせていただいております。返礼品につきましては、約3割を、寄付額に対しての3割。それに、実際は送料がかかります。送料につきましては、本町は熊本県ですけれども、主にご寄付をいただいている方の大多数がですね、関東圏、東京周辺の方からが最も多くて、送料のほう結構かかるという状況になります。

それと、今、ふるさと納税の募集を募るには、ネット上のサイトでしておりますので、これにつきましては、基本料金プラス寄付額に対しての割合で料金が定められます。で、実際、人件費を除けばですね、約6割、3分の2ぐらいが経費としてかかるというふうになっております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 内容的な項目については、今課長が説明されたとおりなんですけど、予算として金額的にどれだけなのかということ、もうちょっと説明いただいていますか。歳入と歳出ですね。納税の予定と、それに対する費用がどれぐらいかかるか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 今回、令和2年度の予算につきましては、歳入のほうで歳入予算を2,000万円で算定させていただいております。ただ、事業費につきまして返礼品等な関しましてはですね、3,000万円が、もし3,000万円のご寄付をいただいたらということ、返礼品等の計算をさせていただいております。これにつきましては、寄付額が多く、予定より多く来た場合、ふるさと納税をされた方にはすばやく返礼品等をお送りしなくちゃいけませんので、予算が足らなくて補正後に返礼品を渡すということがなかなかできないもので、歳入のほうでは2,000万、返礼品等については3,000万で計算をさせていただいております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君）　　ということはですよ、年度の当初の計算で、この部分についてはマイナス1,000万になるっていうことになりますよね。違いますか。

○議長（宮川安明君）　　地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君）　　先ほど、歳出の面に具体的にお話させていただきましたけれども、約3分の2が経費と言いましたので、3,000万でしたら約2,000万ぐらい、1,900万、1,800万ぐらいが事業費として歳出で今見ております。歳出予算が1,900万程度で歳入が2,000万という形で。ただ、歳出の3,000万というのは、3,000万を基に返礼品でしたら3割、900万円ですかね、の、返礼品を見てるという形になります。歳出歳入予算の話ですよ。

〔自席より発言する者あり〕

○地域振興課長（北畑公孝君）　　いいですよ。

○6番（佐野安春君）　　いや、やっぱりそのふるさと納税の目的というのはですよ、一つには税収のね、増加ということがあると思うんですけど、最初の段階でですよ、年度当初の予算の段階で、収入と支出の関係でいえばですよ、支出のほうが大きくなるということですよ、どうかなというふうに思うわけですよ。その点では、ある程度その経費以上に、やっぱり納税として上がってくる部分を増やして、だからその、今までの実績ではなくて、計画として納税の増加というのを考えていく必要があるのかなっていうふうに思って、ちょっと今、プラスかマイナスのことで聞いたところです。

○議長（宮川安明君）　　しばらく休憩します。

休憩　午後3時24分

再開　午後3時30分

○議長（宮川安明君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野議員。

○6番（佐野安春君）　　ページ26ページの繰入金、ふるさと応援基金繰入金について、今年度が前年度と比べたら300万マイナスになっておりますけど、このふるさと応援基金についてですね、説明をお願いしたいと思うんですが。

○議長（宮川安明君）　　総務課長。

○総務課長（一圓秋男君）　　今ご質問の繰入金のところの1,200万のことですけれども、ちょっと説明をさせていただきます。この本年度繰入金ということで、ふるさと応援寄付金の繰入金1,200万計上しておりますが、これにつきましては、今までふるさと甲佐応援寄付金といたしまして、いろんな方からいろんな使途に基づきまして、また、指定なしということで、いろんな寄付をいただいております。総額としましては、6,575万4,300円の寄付をいただいているところでございます。

令和元年度につきましては、1,200万円、1,100万円を見込んでおりますけれども、この部分につきましては、今まで平成22、平成26、平成30年度と取り崩しを行ってござい

て、3,806万1,000円を取り崩しをいたしているところがございます。残りにつきまして、また元年度1,500万円、それから、令和2年度にまた1,200万円を取り崩すというふうにしております。

そういうことから、先ほど言いました金額からいろいろ差し引きますと、最終的に令和2年度末の残高は、70万円程度というふうになるところがございます。この繰入金につきましては、先ほどこの予算の中でも、寄付金のところで本年度指定寄付ということで2,000万円計上してございますが、その2,000万につきましても、本年度2,000万、またそれ以上いただければ、その分についていろんな事業に使っていききたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、歳入全部について質疑をお願いします。歳入全部です。何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本予算全部について質疑をお願いします。

田中議員。

○3番（田中孝義君） 歳出の2ページ、説明書の1ページ、職員人件費の所でちょっと関連で質問いたします。あ、すみません、職員の人件費、関連のことでちょっと質問いたしますが、今まで森田議員とか甲斐議員あたりから、職員の残業問題等についてのいろいろお話が出ておりましたが、この間、2月の国保協議会の時、たしかノー残業デーだったと思いますが、ちょうど総務課の前に何人もの残業される方もおられました。で、今のへんのことでですね、各課の問題とか対策について、今後どういう取組みをされるのか、ちょっとお聞きしたいと思ひまして、ちょっと質問させていただきます。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） ノー残業デーについてでございますけれども、このことにつきましては、職員の健康管理の面から、毎週水曜日をノー残業デーとして、午後6時まで退庁するようにしているところであります。残業が必要な場合には、時間外定時退庁ということで、時間外をしなければならない理由を記入し、提出してもらっております。

現在は大半の職員が退庁はしておりますが、一部残業をしている職員がおります。毎週水曜日の残業の平均を、一応こちらのほうとしても調査をいたしておりまして、10名程度が、平均しますとですけども、この1年間ですね、平均しますと10名程度が残業している状況ではございます。

近年、各課の状況を見ますと、恒常的に業務の増加、また複雑化などによりまして、どうしても残業しなければならない、処理ができない、という部署が一部に見受けられます。時期的なものもございまして、また、緊急性のあるものもございまして、それから、昼間どうしても外出して、夜処理しなければならない、そういうものもございまして、いろんなことがありまして、一概に改善、水曜日ノー残業デーだから全員帰れというふうなこと

にはなかなか厳しい状況があるのも現実ではございます。

ただ、データを見ますとですね、そのノー残業デーを今やっておりますのが、先ほど言いますように、昼間も、ノー残業デー以外の平日でもございますけれども、そちらになりますと、やはりもう少し増えまして、25名程度がやはり恒常的に残っている部分がございます。それ比較しますと、先ほど10名程度ということでございましたので、ノー残業デーの部分については、やはり効果はあっているのは間違いございません。

これについて、総務課、担当課といたしまして、今後ですけれども、すぐに改善する方法についてはなかなか難しい部分がございますけれども、ちょっと考えますには業務の改善、それから、職員の一人一人の資質の向上、そういう研修、それから、課内の協力体制、これは宮本議員のほうからもコミュニケーションというふうな話もずっと出ておりましたけれども、やはり、そういう課内のコミュニケーションをとった協力体制、そういうものを推進していく必要がある。

また、効率効果的な組織体制といいますか、今回、機構改革をさせていただいておりますけれども、これについても随時、その状況状況に応じて、体制の、組織の再編、そういうものについても検討していかなければならないというふうに今考えているところでございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 116ページにですね、地方債の見込みに関する調書というのが載っておりますが、これ見ますと、前々年度の合計が102億3,000万、前年度が106億5,000万。それと当該年度が109億2,000万ですかね、だんだんと増えていっているというふうに思うんですよ。そして、こういうふうに増加していく地方債の状況なんですけど、財政としてどういうふうにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 今、116ページにおきます地方債の残高の推移等についてここに書いてございますけれども、これが年々増加していくということでの財政の考えということでございます。地方債につきましては、中期財政計画、昨年9月に全員協議会でご説明させていただきましてけれども、その時にも説明をちょっとさせていただきましたけれども、令和2年度から地方債の償還が始まってまいります。で、このいろんな事業がございますけれども、今後はまだ熊本地震、そういうものの関係で事業も当然していかなければならない、また、地方債の償還も始まってまいります。そういう観点でございまして、そういうことからいいますと、その計画の中においても、年々増加傾向にあるというふうなことでご説明をさせていただいたというふうに思っております。

その時に、今後どのように財政運営を行っていくかということではございますけれども、やはり町長のほうからお話がありましたように、選択と集中、すべてできるわけではございませんし、特殊要因ですか、いろんな特殊要因がございまして、急に入用の大きな事業もする必要もございますので、そういうもの将来を見据えたことを、また新たに中期財

政計画という形で、本年9月になりますけれども、それまでに作り上げる必要がございますけれども、そういう将来的な見通したところでの財政運営をしていかなければならないというふうに思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

2番甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 今回、一般質問がなくなったということで、私のほうが、本来今回の一般質問で令和2年度の予算編成についてということで質問する予定でした。この場をお借りしてですね、簡潔に2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず1点が、新年度予算編成をされるに当たって、職員に事業提案を募られております。で、職員提案事業について、それが採択になった事業については、町長政策枠として予算を配分するというような方向になってたと思いますが、その職員提案事業が何事業ぐらい上がったのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） お答えします。本年度の予算編成に当たりまして、今議員がおっしゃられますように、職員提案事業ということで町長政策枠が設けられております。これにつきましては、期日を設けて実際行ったわけがございますけれども、残念ながらですね、職員からのこれといった提案があってはおりません。これにつきましては、今までのいろんな事業の上乗せというか、そういう提案の事業はございますけれども、本当に新規に新たにというふうな部分はございませんでした。以上です。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時42分

再開 午後3時43分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 甲斐議員のほうからの町長政策枠のお話でございます。マニフェスト事業という部分にも関連がある事業となります。マニフェスト事業につきましては、本町、今34項目のマニフェスト事業がございますけれども、それに関連する事業といたしまして、今、先ほどちょっと言いましたけれども、既存の事業をもう少しバージョンアップしたような事業とか、いろんな事業がございます。そういう事業を含めると、全体の予算のうちに約2割程度、15億3,000万ほど、15億3,000万円ほどが予算化されているところでございます。約、先ほど言いましたように79億の今年度の総額の約2割程度が事業化になされているというところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 2番甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） ありがとうございます。今の総務課長の説明によりますと、職員提案としては上がってはこなかった。ただ、15億3,000万円程度予算計上というのは、

マニフェスト関連事業ということで15億3,000万は新年度予算に反映されているということで、そのように理解しましたが、要は私が言いたいのはですね、このように厳しい行財政運営を図って、財政状況の中でですね、効率的で効果的な行財政運営を図っていかなければならないといった中でですね、町長とかのトップダウンに頼るだけではなくて、厳しい時代だからこそ、職員一人一人が行財政運営に携わっているという自覚をもって、職員のほうからボトムアップといいますか、積極的な事業提案とかが出てくるような、そういった組織体制づくりが求められるんじゃないかと思えますし、そのあたりにつきましては、職員の資質向上という観点もございますので、今後副町長であったり総務課長を中心にですね、そのような組織体制づくりに努めていただきたいと思います。

それと、2点目もよろしいですか、引き続き。よろしいですか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほど総務課長のほうから答弁いたしましたけれども、予算に明確にどれどれということでの項目はないかもしれませんが、その前に各課から4期目の町長マニフェストを作成するに当たって提案をしてくれというようなことで、いくつかの事業が上がってきております。それを政策枠の中に盛り込んで、あとは個別的な対応の事業になりますので、これこれと拾い上げていかなくちやなりませんので、ちょっと難しい面もありますけれども、健康づくりであったり、それから不妊治療の件であったり、これは新たなそういうふうな子育て事業とかですね、そのほかにもくらし安全のほうからの防災無線の今後のあり方であったり様々な提案をいただいております。今後、それが年度を追うごとにこの4年間の中で事業化していく、そういうことになろうかというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（宮川安明君） 2番甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） ありがとうございます。ただいま町長から答弁いただきましたので、次に聞く質問と重複するかもしれませんが、次に聞いたかったのがですね、町長が今回第4期目の町政を担われるに当たって、町長の4期目の就任の挨拶の中で、選択と集中という言葉が使われておられます。先ほど総務課長のほうからも選択と集中という言葉が使われております。この令和2年度の予算書、一般会計の予算書を全般見るとですね、なかなか幅広くて、予算編成に当たって、この分野、この政策分野であったり、この施策分野であったり、こういった事務事業に今回令和2年度については予算を選択と集中を行ったというような具体的な例があれば教えていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） まずはですね、考え方として、やはり熊本地震からの創造的復興復興をいかにして図っていくかということは、本当に大きな命題として今年度の、失礼しました、令和2年度の予算においてもその点を重視しながら予算付けをしたというような思いがあります。

あと、それぞれの思いを事業化するに当たっては、短期、中期、長期、それぞれの時系列の中で考えていかなくちやなりませんので、当然この4年間の中で、初年度にやる、2

年度3年度にやる部分、いろいろあろうかと思います。そのへんの中で、例えば財政的なことも絡んでいきますんで、例えばその単年度で終わりたいけれども、どうしても2年度にまたがるとかですね、そういったことは出てくるかもしれません。

ただ、今回も34項目設けさせておきまして、非常にこれ全部やったら総花的なようなお話にもなりますけれども、その中で当該年度でじゃあどの事業を特に重点的にやるかということはですね、三役とも協議しながら、あるいはそれぞれの課長との見解の中を通じたところでそのへんを酌み取りながら予算化していくということだというふうに思います。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

本田議員。

○12番（本田 新君） では、この総括、最後の所で、この説明資料の16ページの16番目に、障がい児児童見習い支援事業ということであります。この説明文の書き方に、私は非常に違和感を感じています。これはやっぱりパワハラだとかセクハラだとかいろいろありますけども、それは受け手側の心だとか感情だとか、そういったものが大切にされていると私は思っております。そこで、障がいや発達遅れの早期発見や対応することによりというこの書き方が、非常に違和感をもって。子どもに障がいがあるとか発達が遅れ、これは思われるというような書き方をすべきじゃないかなという思いもありますし、また、生活で困り感の軽減を図りますとか、これはいわゆるその障がいを持つ子どもさんの保護者に向かって、対して言っている言葉なのかもしれません。わかりますけども、やっぱりそこは生活習慣、お子さまの生活習慣の確立等に合わせて応援しますだとか、軽減を図る、困り感、困り感って言葉も、これは私のこだわりがあるのかしれませんけれども、そういったこの説明資料に対するこの文書にあと一つ言うことは、私があるのかもしれませんけれども、何かそういう思いがしたので、私、甲佐町はやっぱりそういう障がい者だとか、生活弱者に対してやさしい町であってほしいという思いがありますので、そういったこのたかがこの説明文の文書に言うことはどうなのかという思いもありますけど、やっぱり、こういった一つひとつが大事、大切だなという思いがありますので、是非とも行政の皆さん方から、上からものを言うような、こういったことに対して私はどうしてもありますので、一言このことについて意見を述べさせていただきました。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 本田議員のほうから文言等についてのご指摘をいただきました。やはり非常に大事なところだと思いますし、これを読まれた時にどう感じられるかなというところに対する配慮が欠けていた部分はあるかと思いますが、今後その点については十分考えながらですね、やはりきちんとしたことでの説明責任を負っていくべきだというふうに思ったところであります。今後、その点については十分反省をして臨みたいというふうに思います。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 議案第23号、令和2年度甲佐町一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

子育て支援策においては、子ども医療費無料化、18歳までの引き上げや義務教育給食への支援など、実現できてないと町民の皆さんの要望にしっかりと応えていないと考えます。予算の多くについて同意できるものですが、真に差別をなくす、あらゆる分野での人権を守る立場から、第3款、民生の目5、地域改善対策費の人権啓発活動補助金については賛成できません。あらゆる分野での人権啓発活動として、町が法務省も強調事項に上げている、性的嗜好を理由とする偏見や差別をなくそう、また、政治人を理由とする偏見や差別をなくそうなどを取り上げ、啓発活動をされてることは大変良いことだというふうに思っております。しかしながら、地域改善対策費の根拠となっていた地域改善対策特別措置法は2002年、平成14年に終焉し、既に18年が経過しております。県内の自治体においても、これをもって運動団体に対する補助を終了している所もあります。運動団体の一つは、自らの行動指針において自主財源を基本にした適正な会計財政の上、情報公開や説明責任を答える、公正で透明性のある組織づくりを行うとうたっております。補助金が交付される団体に対し、自らの力で活動資金を確保し運営を行う努力を促すべきと考えます。以上で反対討論とさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 議案第23号、令和2年度甲佐町一般会計予算でありますけれども、この本予算に対してですね、1事業に反対される討論の方もおられますけれども、私は賛成討論のほうに回りたいと思いますけれども、限られた時間ではありますけれども、質疑の中で、応答の中で、いろんな質問等も出されてですね、この予算編成に当たっては執行部の方々も大変苦勞されたと思います。令和2年度の本予算に対しては、スムーズな予算が運営活用ができますと、運用できますように期待申し上げまして、本予算に賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第23号「令和2年度甲佐町一般会計予算」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案どおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 賛成多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後3時57分

再開 午後4時00分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第24号 令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計予算

○議長（宮川安明君） 日程第2、議案第24号 令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（井上理恵君） それでは、議案第24号、令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計予算。令和2年度甲佐町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億9,265万8,000円と定めるものです。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。令和2年3月6日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算。歳入です。款1、国民健康保険税を2億5,155万円としております。1の国民健康保険税です。款2、使用料及び手数料を10万円としております。1の手数料です。款3、国庫支出金を130万6,000円としております。1の国庫補助金です。款4、県支出金を10億6,331万6,000円としております。1の県補助金です。款5、財産収入を9,000円としております。1の財産運用収入です。款6、寄付金を1,000円としております。1の寄付金です。款7、繰入金を1億6,636万6,000円としております。1の一般会計繰入金及び2の基金繰入金です。款8、繰越金を1,000万円としております。1の繰越金です。款9、諸収入を1万円としております。1の延滞金及び過料から3の雑入までです。歳入合計を14億9,265万8,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。款1、総務費を3,017万1,000円としております。1の総務管理費から3の運営協議会費までです。款2、保険給付費を10億4,352万円としております。1の療養諸費から5の葬祭諸費までです。款3、国民健康保険事業費納付金を3億9,824万9,000円としております。1の医療給付費分から3の介護納付金分までです。款4、共同事業拠出金を1,000円としております。1の共同事業拠出金です。款5、保健事業費を1,725万8,000円としております。1の保健事業費及び2の特定健康診査等事業費です。款6、基金積立金を1万円としております。1の基金積立金です。款7、諸支出金を100万4,000円としております。1の償還金及び還付加算金及び2の繰出金です。款8、予備費を244万5,000円としております。1の予備費です。

次のページをお願いいたします。歳出合計を14億9,265万8,000円としております。本予算は平成31年度当初予算と比較いたしますと、予算総額で5,518万8,000円、率にいたしますと約3.6%の減額で計上しております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

最初に歳出全部について質疑をお願いします。歳出全部です。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 13ページなんですけれども、12の委託料で国保システム改修委託料ってありますけれども、前年度が419万9,000円ですので、約420万ほどありましたが、今回は130万ということで280万ほど減額になります。だから、予算的にはシステム改修でまだ今年度も上がって2年度もありますので、このシステムの改修の内容について説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（井上理恵君） お答えいたします。令和2年度の当初予算に計上しております国保システム改修委託料につきましては、午前中でしたか、マイナンバー関係で国保資格のオンラインが来年3月から運用が開始が始まるというお話をさせていただきましたが、それに伴います保険証に枝番を付けるという内容のシステム改修費になります。このオンライン資格確認関係のシステム改修費につきましては、当初、令和元年度と2年度、来年上げております分をまとめて元年度で上げておりましたが、補助金の関係によりまして2カ年に分割して実施するという形になりましたので、こういうふうになっております。以上です。

○議長（宮川安明君） ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、歳入全部について質疑をお願いします。歳入全部です。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 8ページですけれども、保険者努力支援交付金っていうのがあるわけなんですけれども、これについてですね、この限度があるのかですね、どんなことに努力をしたらですね、この交付金が上がっていくのか、これでは上限があるのかどうかちょっとお尋ねをいたします。

そして、あ、すみません、あ、全体の時にあとは質問します。1点だけお願いします。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（井上理恵君） お答えいたします。先日の補正のご質問の時にもお答えさせていただきましたが、保険者努力支援交付金につきましては、毎年内容の評価が、評価内容の見直しが行われております。ここに計上しております額につきましては、県が納付金の算定をします際に、すべての数値を推計で出してきましたものを、予算のほうにもそのまんまほとんどが反映させている状況になっております。

交付金の内容につきましては、たしかに検診率とかいろいろな評価項目がありますけれども、毎年見直されておりますので、来年度につきましては、重点配分されるのが重症化予防のところと収納率の向上というところが重点配分の項目になっていたと思います。申し訳ありません、ちょっとそこまでの回答でよかったですでしょうか。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 最後に本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 全体を見るために、今の国保会計の基金残高、もう3月締めにもう閉まるわけですけれども、予想ですね。それと、先ほどシステムのところで聞けばよかったんですけど、1人分の医療給付というのはですね・・・

○議長（宮川安明君） 井芹議員、マイクをちょっと近づけてもらえんと、聞こえないそうです。

○10番（井芹しま子君） あ、すみません。国保会計の現代の・・・

○議長（宮川安明君） あ、短い。

○10番（井芹しま子君） 聞こえますかね。はい、入りますか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後4時21分

再開 午後4時22分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 国保会計の現在の基金残高ですけれども、3月締めなので、3月末でどのくらいになるのか、その予想についてですね。それから、1人分の医療費給付、これは支出のほうで聞けばよかったんですけども、やっぱり私たちが国保運営をしていた頃にはですね、近隣に比べましても医療費が非常に、非常につていうか、医療費が高かったように記憶しておりますけれども、今の状況はどうなのかですね、その点について状況と、それから、町の数年前に比べてこういった取組みをやって改善をしたとかですね、そういった取組みがあればですね、その点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（井上理恵君） まず第1点目の国保の財政調整基金の残高ということですが、2月末現在というところでお示ししたいと思います。平成30年度の決算剰余金の中から8,000万円を積み残しておりますので、2月末現在残高が8,696万6,970円となっております。

2点目が保険給付費、医療費ですね、1人当たり保険給付費の状況がどうかということだったですね。はい。本町におきましては、3番目のご質問と関連しながらご説明させていただきますと、本町は以前、やはり1人当たり給付費が高かったというところで、高医療市町村というものに認定されました。平成25年度になります。そこから、ご存じの方もるかと思いますが、国保の全戸訪問事業やら行いながら、それはアクションプラン

というものに基づきまして事業を展開してまいりました。その結果というところで私は効果が出たと考えておりますけれども、本町の1人当たり給付費といいますか保険給付費は、先日の補正予算の際にも減額の補正をさせていただきましたが、実績的には額のほうが下がってきております。アクションプラン、その後のデータヘルス計画に基づいた保健指導、重症化予防に対する保健指導等の効果が出てきているのだと思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） それから、若っかもん健診ということで取り組まれていると思いますけれども、この取組みの受けられた方々の人数とかですね、そういった点での、受けられてその後のフォローといいますかね、そういった点ではどういうふうな指導が行われているのかちょっとお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（井上理恵君） 大変失礼ですが、個別健診というところでしょうか。特定健診というところ。

○議長（宮川安明君） 若っかもん健診。

○住民生活課長（井上理恵君） 若っかもん健診。あ、若っかもん健診につきましては、20歳から39歳までというところで継続的に実施をしておりますけれども、受診者数、実績につきましては、大体60名、今までで大体一番多い時で70名ぐらいだったと思いますけれども、ここ2、3年は60名を切るか切らないかぐらいで推移しておりました。ただ、平成元年度におきましては、65名の受診者数となっております。あ、令和元年度です。すみません、令和元年度におきましては65名、前年度から考えますと増加の実績となっております。

で、若っかもん健診の受診者に対しましても、健診結果に基づきまして特定健康診査の対象者と同じように保健指導のほうにも入っております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） あの、ご存じのとおり、国保税の負担は、国保世帯の家計にとりましても大変大きな負担となっており、社会的問題ともなっているところでございます。全国知事会、また全国市長会など、国に対してですね、加入者の所得が低いのに保険料が一番高い、この構造的問題の解決を国に求めています。町にありましても、町民のくらしとそれから健康を守るためにも、保険料の見直しや、そして子ども均等割の見直し、健診料の見直しなど求めてこれまでまいりましたけれども、今回の予算でもこうした願いに応えるものになっていないというふうに考え、令和2年度の予算には反対をさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 議案第24号、令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、賛成の立場から意見を申させていただきます。

我が町において、平成30年度から事業主体が県に移行されまして、それまでは過去2度、法定外繰入などをして厳しい状況でございました。そんな中、平成30年度からは健全な運営がなされており、ただいまの課長の説明の中でも、1人当たりの給付金も下がっているということでございます。本年度予算は昨年度に比べて5,500万減額の予算でありますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第24号「令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計予算」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案どおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第25号 令和2年度甲佐町介護保険特別会計予算

○議長（宮川安明君） 日程第3、議案第25号「令和2年度甲佐町介護保険特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） それでは、議案第25号、令和2年度甲佐町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお願いします。令和2年度甲佐町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億3,315万5,000円と定めるものです。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は1億円と定めるものとしております。令和2年3月6日提出、町長名です。次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算。歳入です。款1、介護保険料を2億7,720万6,000円としております。1の介護保険料です。款2、分担金及び負担金を49万2,000円としております。1の負担金です。款3、使用料及び手数料を1万円としております。1の手数料です。款4、支払基金交付金を3億9,045万4,000円としております。1の支払基金交付金です。款5、国庫支出金を3億9,242万2,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。款6、県支出金を2億1,160万4,000円としております。1の県負担金から3の県補助金ま

です。款7、財産収入を2万1,000円としております。1の財産運用収入です。款8、繰入金を2億5,264万1,000円としております。1の一般会計繰入金と2の基金繰入金です。款9、繰越金を1,000円としております。1の繰越金です。款10、諸収入を830万4,000円としております。1の延滞金加算金及び過料から次のページの5の雑入までです。歳入合計を15億3,315万5,000円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。款1、総務費を4,310万円としております。1の総務管理費から4の趣旨普及費までです。款2、保険給付費を14億1,000万7,000円としております。1の介護サービス等諸費です。款3、財産安定化基金拠出金を2,000円としております。1の財政安定化基金拠出金です。款4、地域支援事業費を7,304万5,000円としております。1の包括的支援事業任意事業費から5のその他諸費までです。款5、基金積立金を2万1,000円としております。1の基金積立金です。款6、公債費を1,000円としております。1の公債費です。款7、諸支出金を3,000円としております。1の償還金及び還付加算金、2の繰出金です。款8、予備費を697万6,000円としております。1の予備費です。歳出合計を15億3,315万5,000円としております。

令和2年度予算の款項の構成及び前年度からの増減率は、当初予算資料を添付しておりますけれども、予算総額では前年度比1,801万4,000円で、約1.2%の増加となっております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。最初に歳出全部について質疑をお願いいたします。歳出全部です。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 16ページの介護サービス諸費が出されておりますが、甲佐町における介護の認定の状況、それと、サービスの受給状況について説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） まず介護保険の認定者数でよろしいでしょうか。31年3月末現在での報告、現在での数字、人数ですけれども、第1号被保険者数におきまして4,019人となっております。介護給付費の状況ということでよろしいでしょうか。今現在、30年度末ということでお答えさせていただきます。居宅サービス及び施設サービス、合わせまして13億3,526万4,162円ということになっております。以上です。

あ、すみません、申し訳ありません。認定者数を忘れておりました。先ほどの第1号被保険者が4,019人で、その認定者数におきましては780人と。認定率にしますと19.41%となっております。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 18ページですけれども、12の委託料の中で認知症サポート事業の委託料が、前年度はなかったと思うんですけど、今回新たに出てきておるところから、どのような委託事業なのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君） お答えいたします。この事業についてはですね、認知症初期の支援を専門員から包括的集中的に行う事業でありまして、12万円を今回計上しておるところでございます。内容につきましては、認知症初期支援チームの認知症サポートへの報酬でありまして、1万円の12回ということでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） いいですか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） ページ20ページ的一般介護予防事業費の中で、介護予防サポーター養成講座委託料というのがございますが、介護予防のサポーター養成の状況についてお尋ねします。これは数年前から始められたことだと思いますが、養成講座の年度による修了者と、実際に介護予防サポーターをされてるかどうか。そういったところがもしも記録があればですね、ご説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君） 介護予防サポーター養成講座ということでございますが、この中身についてはですね、地域で介護予防を行う人材を育成することや、受講者の介護予防に対する知識を向上させる講座でございまして、令和元年度におきましては全8回、6回以上受講された方について介護サポーターに認定をしておるところでございます。26行政区が今回この介護予防サポーターの講座を受けられているところ、認定を受けられているところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今、単年度で令和元年のサポーターを受けられた状況についてお話が出ましたが、例えば行政区で26行政区あったとしても、複数の方がサポーターの養成講座を受けられる場合もあると思いますので、そういった意味では何人が講座を受けられて、実際のサポーターとして活躍をされてるかという記録はないんですか。ただ養成講座を終わられたただけですか。今年度はですね、4月以降になると思いますので、その前とか何か記録ありますでしょ。

○議長（宮川安明君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君） お答えいたします。令和元年度の受講者におきましては、1月末時点で21名ということですが、先ほども申しましたように、8回中6回の講座を受けた方ということでございます。21名ということでございます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後4時45分

再開 午後4時46分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君） 調べまして後ほどご報告いたします。

○議長（宮川安明君） 会議規則第8条により時間を延長します。
歳出全部について質疑をお願いしております。ほかにありませんか。
ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に歳入全部について質疑をお願いします。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 最後に、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。
ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。
これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。
佐野議員。

○6番（佐野安春君） 議案第25号、令和2年度介護保険特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

甲佐町介護保険第7期計画が令和2年度で終了します。令和3年度から第8期計画となりますが、既に第7期の時点で2025年度の保険料が大幅に上がる試算値が出されております。介護保険制度発足以来、一貫して介護保険料は上がり続け、被保険者である高齢者にとって負担は増すばかりであります。また、介護保険の認定を受けてサービスを受けようとするれば、介護度によっては介護保険からのサービスが受けられなくなっています。介護度によっては、サービスを受けられても利用料の負担からサービスを受けない町民も少なくありません。今こそ国による公費負担を大幅に増やして、介護保険制度を支えるべきであります。以上の理由により、令和2年度甲佐町介護保険特別会計予算には反対であります。以上です。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。
鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 議案第25号、令和2年度甲佐町介護保険特別会計予算でございますけれども、全体的な予算としましては、前年度に比べて1,800万ほどの増額となっておりますけれども、新規予算として介護保険事業の計画策定委託費や認知症サポート事業委託料、既存事業の拡充としては、地域支援事業である訪問通所介護サービス等の各種支援事業の充実を目的とした予算となっていることから、適正な予算編成であると認め、議案第25号につきましては異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。
これから議案第25号「令和2年度甲佐町介護保険特別会計予算」を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案は原案どおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第26号 令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（宮川安明君） 日程第4、議案第26号「令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（井上理恵君） それでは、議案第26号、令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算について説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算。令和2年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,390万3,000円と定めるものです。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。令和2年3月6日提出、町長名です。次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。歳入です。款1、後期高齢者医療保険料を1億175万5,000円としております。1の後期高齢者医療保険料です。款2、使用料及び手数料を1,000円としております。1の手数料です。款3、寄付金を1,000円としております。1の寄付金です。款4、繰入金を5,685万円としております。1の一般会計繰入金です。款5、繰越金を1,000円としております。1の繰越金です。款6、諸収入を529万5,000円としております。1の延滞金及び過料から5の雑入までです。歳入合計を1億6,390万3,000円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。款1、総務費を153万2,000円としております。1の総務管理費及び2の徴収費です。款2、後期高齢者医療広域連合納付金を1億5,707万3,000円としております。1の後期高齢者医療広域連合納付金です。款3、保健事業費を518万9,000円としております。1の健康保持増進事業費です。款4、諸支出金を10万1,000円としております。1の償還金及び還付加算金です。款5、予備費を8,000円としております。1の予備費です。歳出合計を1億6,390万3,000円としております。平成31年度当初予算と比較いたしますと、予算総額で1,325万5,000円、率にいたしますと約8.8%の増額というところで計上しております。以上で説明を終わります。 よろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。最初に歳出全部について質疑をお願いします。歳出全部です。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 後期高齢者の場合の病院にかかる場合ですね、かかりつけ医というか、その関係はどういうふうな、どこでも行っていいっていうか、最初かかりつけ医を通さなくちゃいけないとかですね、そういったのがありますか。もうすぐどこでも診療受けていいって形になってる。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後4時56分

再開 午後4時56分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（井上理恵君） お答えいたします。後期高齢者だからといいまして、どこの病院が限られて受診をするというようなことはありません。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、歳入全部について質疑をお願いします。歳入全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 最後に、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

森田議員。

○5番（森田精子君） 後期高齢者の保険料、受診した時の保険料が今現在1割ですけれども、新聞等々によりますと所得に応じて区分されると思いますけれども、その時期ってというのは大体いつ頃ってというのはわからないでしょうか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（井上理恵君） 保険料ではなくて自己負担のことかなと思いますけれども、昨年ぐらいからですかね、時折報道等でも後期高齢者医療の自己負担が給付と負担の見直しを図るという観点から、ちょっと割合が高くなるのではないかとという報道等もあっておりましたけれども、まだ現在のところ、いつからというのは決まっておらないようです。国等の情報を見ますと、今年6月ぐらいに国の骨太の方針が出る頃には、そのへんも数字的なものが出るのではないかとというふうに聞いております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 後期高齢者制度についてですけれども、2008年の制度導入以来、5回にわたる保険料値上げが実施されております。高齢者の生活を圧迫するものになっております。高齢者の方々の生活と健康を守る立場から考えますと、こうした保険料の値上げや窓口負担の引き上げに反対をするものでありまして、この制度につきましても、国庫負担を増やさなければ負担が継続をしまいたします。また、もともとこの制度そのものが、

年齢で医療の差別化をする許されない制度だというふうに考えております。このような点でこの予算については反対をするものです。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 議案第26号、令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、前年度から1,325万の増額予算とはなっておりますけれども、被保険者の医療費給付費が増大していることからやむを得ないことであるかと思っております。この後期高齢者の予算につきましては、適正に予算編成してありますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第26号「令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案どおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第27号 令和2年度甲佐町水道事業会計予算

○議長（宮川安明君） 日程第5、議案第27号「令和2年度甲佐町水道事業会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 議案第27号、令和2年度甲佐町水道事業会計予算について説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

総則、第1条、令和2年度甲佐町水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりといたします。第1号、給水戸数3,277戸。第2号、給水人口、8,615人。第3号、年間総給水量、90万立方メートル。第4号、1日平均給水量、2,466立方メートル。第5号、主な建設改良工事、県道宇土甲佐線配水管敷設替工事、事業費、1,613万6,000円。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

収入です。第1款、事業収益を1億6,204万5,000円としております。内訳としましては、第1項、営業収益。第2項、営業外収益。第3項、特別利益です。

支出です。第1款、事業費を1億6,204万5,000円としております。内訳としましては、第1項、営業費用。第2項、営業外費用。第3項、特別損失。第4項、予備費です。次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,982万6,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額694万1,000円及び過年度分損益勘定留保資金5,288万5,000円で補填するものと

いたします。

収入です。第1款、資本的収入を6,322万1,000円としております。内訳としましては、第1項、企業債。第2項、固定資産売却代金。第3項、繰入金です。

支出です。第1款、資本的支出を1億2,304万7,000円としております。内訳としましては、第1項、建設改良費、6,983万4,000円。第2項、企業債償還金、4,821万3,000円。第3項、予備費です。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、下記のとおりと定めます。起債の目的は、施設整備事業費及び施設更新事業費。限度額は6,250万円。起債の方法は証書借入または証券発行。利率は5,0%以内。償還の方法は、借入れ先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、また、繰上償還もしくは低利に借り換えることができますものとします。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は、5,000万円と定めるものとします。次のページをお願いいたします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないものとします。第1号、職員給与費、2,279万1,000円。棚卸資産購入限度額。第8条、棚卸資産の購入限度額は、300万円と定めます。令和2年3月6日提出、町長名です。

なお、4ページから34ページまでに予算説明資料を添付しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部についての質疑を行います。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） もう1ページですけれども、第2条の(5)番で、主な建設改良工事ということで、県道宇土甲佐線の配水管の布設替え工事がございますけれども、この施工箇所と主な概要について、わかる範囲で説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 老朽管の布設替え工事を乙女地区のほうで進めておりまして、下田口にありますお寺さんの横からちょっと村中、下田口の村中を通して宇土甲佐線に入りまして、以前、田口加圧所っていう所がございましたが、旧の宇土甲佐線でございます。山沿いの。そこの所、ずっと布設替え進んでおりまして、現在、宇土甲佐線側からのグリーンセンターの入口の付近まで、口径を大きくしながら耐震管への布設替えが進んでおりますが、その延伸でございまして、令和2年度におきましては、田原の五叉路の付近まで150ミリの配水管を布設替えするというので、延長が300メートル弱となっております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

森田議員。

○5番（森田精子君） すみません、資料の75ページの一番下の段の資本的支出と項1建設課改良費というのは何ですかね。お尋ねします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 建設課改良分、すみません、75ページの。すみません、建設課改良費、建設改良費の誤りです。大変申し訳ありません。75ページの一番下の予算科目の款1、項1の所が建設課改良費となっておりますが、建設改良費の誤りでございます。大変申し訳ありません。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

ありませんか。

ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 議案第27号、令和2年度甲佐町水道事業会計予算であります。

水道会計におかれましては、水道事業基本計画に基づきまして、確実に年次ごとに実施されております。多少の漏水はありますけれども、これはあくまでも許容範囲内であると考えられます。よって、安心安全な水を安定供給されている水道事業会計でありますので、本案に何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第27号「令和2年度甲佐町水道事業会計予算」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号「令和2年度甲佐町水道事業会計予算」は、原案どおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後5時15分

再開 午後5時23分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 発議第1号 甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第6、発議第1号「甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

岡本事務局長。

○議会事務局長（岡本幹春君） それでは朗読いたします。発議第1号、令和2年3月10日、甲佐町議会議長宮川安明様。提出者、甲佐町議会議員荒田博、同じく甲佐町議会議員宮本修治。

甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を、地方自治法第112条及び甲佐町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由、甲佐町課設置条例の一部改正に伴い、本条例を改正する必要性が生じたためです。次のページをお願いいたします。

甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例。甲佐町議会委員会条例の一部を次のように改正する。第2条第2号を次のように改める。2号、産業厚生常任委員会6人。①住民生活課の所管に属する事項。②健康推進課の所管に属する事項。③福祉課の所管に関する事項。申し訳ありません、ここにつきましては、改めて差替えをお願いしたいと思いますが、ここ、所管に関するのではなく、所管に属する事項ということでお願いいたします。④環境衛生課の所管に属する事項。⑤農政課の所管に属する事項。⑥建設課の所管に属する事項。⑦農業委員会に属する事項。

附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 提出者の説明を求めます。

7番、荒田博議員。

○7番（荒田 博君） 今回の委員会条例の改正につきましては、執行部から今定例会に上程され可決されました甲佐町課設置条例の一部改正に伴うもので、委員会条例第2条第2号の産業厚生常任委員会の所管において、総合保健福祉センターを健康推進課に改めるとともに、あわせて所管する課名を課設置条例の課の順序と同一になるように改めるものです。議員各位におかれましては、賢明なるご判断を承りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川安明君） これに質疑を行います。何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 先ほどの訂正があった部分、③の部分はですね、新旧対照表のほうも間違っておりますよね。それだけ。

○7番（荒田 博君） その点におきましてはですね、改めて訂正、改正案のほうの、福祉課の所管に関するところを属するというふうに訂正してですね、また作ってお配りしたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 今回の発議でありますけれども、甲佐町の町のほうの課設置条例に基づいて議会のほうの所管を決めるということでもありますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから発議第1号「甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申出について

日程第8 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申出について

○議長（宮川安明君） 日程第7、総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申出について、日程第8、産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申出について、以上2件については一括議題とします。

お手元に配付のとおり、総務文教、産業厚生の中の二つの常任委員会から閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りします。ただいま申出の二つの常任委員会からの申出書のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申出については、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第9 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申出について

○議長（宮川安明君） 日程第9、議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申出がっております。申出のとおり閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これで会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりごあいさつをお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、3月定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、3月6日から本日までの5日間にわたり、ご提案をいたしました令和元年度各会計補正予算、令和2年度各会計予算、条例案件などの多くの案件につきまして精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びになりましたことは、町政の執行にあたり、ご同慶に存ずるものであります。

今期定例会につきましては、昨年9月に4期目の町政を預かることとなり、令和2年度が実質的にリスタートの年度というふうになります。加えまして、師富副町長の再任につきましても、議員各位のご同意をいただき、非常に心強く感じるところでもございます。

ご議決をいただきました補正予算や令和2年度各会計予算をはじめ各議案の成立によりまして、今後の復旧復興に全力を挙げて取り組むこととなりますが、気持ちも新たにして町政全般にわたり、尚一層の政策推進を図り、町民の皆様の生活再建と福祉の向上に努めますとともに、今議会でご提案、ご指摘をいただきました事項につきましては、今後の町政運営に生かしていく所存でございます。

現在、新型コロナウイルス感染防止に係る対策等により、本町の町民の皆様の健康保持はもとより、経済面での影響も非常に危惧をしているところではありますけれども、今後も町政発展に向けまして、議員各位には特段のご協力とご指導をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、本年3月末日をもって一圓総務課長、井上住民生活課長、山本会計課長、仲原社会教育課審議員、4名が定年を迎えられます。議員各位にはこれまで本当に温かくご指導をいただきましたことに対しまして、私のほうからも改めての心からのお礼を申し上げさせていただきます。ありがとうございました。4名の皆様の新たな環境のもとでのご活躍を祈念申し上げます。

最後に、議員各位のますますのご活躍をご祈念申し上げて、令和2年第1回甲佐町議定会定例会の閉会のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（宮川安明君） 本定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、6日に開会、本日10日まで5日間にわたり多数の重要案件を終始熱心に審議され、本日ここにすべて議了、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠に同慶に堪えません。ここに今会期中における議員並びに執行部各位の努力に対し、深く感謝を申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望等を十分に尊重していただきますように切に希望いたしますとともに、議員各位におかれましては、今後とも町民の皆様の付託とご期待に応えるべく、さらにご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、皆様にはくれぐれもご健康に留意いただきますようお願い申し上げます。令和2年

第1回甲佐町議会定例会を閉会いたします。 お疲れさまでした。

閉会 午後5時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会会議録
令和2年第1回定例会

令和2年3月発行

発行人 甲佐町議会議長 宮川安明

編集人 甲佐町議会事務局長 岡本幹春

作成 オフィスエムワン TEL (096) 234-2208

甲佐町議会事務局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198